

目次

1 設置の趣旨及び必要性	... P.2
2 課程の構想	... P.14
3 本研究科、専攻の名称及び学位の名称	... P.14
4 教育課程編成の考え方及び特色	... P.14
5 教員組織の編成の考え方及び特色	... P.22
6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	... P.25
7 特定の課題についての研究成果の審査	... P.30
8 施設・設備等の整備計画	... P.31
9 基礎となる学部との関係	... P.33
10 入学者選抜の概要	... P.33
11 取得可能な資格	... P.38
12 「大学院設置基準」第2条の2又は14条による教育方法の特例の実施	... P.39
13 2以上の校地において教育研究を行う場合	... P.40
14 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	... P.41
15 管理運営	... P.42
16 自己点検・評価	... P.43
17 情報の公表	... P.44

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 本学の沿革と建学の精神

学校法人常磐大学（以下、本法人という）は、創立者である諸澤みよが明治 42（1909）年に裁縫教授所を開設したことに始まり、大正 11（1922）年には水戸常磐女学校を開校、その後、短期大学、幼稚園、大学、大学院、中等教育学校を順次開設し、現在では幼児教育から高等教育までをカバーする総合教育機関である。開設時からの建学の精神である「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」を基本的な理念として、この水戸の地において実学教育と人間教育の実績を積み上げてきた。また、「自立」「創造」「真摯」という教育の理念と併せて、実践的な能力を有し、主体的に考え行動できる人材、創造的な知性と豊かな人間性を備え、真摯な態度を身に付けた人材を育成し、社会へ送り出すことで地域社会の発展向上に努めている。

(2) 研究科設置の背景

本法人は、今回新たに申請する看護学研究科看護学専攻修士課程（以下、本研究科という）の基礎となる看護学部看護学科を平成 30（2018）年に新設した。そのきっかけは独立行政法人国立病院機構水戸医療センター（以下、水戸医療センターという）が、平成 27（2015）年 8 月に公募した、「独立行政法人国立病院機構水戸医療センター敷地内の土地・建物を活用し看護大学及び看護大学院の設置・運営事業」に対して本法人が応募し、事業委託者として決定したことによる。また、その公募の趣旨には、「今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応出来る専門職業人を育成するため」「看護大学及び看護大学院との連携を行うことで、医療の質の向上に貢献できる人材の育成、確保を図っていく」との条件も付されていた。したがって、学部の開設と同時に、大学院の設置も必然的に想定されており、基礎となる看護学部が最初の卒業生を輩出する、令和 4（2022）年の開設を目指し、認可申請に至った。

(3) 設置の時期の観点からの理由・必要性

本研究科は看護学部（平成 30（2018）年 4 月開設）の第 1 回生が卒業する令和 4（2022）年 4 月に開設を予定している。その理由は、一般に看護系大学院は実務経験者の入学を前提としていることが多いが、看護学も専門職業として学問としてさらに発展し続けるには他の学問分野と同様に、学部を卒業すると同時に引き続き大学院で学び続けたい者、すなわち、継続的に研究基礎力をさらに磨きたい者にも道を拓きたいとの趣旨からである。また、同じキャンパス内で学部生と大学院生が共に学ぶことはお互いが刺激し合い相乗効果を生むことにもつながるので、そのような機会をできるだけ早く提供したいからである。

(4) 校地校舎の位置の観点からの理由・必要性

本研究科の学生（以下、院生という）は見和と桜の郷の 2 つのキャンパスで学ぶが、見

和キャンパスは茨城県の県庁所在地である水戸市、桜の郷キャンパスは水戸市に隣接する東茨城郡茨城町に立地している。いずれも茨城県の中央部（県央地域）に位置し、他の4地域（県北地域、県西地域、県南地域、鹿行地域）に囲まれており、電車または車でアクセスしやすい便利な立地条件を備えている。県内の修士課程を有する看護系大学は3校しかなく、そのうち2校は県南地域に、1校は県北地域に偏在しており、本学が立地している県央地域にはまだない〔資料1〕。

研究科修士課程の潜在的入学者と見込まれる看護職者が多く所属している保健医療施設18カ所の看護部長ら幹部職員36人に聞き取り調査を実施した。その結果、詳細は後述するが、これまでは遠いことを理由に大学院への進学をためらう職員や遠方への進学を理由に退職する職員がいたことから、18カ所いずれの施設も利便性のよい本学に研究科が開設されることを高く評価し、期待を寄せていた。

（5）社会的背景の観点からの理由・必要性

感染症は克服したという我が国の認識は、今回のCOVID-19問題でも明らかな様に見事に崩れ去った。国境を越えて広がった国際新興・再興感染症は突然我々の日常生活を脅かし、深刻な保健医療及び経済上の問題を引き起こしうることを証明した。これはWHOをはじめとする世界の感染症の専門家であっても予測不能で、有効な対策を準備できない事態は今後も起こりうることを我々に教えてくれた。また、世界に先駆けて生じた我が国の超少子高齢化社会の到来や地球規模の気候変動に伴う災害は疾病構造の変化や複雑化を招き、我が国が長年誇ってきた国民皆保険制度まで脅かしている。このように我が国の保健医療の現状は、今までの経験や教育及び対策だけでは解決できない重大な困難に次々に直面しつつあり、今後もそのような状況は続いていくものと考えられる。

これらの問題をどのように解決すべきか。厚生労働省は「保健医療2035提言書」（平成27年6月）の中で、団塊のジュニア世代が高齢者となる2035年までに保健医療の大胆なパラダイムシフトが必要であり、健康は従来の医療の枠組みを越え、国民一人ひとりが保健医療における役割を主体的に果たすことによって実現すると謳っている。そして、2035年に向けた3つのビジョン、「リーン・ヘルスケア」「ライフ・デザイン」「グローバル・ヘルス・リーダー」を掲げた。私たちは特に前者2つのビジョンに注目した。「リーン・ヘルスケア」はコスト意識の高い医療の提供、健康増進や予防から終末期まで切れ目のない一貫した医療、患者の価値を主眼とした評価体系の確立、保健医療のベンチマーキングと情報開示、地域主体の保健医療への再編を、そして「ライフ・デザイン」は医療における個人の主体的選択と意思決定を支えるケア・支援の確立と普及、健康や予防に関するエビデンスや指標づくり、予防に関する取組みの飛躍的進展などを目指している。これらを実現するために5つのインフラを整備する必要性にも言及しているが、その中の一つが次世代型の保健医療人材であり、「保健医療システムがその役割を十分果たせる、技術の進歩や時

代の要請の変化を捉えた医療従事者像、医療像を常に検討し、実現に向けて人材育成のあり方も更新し続ける必要がある」と述べている。

次世代型保健医療人材を看護職者に絞って考えてみると、これからの時代に活躍する看護職人材には、個人の主体的健康づくり、地域包括ケアシステム及び在宅医療の推進など保健医療サービスのシフト、ならびに入院期間の短縮や進化し続ける高度医療に対しても適切に対応できる看護職者が求められている。特に、膨らみ続ける保健医療財源問題や予測困難な国際新興感染症パンデミックなどの問題を解決するためにも、これまでのように3つの免許制度に基づく業務分担ではますます対応できなくなっていくだろう。したがって、それぞれの特徴は生かしつつ連携と協働を推進していくためにも、看護職全般がリスクアプローチだけではなく、ポピュレーションアプローチによる健康増進や臨床予防にも積極的に取り組む必要がある、共通して身に付けるべき能力と人材育成のあり方を検討していく必要がある。

このように、これから活躍する看護職者は、市民のアドヴォケーターとしての視点を持って将来の予測不能な課題にも果敢に挑戦し、新しい戦略を開発できる質の高い看護力を身に付けなければならない。多くの場合、看護職者の活動はチームで活動することが特徴であると言える。したがって、市民や多様な専門職とパートナーシップを組んだ地域づくりなども含め、社会を先導する看護人材には強力なリーダーシップと教育力及び経済観念を備えた優れた実践者リーダーが不可欠である。このような人材の育成は新しい教育戦略を持った大学院教育によってのみ達成できよう。

しかし、本県の修士号以上の学位を持った看護職者の職種別の割合は保健師 2.5%、助産師 3.2%、看護師 0.6%、計 0.8%に過ぎず（平成 30 年度茨城県保健福祉部）、これまで述べてきた課題解決への道りは遠いと言わざるを得ない。よって、本県において更なる看護系研究科の設置は急務である。

（6）本研究科入学者及び修了生に係るニーズ調査

本研究科の使命は、「保健医療 2035 提言書」（厚生労働省、平成 27 年 6 月）に示された「保健医療の大胆なパラダイムシフト」の実現に寄与するために、次世代型保健医療人材、すなわち「看護系の高度専門職業人」と彼らを支える「将来の教育研究者」の養成にある。

彼らを養成するために、本研究科はどのようなプログラムを準備すべきかを把握するために複数の調査を行った。

1) 入口調査

①本学看護学部在校生の進学希望調査（令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月調査）

常磐大学（以下、本学という）における看護学部学生の修士課程教育に関する需要を知るために本学部 2・3 年生（第 1 回生と第 2 回生）を対象とした入口調査を実施した。その結果では、回答者数 169 人（第 1 回生 84 人、第 2 回生 85 人）中、「開設初年度（2022

年4月入学)に受験したい」と答えた者は7人(第1回生)、「将来、必要に応じて受験したい」と答えた者は23人で(第1回生15人、第2回生8人)合計30人、回答者全体の17.8%であった。また、このうち、「合格した場合、入学したい」と答えた者は20人(66.7%)、「合格した場合、併願校の結果によっては入学したい」と答えた者は10人(33.3%)であった。「開設初年度(2022年4月入学)に受験したい」と答えた7人(第1回生)全員が「合格した場合、入学したい」と答えている。これにより、本看護学部学生の本研究科への期待は大きいと言える【資料2】。

②県内の保健医療機関・施設で働く看護職者を対象とした調査(令和2年12月～令和3年1月調査)

本研究科の学生確保の見通しを調べるもう一つの資料として、県内の保健医療機関・施設で働いている看護職者を対象に調査を行い、2,095人から有効回答を得た。その結果、「開設初年度(2022年4月入学)に受験したい」7人、「将来必要に応じて受験したい」312人で、合計319人の進学希望者があり全体の約15%であった【資料2】。学部生の調査結果と合算すると、開設年度から学生確保の見通しは達成できると判断できたが、今後もあらゆる機会をとらえて大学院生のリクルート活動を行い、本研究科の定員数の増加に向けた取り組みをしていきたい。また、本研究科への進学について69施設中33施設が「進学を推奨するが、本人の意思に任せる」と回答し、さらにそのうちの9施設が「現在、入学を推奨したい人がいる」と回答した【資料3】。

2) 出口調査

県内の保健医療機関・施設の管理者を対象とした調査(令和2年12月～令和3年1月調査)

県内の保健医療機関・施設69の管理者から回答を得た。その結果、大学院修了生を「採用したい」が10施設、「採用を検討したい」が27施設、計37施設、約54%が採用の意欲を示し、採用可能人数を乗じた合計は42人であり、予定する入学定員6人を大きく上回る回答を得た【資料3】。

したがって、本学大学院が令和4年4月に設置構想する「看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)」の人材需給見通しは問題ないと判断できる。

3) 看護幹部職員への聞き取り調査(令和2年2月～令和2年3月調査)

県内の主要な保健医療機関・施設の看護幹部職員への聞き取りによるニーズ調査を実施した。当初令和元年11月に調査を計画した段階では、茨城県内全域の主要な病院29、地方自治体の保健機関8、訪問看護施設4、計41か所が対象であったが、COVID-19の急激な感染拡大により主要な病院18か所の調査を終えた令和2年3月初旬の時点で中止せざるを得なかった。

しかし、限界のある中でも本研究科がどのような人材を養成すべきか、どのような教育課程を準備すべきかについて有用な参考資料〔資料 4〕が得られた。

ア. 期待する修了生像について

病院管理者が期待する修了生像として挙げたのは、主体的に働き人材育成や適切な助言・指導など実践的サポート能力をもち組織に貢献できる人、病院経営・医療安全などに明るく組織横断的なマネジメント力を持ち組織に利益をもたらす管理者、看護の立場から住民や地域の問題を発見し政策に結び付けられる、また 2040 年を見据えて「茨城県地域医療構想」に対応できるなど活動の場を地域にまで広げられる人、自ら判断できる高度なケアができ臨床現場で活躍できる実力を持った実践者などであった。

これらの意見は「保健医療 2035 提言書」（平成 27 年 6 月）の次世代型保健医療人材に通じるものである。すなわち、本研究科の養成する人材像は修了生が活躍する実践現場の専門性だけでなく、同時に真のリーダーシップを備えた実践者リーダーを期待していると考えられることから、まずは、実践者リーダーの養成に主眼をおくこととする。

さらに、「学力レベルが高く優秀であるというだけではなく・・・」「個人のキャリアアップに止まらず・・・」や「修士課程修了者が実践現場で必ずしもモデルとして適切な態度や看護活動ができているとは言えない」という率直な厳しい意見も聞かれた。

このような否定的評価の原因は研究科における高度専門職業人養成の教育の在り方にあると推測できる。現時点でも修士課程教育において看護学の一部である専門領域に特化した高度な知識の修得と研究及び修士論文作成などにほとんどの時間が割かれ、学んだ知識やスキルをどう実践や組織に活用するかという、学識を実践に変換するための学修・経験が不足しており、修了生まかせになっている大学が多いという事実がある。そのため実践現場で修了生は学識を披露できても、課題解決のための具体的アイデアや計画、具体的行動には結びつかないことが多々あり、同僚の反感、勤務スケジュールの調整など配慮してきた管理部門の失望など否定的な評価につながっている事実もある。これらに対しては、修了後の研究科によるバックアップ体制の充実も求められるが、実践現場が期待する実践的能力開発を目標にした研究科教育プログラム自体の不十分さによることが大きい。

現在、日本の実践現場、特に病院で看護職者全員に対して院内教育の一環として研究に力を入れている病院が多く、一部の職員ではそれが苦痛であるとして退職理由となっている。今回の調査でも看護管理者から大学に看護師への研究指導を期待する声が少なからずあった。米国の医療過誤を減らすための看護教育の認定基準を策定した組織 Quality and Safety Education for Nurses（以下、QSEN という）は臨床現場の看護職者に必要なコンピテンシーとして人・家族／市民中心のケア、質改善、安全、科学的根拠に基づく実践（Evidence-based Practice：以下、EBP という）、チームワークと協働、情報科学の 6 つを挙げている。研究に関連あるコンピテンシーは EBP であるが、それは看護の実践者が研究できることではなく、定期的に国内外の看護学術雑誌等に発表される多くの看護研究

の知見（論文・報告）を読み、自らの経験にも照らして、現場の課題解決に活用する研究の利用者としての能力である。看護界において、科学的根拠に基づいた看護

（Evidence-based Nursing: EBN）や EBP の概念は知識としては普及しているが、それを実行に移すための体系的教育が教育機関でも実践現場でも圧倒的に不足しているのが日本の現状である。我々はこのような課題を解決するために役立つ人材養成が看護界における喫緊の課題であると考えている。諸外国に比べ、修士課程、博士課程への進学率がかなり低く、DNP（Doctor of Nursing Practice）教育が芽吹いたばかりの日本では、組織の中でこの役割を中心的に担う人材の養成機関はまだ大学院修士課程が最適であると言える。

また、現場の問題として、新人看護師の早期離職問題をはじめ、慢性的な看護師不足がある。看護職者の活動はチームで働くという特徴があり、上記の原因の1つに上司や同僚との軋轢や彼らから十分な指導や支援がもらえないなど組織的な問題も考えられる。また、適切な業務分担やキャリア発達体制などが魅力的なものになっていないなどの問題もある。チームがうまく機能するには優れたファシリテーターでもある、幅広い実力を備えたリーダーが不可欠である。これら看護職者側の問題は必ず看護サービスを受けるクライアント側の問題にも直結するので、早急に解決が必要である。この課題に対する有力な対策になりうるのは、大学院修士課程で質の高い実践者リーダーを数多く育て、現場の看護の質を持続的に向上させることである。

また、本調査結果から病院で働く看護師であっても地域にまで視野に入れて活躍できる有能な看護職人材への期待が大きい病院が複数あることがわかった。活躍の場を地域は保健師、病院は看護師としてきた今までのステレオタイプの看護職者像から実践現場がすでに脱却し始めており、彼らの期待に応えることが本学の使命であると痛感した。

イ. 具体的な有資格者についての要望

科学や医療の進歩が加速するのに伴い看護職者にはますます高い専門性が求められるようになってきた。我が国では世界に類を見ないスピードで超高齢化社会が到来して長寿化時代になり、高齢者への先進治療や手術等が積極的になされるようになった。

したがって、本調査において高度実践看護師（専門看護師）等の有資格者に限って述べると、希望が高かった順に、老人看護専門看護師が 7、がん看護専門看護師 6、認定看護管理者 5、精神看護専門看護師 4、小児看護/家族支援専門看護師 3、慢性看護専門看護師 3、急性・重症患者看護 2、在宅看護専門看護師 2、感染看護専門看護師 1 であった。

しかし、本調査結果を解釈する際には、彼らの母集団を考慮する必要がある。県内のほとんどの病院には成人や高齢者を対象とする病棟があるが、精神病棟や小児病棟を持つ病院は極端に少ない。したがって、単純に数値の比較によりその必要性を判断できない。

小児看護専門看護師の必要性に関して全国的見地からみれば、少子化の影響により小児医療体制が脆弱化する一方、先進医療や科学技術の進歩に伴い、一昔前は助からなかった超早産児や先天異常、難病等をもつ乳幼児が助かるようになり、その多くは重症心身障害

や障がいなどをもち、医療的ケアを受けながら成人期まで成長し続ける傾向が高まっているので、少子化時代にもかかわらず、結果的に病気や障害をもつ子どもたちの数は増加傾向にある。しかし、小児科医、特に専門医の不足は深刻である。これらを解消するために小児の医療体制は、重点化・集約化が進み、特に高度先進医療を中心に更なる集約化の必要性が厚生労働省保健局「子ども医療制度の在り方等に関する検討会 議論のとりまとめ」（平成28年3月）でも提唱されている。そのため、医療過疎地域の高度専門的治療を要する子どもは遠方の医療機関に通院、入院を余儀なくされる。小児医療の重点化・集約化は治療成績の向上と国や地方自治体の医療費負担の軽減に寄与するが、子どもと家族の身体的、精神的、経済的負担は極めて大きいと言える。その解決の一つの方法として、地域包括ケアの枠組みの中で、地域で生活する病気や障がいをもつ子どもに対する支援の検討が進んでいるが、今後も自らの役割拡大を進めながら卓越した実践を行うことのできる小児看護専門看護師のニーズはより一層高まると考えられる。したがって、日常的に高度な医療管理を要する子どもとその家族を身近で支えるとともに、卓越した看護実践力でケアシステム全体を改善し、小児医療の偏在を埋めることに貢献できる小児看護専門看護師の養成が重要である。

茨城県においては、小児病棟（混合病棟を除く）を持つ病院は県内4施設（県南地域2か所、県央地域1か所、県北地域1か所）であり、実際に聞き取り調査ができたのは2か所（県央と県北）のみであったが、いずれも小児看護専門看護師が必要と回答した。しかし、表1に示した通り、現時点で県内にある看護系研究科は3か所あり、小児看護専門看護師を養成する大学は県南に1大学あったが、現時点では中断している。再開したとしても、小児病棟を100床以上有する2病院が所在する県央地域や県北地域から県南地域にある当該大学までは55~80kmも離れている。通学が大変不便である上に入学者定員が一桁と少ないこともあり、茨城県内の小児医療の質改善のためには本学が小児看護専門看護師養成を行う社会的理由が明確にあると言える。

表1 茨城県内の大学における高度実践看護師（専門看護師）教育課程の開設状況〔2021年度時点〕

No.	大学名	筑波大学大学院 人間総合科学学術院 人間総合科学研究群 看護科学学位プログラム 【 県南 】	茨城県立医療大学 大学院 保健医療科学研究科 【 県南 】	茨城キリスト教大学 大学院 看護学研究科 【 県北 】	常磐大学大学院 看護学研究科 【 県央 】
	専門看護分野				
1	小児看護学		(○)		(○)
2	老年看護学		○		
3	精神看護学	○			(○)
4	家族看護	○			
5	がん看護	○			
6	慢性看護	○		○	
7	クリティカルケア看護			○	

(○) は2021年6月現在で教育課程を中断または申請予定の大学である。

また、本研究科で「小児看護専門看護師」の養成を担当する教員組織は教授 2 人、講師 2 人の 4 人体制であり、うち 3 人が学位を有している。教授 1 人は今回が 4 校目となる小児看護専門看護師教育課程の立ち上げと長年の教育研究実績を持ち、もう 1 人の教授は小児看護全般の教育に精通している。講師 1 人は、多様な小児病棟での臨床経験 15 年と小児看護専門看護師として臨床 15 年の経験及び「小児看護外来」開設等の優れた経験を持ち、大学に異動した現在も専門性を活かしその実務を継続している。もう一人の講師は、大学付属病院での NICU・GCU・乳児病棟・小児病棟での臨床 26 年と大学教育 4 年の経験をもっている。本研究科はこのように十分な教育指導体制を整えている。

次に、全国的な見地から精神看護専門看護師の養成課程を置く理由について述べる。精神看護専門看護師は、現代社会において多様化、かつ複雑化した精神保健に関する問題に対処し、患者の精神状態の重症化の予防、生活の質向上、または医療職者間の調整をはかり、メンタルヘルスを良好に保てる職場環境に貢献するなど、保健医療チームにおいて主要な役割を果たしている。特に精神科リエゾンチームや認知症ケアチームにおいては、精神看護専門看護師のマネジメント能力、変革者としてケアシステム・制度設計に関与する能力は不可欠といえる。このように社会的なニーズに応じて精神看護専門看護師は年々増加傾向であり、2021 年のわが国の専門看護師全体に占める精神看護専門看護師の割合は、13.4%でがん看護専門看護師に次いで多い。また、現在のわが国の高齢者人口の増加に伴う認知症有病者の増加は著しく、特にレビー小体型認知症、前頭側頭型認知症といった著明な精神症状を呈する認知症患者が増加傾向にある。さらに BPSD（認知症に伴う行動・心理症状）によって、心身のケアに難渋するケースが、一般病院・精神科病院、介護保険施設、在宅など多くの看護場面でみられている。これらの著明な精神症状や BPSD を呈する認知症患者が抱える複雑化した多様な問題の解決のためには、専門教育を受けた看護師による高度な看護実践が求められる。また、本聞き取り調査からも認知症に対応できる看護職者への期待が切実なものと理解できた。その理由は、調査年の令和 2 年（2020 年）に診療報酬の改定がなされ、認知症ケア加算が引き上げられたことである。認知症ケア加算 1 及び 2 とともに専門性の高い看護師の配置が条件に掲げられ、その中に、「精神看護専門看護師」が認められているからである。したがって、彼らに対する看護管理者の期待には並々ならぬものがあったが、この動向は全国的なものであろうと容易に推測できる。

茨城県に焦点を当てて述べると、前述したように全国では専門看護師全体に占める精神看護専門看護師の割合は 13.4%であるが、茨城県においては 0.9%と非常に少なく、現在茨城県で活動している精神看護専門看護師は 3 人のみである。そのため茨城県において、精神科病院、一般診療科病院に関わらず活躍する精神看護専門看護師の養成は喫緊の課題となっている。県内の精神看護専門看護師の養成は県南地域に 1 大学あるのみで、期待に応えられていないのが現状である。

したがって本研究科では、精神看護専門看護師の教育課程を設け、リエゾン精神看護、及び認知症看護のスペシャリストを養成する。さらに、本研究科に精神看護専門看護師の

認知症看護のスペシャリスト養成のため教育課程を置く理由として、本研究科教員組織に関する強みも挙げられる。本研究科での精神看護専門看護師課程の教育は、精神科看護のみならず認知症看護に関し多くの実践を持ち、長年認知症看護に関する研究に取り組み、また、精神看護専門看護師として認知症患者の問題解決に直接関与した経験があり認知症看護の教育に関して、高度な専門性をもつ教員が担当することが可能である。具体的には「精神看護専門看護師」養成を担当する教員組織は教授、准教授、講師の3人体制であり、2人が学位を有している。うち、教授は病院や訪問看護の現場で認知症看護にも多くの実践経験があり、研究科を含む15年の大学教育経験があり、精神看護全般の教育に精通している。准教授と講師は精神看護専門看護師教育課程を修了しており、准教授は臨床経験12年、大学教育4年の経験を持ち、特に認知症をテーマにした優れた研究業績を有している。講師は精神看護専門看護師として非常勤を含め約7年弱の臨床経験と同じく非常勤も含め助教として4年の経験を持つ。このように、教育を支える教員組織も整っているため、本学が精神看護専門看護師養成課程を置き、リエゾン精神看護及び認知症看護のスペシャリストを養成する社会的理由があると言える。

最後に、本研究科で認定看護管理者教育をする必要性について述べる。まず、全国的見地からである。新興感染症や災害などの健康危機の頻発を含め、変化し続ける医療情勢のなかで、看護職は、ヘルスケア職種の中で最も大きな集団を有し、医療と生活の両面から人々の健康にかかわることができる職種として、病院、在宅、行政など多様な場でその専門性を発揮することが期待されている。

看護職の一人ひとりの専門性が活かされ、集団として効果的に機能するために重要なのが看護管理である。チーム、組織、地域、国、国際社会と様々なレベルにおいて、健康にかかわる課題を捉え、それらの解決に向けて、資源を調達し人々を組織化して、多様な専門家と協働しながらリーダーシップを発揮していくことのできる力のある看護管理者が求められている。もっとも住民に近いところであって地域に密着し健康をささえる中小規模病院は、地域包括ケアの鍵を握る存在である。これらの病院長と事務長を対象とした調査(志田ら、2015)及び「中小規模病院の看護管理能力向上を支援するガイド」(手島恵ら、2016)からは、看護管理者の能力開発を求めていることが示されている。

医療の質は経営部門を含めた多職種間協働によって左右されるが、医療の質保証のためにはEBPが不可欠である。近年、経営・管理や政策過程の実施には、Evidence-based ManagementやEvidence-based Policy Makingが求められている。看護管理・政策に関連する研究成果を現場に活かす能力をもった看護管理者は、多職種と対等の立場で看護の専門性を活かして経営・管理に参画することができる。

しかし、現在の認定看護管理者教育は、専門看護師の教育が卒後教育として行われているのとは異なり、現任教育としての位置づけが主流である。我が国においても高度実践看護師の教育が博士課程でのDNP教育へと進展しつつあるが、なお課題が多い。したがって、これからの不確実な時代において、情勢を読み、多様な人々とともにケアを創造する

看護管理人材、直観や経験のみではなく学術的な基盤をもつ看護管理人材の育成、すなわち、大学院での認定看護管理者教育が時代の要請として存在すると言える。

高度な実践能力を有する看護職、多職種と協働し、それぞれの力を活用した看護管理・行政を行っていくためには、看護管理者にも同等レベルの教育基盤が必須であるということである。大学院において、看護以外の学問領域へも視野を広げ、科学的思考を養って、研究成果を活用し、また現場の課題を専門家とともに解決すべく研究に参画できる人材育成が必要である。

茨城県の状況について述べると、2021年6月現在の認定看護管理者数は、全国で4,371人、茨城県内は59人である。資格取得に必要な教育をうけるには、管理者が現場を離れることが必要なことから、資格取得者を有する施設は、看護管理者の能力開発に理解があり、人員等で余裕のある病床数の多い病院に偏っている。全国の病院数は8,324施設、茨城県は175施設（厚生労働省医療施設動態調査 令和元年5月概数）であり、認定看護管理者がいる施設はほんの一握りにすぎない。我々が実施した「認定看護管理者」資格への要望は聞き取り調査で第3位に、また入学意向調査では有資格者の第1位（現看護職者49人）にあがっており、上位に位置していた。本研究科は遠隔授業システムの充実や夜間・土日の授業開講など働きながら学べる利点を活かしてこれらの要望に十分応えられる体制を準備している。

また、「認定看護管理者」の養成は看護管理教育学領域の中で行い、教員組織も教授1人、准教授3人の4人体制である。そのうち、学位取得者2人、看護管理学の博士後期課程教育経験者1人、実務家教員として日本有数の総合病院の看護部長・副院長経験者1人の優れた教員組織で教育に当たる。さらに、成人高齢者看護学領域の所属であるが県内地域中核病院の看護部長経験者も教授としていることから、茨城県の医療・看護の事情や特徴など側面からの助言・支援も期待できる。

他方、聞き取り調査から老人看護専門看護師やがん看護専門看護師への期待が高かったことも事実であり、その養成が本学に求められていることも確かである。しかし、高度実践看護師（専門看護師）教育課程を計画する際はどうしても本学の現在の教員組織を考慮せざるを得ない。したがって、開設当初の構想は、現場の要望と本研究科教員組織の「強み」が合致した「精神看護専門看護師」「小児看護専門看護師」、「認定看護管理者」の3タイプの人材養成から始めるが、近い将来に教員組織の充実により、地域から要望の高かった老人看護専門看護師やがん看護専門看護師の養成をはじめとする教育の拡大に努めたい。

- 出典① 志田京子、手島恵、吉田千文、飯田貴映子(2015). 中小規模病院の看護管理者に必要なとされている看護管理能力. 第19回日本看護管理学会学術集会抄録集, p.289.
- 出典② 手島恵、吉田千文、志田京子、勝山貴美子、飯田貴映子、神野正博 (2016) 平成26・27年度厚生労働科学研究費補助金地域医療基盤開発推進研究事業 「中小規

模病院の看護管理能力向上を支援するガイド」、pp.4-11

ウ. 本研究科修了生の採用意向調査からみた期待される人材像

質問紙調査に協力した 69 施設（病院 34、訪問看護ステーション 8、地方自治体 24、看護専門学校 3）のうち、当該項目に回答した 37 施設中、幹部看護者が採用したいと考える『実践者リーダー』は、回答数が高かった順に、「成人高齢者看護の現場で活躍する者」28（75.7%）、「地域在宅看護」25（67.6%）、「精神看護」16（43.2%）、「小児看護」13（35.1%）、「母性看護」8（21.6%）の順であった。また、修了後に試験を受けて日本看護協会から得る資格では、「認定看護管理者」16（43.2%）、「精神看護専門看護師」12（32.4%）、「小児看護専門看護師」3（8.1%）であった。「将来教育研究者を目指す者」は 10（27.0%）であり、構想したいずれの人材像にも十分な需要があることがわかった。

このように、医療の進歩に伴い看護職者にますます高い専門性が求められるようになってさまざまな実践者リーダー及び専門看護師等有資格者への期待が本県でも大きくなっていることもわかったので、これらの調査結果を根拠に、本研究科構想を組み立てることにした。

（7）養成する人材像〔資料 5/図 1〕

本研究科の使命は、世界、日本、茨城県の全域を見据えて、所属する組織の一員としてあらゆる人々の健康と福祉に貢献できる看護職者として、長期的・中期的視点から質の高い、高度専門職業人と教育研究者を養成することである。

使命を果たすために、本研究科が養成を目指す人材像の一つ目は看護系の高度専門職業人である。中でも、彼らが活動する実践の現場、または看護の専門分野の違いに関わりなく、所属する下部組織や組織全体の実践者リーダーの養成に重きをおく。ここで言うリーダーとは必ずしも組織上の役職・地位を指すのではなく、それぞれの立場でチームメンバーの能力を最大限に引き出し、組織のパフォーマンスを高める力を相互に学び合いながら、組織がチームとして提供する看護の質を持続的に向上させることができる者をいう。すなわち、自分の態度や行動を内省でき、クライアント・家族そして同僚や他職種及び関係者を尊重しながら協働または主導し、特にリーダーシップと指導力、コミュニケーション力を備えた看護実践の変革者として活躍できる者である。

また、修了後に専門看護師や認定看護管理者の資格を取得し、その専門性を生かして現場の課題解決に向けて活躍できる人材の養成も目指す。ただし、養成するスペシャリストの種類は、現時点での構想は現場の要望と本研究科教員組織の「強み」が合致した「精神看護専門看護師」「小児看護専門看護師」、「認定看護管理者」の 3 タイプの人材養成から始める。なお、ここでいう「認定看護管理者」の分類の中にはすでに資格を有しているが、学術的基盤の強化を目指す看護管理者も含んでいる。

二つ目は、将来教育研究者を目指す人材の養成である。上述したような高度な専門的知識と能力を持つ高度専門職業人を切れ目なく養成し続けるためには、高等教育、特に大学院教育を担う教育研究者を同時に養成していく必要がある。今回の本研究科構想には博士課程（区分制）の開設は含まれておらず、近い将来の実現を目指して要件を整えていく途中にある。したがって、本研究科の修士課程では将来博士課程に進学し、高等教育を担う教育研究者を目指す人材にも道が拓かれるように、スムーズに博士課程（区分制）での学修に移行できるようなプログラムも準備している。この場合でも高度実践力の育成は重視する。

（８）学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

上述したように養成する人材像は２種類に大別されるが、「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿（審議まとめ）」（中教審、平成31年1月）に示されたように、本研究科ではすべての修士課程修了生に、高度な専門的知識と社会を先導する力（特にトランスファラブルな力）のほか、修士レベル水準の普遍的スキルやリテラシー、STEAM、データサイエンス、及び幅広い教養を身に付けることを期待している。これらのいわゆる「知のプロフェッショナル」の育成は、米国看護大学協議会（AACN,2011）による「看護の修士課程教育の必須要素」ならびに日本看護系大学協議会（平成26年3月）がまとめた「看護学修士課程修了生が修得すべき能力」と合致しており、これらを参考に検討を重ね、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下の通り定めた。

1. 看護ケアを継続的に改善するために、看護学及びその周辺領域の科学、人文科学の知識・知見を統合できる。
2. 質改善と安全上の課題を特定し、方法、ツール、パフォーマンス測定、基準の明確化など質保証の原則を組織内で適用することを例証できる。
3. 提供する看護ケアや看護介入をより効率的にするために最新の科学技術や情報科学を積極的に活用できる。
4. 既存の研究知見を適用・応用し、上級レベルの知識を実践に転換でき、実践上の課題を解決し、その結果を普及することの重要性を認識できる。
5. 政策策定プロセスを用いて、人々の健康と擁護及び職業的発展のために政策や方針を改善または提案できる。
6. 質の高い、安全な看護を提供するために、組織とシステムのリーダーシップ及び教育の原則を実践現場に適用・応用できる。
7. 健康成果の改善を目指した専門職チームのメンバー及びリーダーとして、ケアの調整やコンサルテーションの役割を理解し、専門職間のコミュニケーションや協働の重要性を認識できる。
8. 臨床予防とヘルスプロモーションを目指す看護の提供において、文化的側面に配慮しながら人と家族／市民中心の方略を提案できる。

2 課程の構想

今回の本研究科構想には博士課程（区分制）の開設は含まれておらず、近い将来の実現を目指して要件を整えていく途中にある。したがって、申請は修士課程までの構想である。

3 本研究科、専攻の名称及び学位の名称

研究科の名称は「常磐大学大学院看護学研究科」とし、研究科には看護学専攻をおく。修了生に付与する学位は修士（看護学）であり、英名は Master of Science in Nursing（略称 MSN）とする。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

教育の目的を達成するために本専攻の教育課程は、多様な高度専門職業人を養成するプログラムと将来博士課程に進学して高等教育を担う教育研究者を目指す者を養成するプログラムを併存させたものである。

資料 5 図 1 は、本研究科の養成する人材像と教育課程の関係を体系的に示した図である。求められる高度専門職業人として各領域での実践者リーダーをめざす者、認定看護管理者をめざす者、専門看護師をめざす者を、さらに将来、教育研究者をめざす者を考慮して教育課程の編成をおこなった。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）の整合性、及び各科目との関連性が明確となるようにカリキュラム・マップ〔資料 6/表 2〕及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）と授業科目の対応関係〔資料 7/図 2〕を提示する。

本研究科の養成する人材像のいずれを選択したとしても、全ての院生は 8 項目から成る学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得し、学位を得るという目標は共通である。各院生が目指す修了生像は多様であるため、院生の履修上の区分は履修モデル〔資料 8/表 3〕によって明確にしている。

（1）教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

本研究科の教育課程は、「共通科目」「専門支持科目」「専門科目」の科目群から編成し、全ての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）達成を目指して体系的な学修ができるように、履修順序は、原則として、1 年次に学修の基盤となる「共通科目」と「専門支持科目」を、1 年次後半から 2 年次は専門性を高める「専門科目」を配置する。

学修成果の評価は、講義・演習科目、実習科目別に予めシラバスに明示した評価方法と評価基準に従って厳正に評価する。また、修了時には「研究」科目に対して別途定められた審査の手続きや論文審査基準に則った論文審査を行う。同時に最終試験も実施し、合否判定を行う。

これらの前提に立って学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げた人材養成の目的を果たすために、本研究科の教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のよう

に定める。

- ① 「看護理論と関連科学」及び領域別特論 4 科目などの講義をとおして、看護ケアを継続的に改善するために、看護学及びその周辺領域の科学、人文科学の知識を統合し、看護に活かす方法論を主にした学際的教育を行う。
- ② 質改善と安全上の課題に関する評価ツール及びパフォーマンス測定基準に関する基礎知識を学んだうえで、事例を用いた演習及び実践現場での実習をとおして質保証の原則を組織内で適用できる教育を行う。
- ③ 講義・演習・実習をとおして、最新の科学技術や情報科学を積極的に活用し、看護ケアや看護介入をより効率的にするための教育を行う。
- ④ 領域を超えた学生同士のディスカッションを取り入れた講義をとおして、エビデンスに基づいた実践に関する基礎知識と方法論を学ぶとともに政策策定プロセスを用いた政策や方針の改善・提案ができる教育を行う。
- ⑤ リーダーとしての役割、協働の重要性に関する基礎知識や方法論を講義で学び、実習をとおして現場のさまざまな課題解決のためにリーダーシップ及び教育の原則を実践現場に適用できる教育を行う。
- ⑥ 講義・演習・実習をとおして、臨床予防やヘルスプロモーションを目指す看護の提供において、文化、価値観、自律性を尊重しながら人と家族／市民中心の方略を提案し改善できる教育を行う。

(2) 分野・領域の考え方

分野は、「基盤看護分野」、「広域看護分野」、「生涯発達看護分野」に分類する。基盤看護分野には「看護管理教育学領域」、広域看護分野には「精神・地域在宅看護学領域」、生涯発達看護分野には「母子看護学領域」と「成人高齢者看護学領域」の計 4 領域を設定する。

分野設定の理由は次の通りである。本研究科はますます顕著となる超高齢化社会、情報・科学技術及び医療技術の加速度的進化、地球規模の気候変動やグローバル化などにより生じる予測不能な保健医療問題にも対応できる人材養成を目指している。そのために、人の生涯発達段階を考慮した「生涯発達看護分野」、及びすべての人を対象に心や身体の健康問題と看護ケア及び臨床予防・ヘルスプロモーションなど主に生活の場・地域での活動を中心に据えた「広域看護分野」は、それぞれ専門分化した領域で直接ケアや間接ケアなどの高度な看護実践ができる人材養成に必要な科目を置いている。「基盤看護分野」は上記 3 領域すべての高度な看護実践を保証するために基盤となる知識やスキルを教育・研究する分野である。さらに、この分野は看護管理者や教育者など看護職者の役割やキャリアに関連した分野でもある。このように本研究科の分野・領域設定は看護を多面的に俯瞰して作られたものである。

(3) 教育課程の区分と科目構成

教育課程は、「共通科目」「専門支持科目」「専門科目」に分類されている。

- ① 「共通科目」は修士レベルの高等教育を学修するのに必要な能力を高めるために、基盤となる幅広い学問分野の知識とリテラシー能力を高めるための選択科目4科目と特に学士教育を受けていない入学生向けに大学院教育へのスムーズな導入を目的とした自由科目1科目を置く。

まず、選択科目について説明する。「生涯人間発達科学」は、看護学が人間を対象とする学問であることから、人間を科学的かつ包括的に理解するために不可欠であり、学部の必修科目「生涯人間発達心理」の上級編にあたる科目である。次に、「高等教育のための科学的リテラシー」と「高等教育のための情報リテラシー」の2科目は専門家に必要なリテラシー・レベルで教育する科目である。前者は数学的リテラシーも含み、現実世界のさまざまな現象をデータやエビデンス等を用いて科学的に分析し、適切に判断する能力を磨く。後者は同様に専門家レベルの情報リテラシー向上を目的とし、情報倫理や情報探究能力を育むと共に、収集した情報に基づき上質の小論文を日本語で執筆できる力も磨く。次に専門家としてエビデンスに基づいた看護(Evidence-based Nursing: EBN)を推進していくために、毎年発表される看護学術雑誌論文の中で大部分を占める英語論文の活用も積極的に推進していく必要がある。そのために質の高い看護論文を批判的に読解する力を向上させる目的で「看護英語論文クリティーク」を置く。

最後に、特に学士教育を受けていない入学生向けに「大学院教育導入論」を置き、修了要件に含まない1単位の自由科目とする。この科目では、大学院教育関連の法律、文部科学省や中央教育審議会の指針や答申、または本研究科の三つのポリシー等を題材に、大学院教育とは何か、大学院教育修了者に何が期待されているかを理解し、主体的な学修生活を自らデザインできることを目的とした科目である。

- ② 「専門支持科目」には学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)の各項目と密接に関連した12科目を配置する。これらには専門看護師教育課程に求められている共通科目を含む。これらの科目は修了時にすべての学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を達成するために必要となる基礎知識とスキルを学修することにより、次の段階の実践への応用を学ぶ「専門科目」へとつなぐ科目群である。すなわち、学位授与方針に示される質の高い高度な実践能力や研究能力に必要な基礎的かつ学際的な科目や看護学の発展の基礎となる科目群であり、深く幅広い学識に基づく実践力、ならびに基本的研究手法だけでなく研究倫理、研究者としての批判力、論理性、表現力を修得した高度専門職業人及び将来の教育研究者の養成を目指す本研究科の基幹科目として設定する。
- ③ 「専門科目」には、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、3分野・

4 領域別に「特論」、「演習」及び各種「研究」を、また、全領域共通の「実習」の科目を配置する。

「特論」は特定領域における演習、実習、研究の各活動を行うために基礎となる知識・スキルを学修する科目であり、主要な理論・概念、対象、アセスメント、健康増進から看取りまでの様々な看護援助の方法と技法に関する知識を広く国内外の学際的な文献から系統的に学修する。学修形態は科目責任者の責任の下に主として講義形式によって視聴覚教材等を使用しながら学修者参加型のアクティブな授業を行う。

「演習」は、原則としてゼミナール形式によって院生の学修への自発的な参加を促す学修活動を展開する。院生を主体とした複数教員による共同授業を原則とするが、適切と思われる授業回によっては活発な議論ができるよう当該院生及び科目責任者が参加を許可した他領域の院生等も参加できる。具体的には、①院生には開講当初にシラバスに基づきオリエンテーションを行い、毎回シラバスに明示した事前学修を課し、科目終了時に院生が選択した1つのテーマに関する報告書を提出させる。②ゼミナールの中間では進行状況を口頭・筆記で報告させ、テーマに関する自らの経験と文献検討を統合して、一般化と特殊化を検討し、看護実践または看護学への貢献を考察し、報告書を作成する方法を学修する。さらに、③後半の9回分では学位授与方針の8項目それぞれについて、院生が希望する領域の看護実践においてどう具現化するかを例示しながら考察し、毎回小論文にまとめた上で発表し、討議する。

「実習」は、2種類の専門看護師希望者向けとそれ以外の者向けの3組の実習科目群を設け、その中の1組を選んで履修する。

実習の具体的計画は次の通りである。専門看護師を希望する院生は「精神専門看護学実習Ⅰ～Ⅴ」の4科目（ⅣとⅤはいずれかを選択）か「小児専門看護学実習Ⅰ～Ⅲ」の3科目のどちらかを選択し、それ以外の者は「高度実践実習（リーダーシップ）」と「高度実践実習（教育）」の2科目（以下、「高度実践実習」2科目という）を選択するよう指導する〔資料9-1、資料9-2〕。

「精神専門看護学実習Ⅰ」～「精神専門看護学実習Ⅴ」と「小児専門看護学実習Ⅰ」～「小児専門看護学実習Ⅲ」のそれぞれの具体的実習計画はそれぞれの実習の手引きに詳述している〔資料9-3～7、資料9-8～10〕。

「高度実践実習」2科目は、科目の特徴から、あえて領域に配置せず、領域横断的な位置づけにできるよう編成する。つまり、それぞれに科目責任者1人と各領域担当教員が協力して指導する共同科目とする。これによって、複数の院生が履修する科目となる。実習は、それぞれの領域の特殊性は踏まえながら、異なる現場で同じ目標をもって実習を行い、実習期間の間に数回のカンファレンスを行い、お互いの経験や学修を持ち寄り、発表・議論することで学修が深まる。各学生は本来の2科目の実習の主目標（リーダーシップ及び教育）の外に、それぞれの実習現場に合わせて学位授与方針の残りの6項目も意識した実習計画を立てて実習する。特に、実践現場における

リーダーのあり方、教育や指導にあたる際の留意点や技法を学び、リーダーシップと指導力を身に付け、自らのパフォーマンスを客観視できるよう実習する。原則として、実習は日頃から問題意識を共有している院生の職場で行い、現場の職員の参加も計画に入れ、科学的に現場の問題を発見し、チームで共有する力と解決能力を養う、将来実践現場に貢献できる実習とする。ただし、将来教育者を希望する者の「高度実践実習（教育）」では、特定の科目の授業や実習について学部学生への教育指導を経験させる機会を設定し、スーパービジョンを受けながら効果的な最新の教育方法を学修する。

なお、実習施設の確保状況は【資料 10 - 1、資料 10 - 2】の通り十分に準備できている。

また、学修の動機づけ及び経験の広さと深さの増大を図るために、必要に応じて、実習期間中の授業外学修として先進的仕事をしている施設等の見学、学会や研究会等への参加などを行うことができる。

「研究」では、特論・演習・実習での学修を積み上げつつ、院生の目的に応じて選択した「特別研究」、「実践課題研究」、「専門看護プロジェクト」の中でさらに学修を統合しながら、将来教育研究者を目指す者は「特別研究」（4単位）を、実践者リーダー・認定看護管理者を目指す者は「実践課題研究」（4単位）を、専門看護師を目指す者は「専門看護プロジェクト」（2単位）を選択する。前者2つでは修士論文を、専門看護プロジェクトでは特定の課題についての研究成果としてプロジェクト報告書を作成し、審査を受ける。

（4）教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）との関係

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）、科目との関係は【資料 6/表 2】及び【資料 7/図 2】に示した通りである。教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を実行することにより、以下の通り学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成する。

a. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）①

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）①に基づく専門支持科目群の「看護理論と関連科学」及び専門科目群の専門領域別「特論」4科目、高度実践看護師（専門看護師）教育課程の「小児専門看護特論Ⅰ」「精神専門看護特論Ⅰ、Ⅳ」などの科目を通して、看護に応用できる幅広い学際的知識とその統合方法を学修することで、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）①「看護ケアを継続的に改善するために、看護学及びその周辺領域の科学、人文科学の知識・知見を統合できる」に到達する。

b. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）②

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）②に基づく専門支持科目群の「医療の質

改善と情報科学」、及び専門科目群の専門領域別「演習」6科目、「看護管理教育学実践課題研究」「成人高齢者看護学実践課題研究」などの科目を通して看護の質保証の原則を理解し、現場の質改善と安全性を高めるために組織内でその原則を適用する方法を修得することにより、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）②「質改善と安全の課題を特定し、方法、ツール、パフォーマンス測定、基準の明確化など質保証の原則を組織内で適用することを例証できる」に到達する。

c. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）③

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）③に基づく基本科目群の「高等教育のための情報リテラシー」、専門支持科目群の「フィジカルアセスメント」、専門科目群の「高度実践実習（教育）」などの科目を通して、最新の科学技術や情報科学の看護実践への活用に必要な知識と実践的方法論を修得することにより、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）③「提供する看護ケアや看護介入をより効率的にするために最新の科学技術や情報科学を積極的に活用できる」に到達する。

d. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）④

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）④に基づく共通科目群の「高等教育のための科学的リテラシー」、専門支持科目群の「エビデンスに基づく実践のための研究」「看護研究方法論」「看護政策論」、及び専門科目群の専門領域別「特別研究」4科目などの科目を通して、看護実践上の課題解決のために、既存の研究知見の応用や政策プロセスに関する原則の適用と実施に必要な知識と方法論を修得することにより、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）④「既存の研究知見を適用・応用し、上級レベルの知識を実践に転換でき、実践上の課題を解決し、その結果を普及することの重要性を認識できる」と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）5「政策策定プロセスを用いて、人々の健康と擁護及び職業的発展のために政策や方針を改善または提案できる」に到達する。

e. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）⑤

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）⑤に基づく専門支持科目群の「看護倫理とコンサルテーション」「実践看護管理論」「実践現場での教育と指導」、専門科目群の「高度実践実習（リーダーシップ）」などの科目を通して看護実践を変革するに必要なリーダーシップと協働に必要な種々の役割に関する基本知識と実践的方法論を修得することにより、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）⑥「質の高い、安全な看護を提供するために、組織とシステムのリーダーシップ及び教育の原則を実践現場に適用・応用できる」と学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）⑦「健康成果の改善を目指した専門職チームのメンバー及びリーダーとして、ケアの調整やコンサルテーションの役割を理解し、専門職間のコミュニケーションや協働の重要性を認識できる」に到達する。

f. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）⑥

教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）⑥に基づく基礎科目群の「生涯人間発達科学」や専門科目群の「母性看護学演習」「成人高齢者看護学演習」「精神・地域在宅看護

学実践課題研究」「母子看護学実践課題研究」などの科目を通して、臨床予防やヘルスプロモーション、人と家族／市民中心の看護に必要な知識と方法論を学修することによって、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）⑥「臨床予防とヘルスプロモーションを目指す看護の提供において、文化的側面に配慮しながら人と家族／市民中心の方略を提案できる。」に到達する。

（5）学修成果の評価

学修成果の評価は、次の通りとする。

- ① 各講義科目・演習科目・実習科目においては、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿って作成された達成目標及び成績評価の方法と評価基準に基づいて厳正に行う。
- ② 「講義」と「演習」科目の評価方法は、基本的に、授業時間外の事前学修と事後課題への取り組みレベル、そして授業中の貢献度（参加度）の3項目であるが、評価基準は100点を満点として、3項目の評価割合を予め各科目のシラバスに提示する。評価割合は各科目の特性によって担当教員によって決められる。単位取得できるのは60点以上である。
- ③ 「実習」科目は原則として、事前準備、実習目標の達成度、実習中の態度や取り組み姿勢、レポートやプレゼンテーションの完成度によって、厳正に評価する。実習目標の達成評価は予め提示したルーブリック表により評価する。実習の総合評価（100点満点）は学生自身、教師、実習施設の実習指導者・責任者の3者による成績評価資料に基づいて実習後の最終面接（学生と教員）によって決める。単位を修得できるのは総合評価60点以上である。
- ④ 「特別研究」「実践課題研究」と特定の課題の学修成果のための「専門看護プロジェクト」は予め定められた論文審査基準と手続きに基づき、論文審査委員会が論文審査を行い、合否判定を行う。

同時期に行われる最終試験は学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力が基準以上であることを評価する試験である。それまでの学修の過程で作成した、学生自身の能力を示すポートフォリオを持参した上で、8つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）について口頭試問を行い、合否を判定する。なお、ポートフォリオは別途定められた期日までに提出する。

本専攻の教育の質を継続的に保証するために、修了時には学生自身による学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度評価と総合的な授業評価を含むカリキュラム評価を行い、定期的カリキュラムの改善を図る。

（6）教育課程の特色

本専攻の教育課程の特色は以下の通りである。

①全員に実習科目を課していること。

講義・演習・研究などの学修で得た知識やスキルをどのように実践現場で生かしていくか、修了後の実践現場での働き方までを視野に入れた教育課程である。また、従来の支配型リーダーシップではなく、支援型リーダーシップ（サーバントリーダーシップ）の育成に焦点を当てる。すなわち、自ら汗をかき、民主的な教育指導者として優れた能力を備え、学生や協働している人々をエンパワーしながらエビデンスに基づいた実践を推進し、継続的な看護ケア・サービスの変革者となるよう、知識を実践に変換するプロセスを理解した上で、知識を実践に統合する力を身に付けられるように企画している。

②院生数が数名の小規模な研究科であるため、全員または複数履修する科目をなるべく多くするように「専門支持科目」と「実習科目」を編成していること。

その理由は、院生が将来現場でも看護職者チーム、多職種チームとの協働の中で、自分の意見を建設的に主張することや他者の意見に耳を傾けることを学び、効果的な議論を通して課題解決ができるように、在学中に院生同士、または教員と院生とでディベートや建設的議論などコミュニケーション力を鍛える経験を積ませたいからである。院生が専門領域の限られた教員組織の中に囲い込まれ、狭く偏った教育にならないように、教員と院生の比率が1対1、または複数名対1となるような科目をできるだけ少なくし、院生同士がお互いの経験や学修を生かして自律的に学びあえることをねらいとしている。

③共通科目群では従来の学問体系の科目ではなく、学修の楽しさや意義を知ることができるように、また大学院生にふさわしいリテラシーと教養を深められるように科目建てをしていること。

その理由は、長きにわたって専修学校・専門学校教育が主流であった我が国の看護教育の歴史は茨城県でも同様である。したがって、予測される入学者は経験が豊富な実践者であるが、学士課程教育を受けていない社会人または看護系大学出身であるが卒業後数年以上経過した社会人が多いと考えられるため、彼らが戸惑わずスムーズに大学院の学修に入れるように、必要な各種リテラシー（科学的リテラシー・数学的リテラシー、情報リテラシー、日本語と英語の読解力・分析力）と『人間の科学』に関する学際的・包括的学識を身に付けるよう企画している。

④共通科目群に、特に学士課程教育を受けていない社会人院生向けに「大学院教育導入論」を修了要件に含まない1単位の自由科目として配置していること。

その理由は、彼らは、大学及び大学院で実施される高等教育について理解が限られていると想定される。したがって、大学院関連の法律、文部科学省や中央教育審

議会の指針や答申、本研究科の三つのポリシー等を題材に「大学院教育とは何か」「国や社会が大学院修了者に何を求めているか」「大学院での学修方法」「三つのポリシーと科目との関係」などをよく理解して、戸惑わずに大学院での主体的な学修生活を自らデザインできるように企画している。一般にはイベント型の『入学オリエンテーション』の中で行われることが多いが、科目とすることで学修成果を評価でき、教員もより責任をもって教育できるという利点がある。

⑤実習科目、実践課題研究、専門看護プロジェクトは、原則として院生の職場を学修フィールドとして活用すること。

その理由は、修了生と彼らを送り出す施設・機関やステークホルダーが満足する教育、ひいては地域の保健医療の向上を目指しているため、これらの科目は、送り手（または修了後の受け手）の保健機関や病院等の看護部門責任者と密接に連携、協力して教育を行う機会をもてるからである。つまり、これは院生と大学教員と職場の三者が協力して学修に参画できることを意味し、現場が必要としている人材の育成をより実効性あるものにできる。特に、院生は授業で学修した知識やスキルを実践現場でどのように具現化し、課題解決につなげていくかを実際に学ぶため、修了後の働き方をイメージできやすい。また、学修に関わる同僚や上司にとっても何らかの良い刺激が期待できる。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織編成の考え方

本研究科における教員は専任教員 24 人、兼任教員 6 人、兼任教員 36 人で構成する。全ての専任教員は、博士あるいは修士の学位を有し、博士 13 人、修士 11 人である。専任教員は本研究科の科目を担当するのに十分な専門とする看護学分野の教育実績、研究実績や臨床現場における豊かな経験を有する者である。現在殆どの教員は本学に在籍し、本研究科の基礎となる看護学部の専任教員を兼ねている。また、本研究科の開設に伴い教育・研究組織強化のため専任教員として看護管理学教授 1 人、成人高齢者看護学教授 1 人及び精神看護学講師 1 人を増員し配置する。

共通科目及び専門支持科目は専任教員と学内の特定学問領域で教育・研究歴をもつ兼任教員、さらに学外の著名な専門家を兼任教員として配置し、教育内容の充実を図っている。

専任教員は専門科目のみならず、共通科目や専門支持科目も広く担当する。専門科目は基礎看護分野に看護管理教育学領域、広域看護分野に精神・地域在宅看護学領域、生涯発達看護分野には母子看護学領域、成人高齢者看護学領域を置き、各専門領域の教育・研究歴と実務経験のある専任教員を配置する。領域の主要科目は博士の学位を有する教授・准教授が中心に担当し、複数教員による指導体制をとる。また、精神看護専門看護師教育、小児看護専門看護師教育のため認定資格をもつ専任教員 4 人と兼任講師 3 人を配置する。

(2) 教員組織の特色

本研究科の特色は看護実践者リーダー育成教育にあるため実務経験豊富な教員を積極的に配置している。具体的には看護管理経験をもつ教授3人の配置である。3人とも中核病院での看護部長経験者であり、また豊富な大学院教育の経験をもっている。担当科目は専門科目の「看護管理教育学領域の科目」、「成人高齢者看護学領域科目」及び専門支持科目の「実践看護管理論」「実践現場での教育と指導」「高度実践実習（リーダーシップ）」「高度実践実習（教育）」等、中核的重要科目の担当者である。

精神看護専門看護師教育と小児看護専門看護師教育は専門看護師資格（小児1人、精神1人、がん1人、急性・重症患者1人）をもち実践を積んだ専任教員と現在臨床で活躍している専門看護師を兼任教員として置き、教育の充実を図っている。

専門科目は領域別に特化した能力を養成する専門性の高い科目である。そのため、それぞれの学術領域において優れた教育・研究・実践歴をもち、大学院教育歴のある専門教員を多く配置している。

(3) 2校地における教育研究を行う場合の教員の負担や学生指導について

2校地の教育研究については本書類の13(p.40)に記載したが、主に教育研究は見和キャンパスで行われる。桜の郷キャンパスでは兼任講師による3科目のみが予定されている。このため教員の負担は少ない。また、前述の通り、両キャンパスは電車または車でアクセスしやすい便利な立地条件を備えているので、通学の環境は整っている。

(4) 専任教員の年齢構成

開設時の専任教員の年齢構成は、70歳代1人（教授1人）、60歳代8人（教授6人、准教授1人、講師1人）、50歳代11人（教授3人、准教授3人、講師5人）、40歳代4人（教授1人、准教授2人、講師1人）である。

特定の年齢層への大きな偏りはなく教育研究水準の維持向上及び教育研究活性化に支障ない構成である。本学の教員定年は「学校法人常磐大学定年規則」〔資料11〕に大学教授は65歳、教授以外は62歳と定められている。定年の該当となる教員については、理事会承認の下、「研究科完成年度の末日」までの勤務を特例として適用することができるものとする。完成年度に定年を超える教員は7人おり、4領域に跨る。後任については3領域には教授がおり、継続した教育・研究が可能である。しかし、精神・地域在宅看護学領域の教員のうち、地域在宅看護学を専門とする教授2人が定年となるため、教員の採用が必要である。

(5) 完成後の教員体制

完成後の教員体制全体については、設置基準を満たすことを前提に教員組織計画を組む

ことになる。教員組織計画は、本学の看護学部看護学科に所属している教員で、原則本研究科の教員としての水準に達した者をあてるとともに若手の教員の採用計画をたて、教育研究の向上に支障がない教員組織を継続する。

令和5年度（令和6年3月）の完成年度に7人の教員が退職（教授5人、准教授1人、講師1人）となるため、完成年度を見据え、学長のもと、後任人事に着手する。

具体的には看護管理教育学領域の教授・准教授各1人、精神・地域在宅看護学領域の地域在宅看護学教授・准教授各1人、合わせて4人の教員補充が急務となる。教育経験、研究経験・を踏まえ、できる限り中堅・若手教員採用を早急に検討する。

前述以外の後任人事は専門分野、年齢構成等組織全体を見ながら学内教員の昇格も含め公募等による採用を開始する（表4）。

表4 退職予定専任教員の補充計画

	領域	令和4（2022）年度 （開設年度）	令和5（2023）年度 〔完成年度〕		令和6（2024）年度
			職位	人数	
退職	看護管理 教育学	該当者なし	教授	1人	該当者なし
			准教授	1人	
	精神・地 域在宅看 護学		教授	2人	
			教授	1人	
	母子看護 学		講師	1人	
	成人高齢 者看護学		教授	1人	



	領域	令和5（2023）年度～	令和6（2024）年度～		令和7（2025）年度～
			職位	人数等	
補充 計画	看護管理 教育学	—	教授	1人 (新規採用)	—
			准教授	1人 (新規採用)	
	精神・地 域在宅看 護学		教授 (地域在宅看護学)	1人 (新規採用)	
			准教授 (地域在宅看護学)	1人 (昇格または新規採用)	
	母子看護 学		准教授 (小児看護学)	1人 (昇格または新規採用)	
			准教授 (小児看護学)	1人 (新規採用)	
	成人高齢 者看護学	准教授	1人 (昇格または新規採用)		

教員組織の充実・活性化は将来の教授・准教授となる中堅・若手教員が中核となり教育・研究を積み、研鑽することにある。そのために共同研究、FD研修、学会活動などの支援

体制を整える。また講師、助教の博士学位取得を奨励し、支援する。

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法

- ・研究科教員は学部教員との兼任であるため、研究科の時間割では、講義や演習、研究科目は平日夜間と土曜日・日曜日の昼間に科目は配置されるが、実習科目は病院や施設、地域等で実施されるため平日昼間に計画される〔資料 12〕。しかし、教員と院生の時間的調整がつく場合は平日昼間に授業することを阻むものではない。
- ・院生がなるべく早い時期に主体的な学修方法や学修態度を身に付けられるように、入学オリエンテーション及び「大学院教育導入論」の科目の中で、研究科教務委員会、教務アドバイザー、研究指導教員、授業担当教員が協力して丁寧な方向付けを行う。教務アドバイザーは研究科教務委員会の委員の中から1人が入学年度ごとに指名され、原則として入学生が修了するまで教務相談や学生生活支援等を担当する。
- ・院生一人一人を「個」として尊重するとともに、「対話」により深い学びと学修効果をねらって、授業を受ける院生に対して教員が個別的相談に応じるオフィスアワーを設定し提示する。
- ・シラバスには、授業の概要と到達目標、担当教員名、各回の授業内容、授業の準備として何をすべきかの事前課題、教科書、参考となる図書・文献・資料、評価方法、オフィスアワーなどを詳細に明示する。シラバスの他、必要に応じて履修の手引き、実習の手引き等を作成して提示する。
- ・院生の主体的な学修を促すために、アクティブラーニングを積極的に取り入れた授業とする。
- ・働きながら学ぶ院生が多いと推測されることから、職場や自宅からでも授業を受けられるように遠隔授業システムを使った同時双方向型授業を積極的に取り入れる〔資料 13-1〕。同時に図書館に所蔵する図書資料は電子図書を充実させ、遠方からでも利用できるようにすると共に、図書資料の相互貸借制度において学外依頼手続き及び資料の受け取り等についても、文献複写であれば郵送で対応するなど便宜を図ることとする。
- ・一科目の授業に対面授業と遠隔授業の両方を受ける院生がいた場合、2倍のオフィスアワーを設定することは教員に過重な負担を強いることになる。これを避けるためにメール等での対応を考慮し、遠隔授業システムを活用した複数の院生への同時対応や予約など時間調整を行い効率的に対応する。さらに教員の過重負担を避けるために学部生の個別対応には一部授業補助者（院生）や教務助手を活用するなどの工夫を行う。授業補助者（院生）の活用については、教育研究者を目指す院生を想定しており、教員の負担を軽減するだけでなく、院生が教員の下で授業の補助や学生の対応をしながら、自身の学びにも繋がる重要な機会となる。

- ・院生は実践経験の豊富な社会人が多いと思われることから、講義や演習科目においては、彼らの経験と理論を結び付けた授業を行い、仕事中に彼らが疑問や不足している知識に気づき、次の行動を起こす探究的態度が身につくようにアクティブな教育方法をとる。
- ・高度専門職業人、中でも実践者リーダーや指導者を育てることが教育目標であることから、大学院教育を受けた者、修士の学位をもった社会人がどうあるべきかを内省できるように、また、職場で同僚をファシリテートする言動や態度はどうあるべきかを意識できるように、特に「専門支持科目」や演習、実習の中で他の院生の行動・態度・考え方と自分とを比較できる機会を提供する。
- ・科学技術の進歩に後れを取らないように、また学修や看護活動に積極的に情報技術と医療技術を活用・応用できるように、学修課題を工夫して提示する。
- ・「実習」や「実践課題研究」「専門看護プロジェクト（特定の課題）」においては、現実的な現場の課題が解決できるように、また学修成果が効率的に得られるように、現場の協力と現場の立場での指導が不可欠である。したがって、実習の計画や研究・プロジェクトの企画の段階から実践現場の看護部門と大学が連携し協働して行う。そのためにこれらの科目は院生が所属する職場で実施することを推奨する。

(2) 履修指導と履修モデル

①履修指導

ア. 事前相談によるレディネス強化

受験希望者の看護基礎教育課程は多様であることが想定されることから、受験準備期から研究科教務委員による事前相談の機会を随時設ける。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に照らして受験生のレディネスに補強が必要な場合には、受験希望者向けに社会人学び直し研修（例、英語論文講読や小論文の書き方など）を提供すること、入学前に科目等履修制度を利用して研究科共通科目の一部を科目履修すること、または他大学等のオンライン授業や教育資源を活用することなどを勧める。

イ. 入学後の履修指導

- ・働きながら学修する院生や特別の事情が生じた院生には、学位の質を担保するために、十分な学修時間を確保できるよう、職場や家庭等の状況を考慮に入れて3年または4年の長期履修学生制度を利用するように入学時に指導する。
- ・入学後最初に受けることになる入学オリエンテーション及び「大学院教育導入論」の中で、入学から修了までの履修に関する情報を網羅的に提供し、教務アドバイザーの下、院生は履修モデルを参考に各自入学から修了時までの履修登録案を作成した上で、履修登録する。履修モデルは院生がいずれの人材像を選択したとしても8つの学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得できることを確認している。〔資料 14 - 1～7/表 5-1～7〕

- ・しかしながら、院生が作成した履修登録案が修了要件となる単位数を満たしていても、特定の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を含む科目に不足がある場合、または偏っている場合には教務アドバイザーが適切な指導を行う。
- ・履修登録に関する研究指導教員の役割は履修登録前に十分に学生との相談時間を設けることである。履修指導の最終責任者は教務アドバイザーとする。教務アドバイザーは種々の研究科に係る諸規則・教育課程に精通した研究科教務委員の中から指名され、入学前から修了まで、適宜、個別の履修等の相談に応じ、必要時には学事センター及び学生支援センターとの協力の上、適切に事務手続き等も含めて助言・相談を行う。
- ・学士課程教育を受けていない院生向けの科目「大学院教育導入論」は体系的な履修指導を保障するものでもある。本科目の時間割上の配置は履修登録の期間等も考慮して柔軟に決定する。また、院生の個別的ニーズを把握しながらきめ細かな指導ができ、特に修士課程教育の基礎となる日本語・英語の読解力や文章力、また論理性や思考力、統計や情報処理能力のレベルに応じて数学的リテラシーを含む「高等教育のための科学的リテラシー」、「高等教育のための情報リテラシー」、「看護英語論文クリティーク」などの共通科目を在学期間中に積極的に履修するよう指導する。
- ・履修指導では、専門科目の学修が自分の専門領域に偏らないように、特論は自分の専門領域の特論の外、他領域の特論も選択し履修するよう指導する。
- ・高度な看護の専門知識の獲得にとどまらず、学際的知識を統合して、具体的に実践に移せるトランスファラブルな力（転用・応用能力）を育成できるように指導する。つまり、討議、実習等の教育方略、学修プロセスの意義を各科目のオリエンテーション回で繰り返し指導することの重要性について、すべての教員が理解し教育できるようにFDを計画的に行う。

②履修モデル

履修モデル【資料7/表2】は、高度専門職業人と将来博士課程に進学し教育研究者を目指す者に大別される。前者はさらに細分化され、実践者リーダー、学術的基盤を有する看護管理者（認定看護管理者を含む）、精神看護専門看護師、小児看護専門看護師に区分され、実践者リーダーはさらに5種類の看護領域に区分けされている。履修モデルは院生のレディネスと将来のキャリアに関するビジョンを視野に入れて体系的・効率的な学修が可能となるよう作成されたものである。すなわち、履修モデルは本研究科が養成する人材像である9種類のキャリアモデル別に作成されている。

履修モデルを示すことにより院生が漫然と授業科目を履修する弊害を避ける。また、看護学に関する高度化した専門知識は広汎多岐に亘っており、それぞれの専門が複雑に関連していることを院生に理解させることができ、院生のレディネスと将来のキャ

リアに関するビジョンを視野に入れて体系的・効率的な学修が可能となる。〔資料 15-1~3〕

入学時に院生はこのモデルの中から 1 つを選び、履修すべき科目を決めるが、合理的な理由があれば、研究科教務委員会、研究科委員会の審議を経て途中で変更することもできる。

(3) 研究指導の方法及び審査体制

「特別研究」と「実践課題研究」を履修登録した院生は 1 年次～2 年次にかけて、「専門看護プロジェクト」は 2 年次に履修する。院生は組織的に構築された複数指導体制及び審査体制の仕組みの中で、研究科に属する教員全体から支えられながら研究の成果である学位論文としての修士論文または特定の課題の研究成果である報告書を執筆する。また、院生は一連の研究指導のプロセスを経て、自身の研究について説明し、議論し、弁明する能力を鍛える経験を積み重ねていく。その結果として研究科は学位の質を担保することができる。〔資料 16/表 6-1、表 6-2〕

i. 院生の研究指導は複数指導体制をとる。

入学年次 4 月初めに院生の希望を聞き、院生の希望する研究分野の特性を考慮して研究指導教員 1 人と副研究指導教員 1～2 人を研究科委員会で決定し、きめ細かな研究指導を行う。

ii. 研究指導教員が研究計画書の草案ができたと判断した段階で、所定の手続きを経て「研究計画検討会」が開催される。すべての研究指導教員で構成される「研究計画検討会」は研究科教務委員会が主催し、原則として、毎月開催される。学生は研究計画が一定水準に達していると判定された後に、研究倫理審査を受けなければならない。

iii. 院生は「研究計画検討会」での指導を経て、洗練された研究計画書を付した倫理審査申請書を研究科委員会に提出し、常磐大学大学院研究倫理審査委員会（以下、倫理審査委員会という）において研究倫理審査を受ける。研究倫理審査は「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」に従い運営される。院生は研究計画書が倫理審査委員会で承認された後に研究を実施する。

iv. 院生は 2 年次 10 月までにデータ収集と分析を終え、学位論文の仮タイトルを記載した学位論文等審査申請書を研究科委員会に提出する。研究科委員会は、論文審査を担当する主査 1 人と副査 2～3 人からなる審査委員会を決定する。審査の透明性・厳密性を担保するために主査は当該申請者の研究指導教員以外の他領域の研究指導教員が担当し、当該申請者の研究指導教員は副査として参加できる。副査には学内の他学部または学外の適切な教員及び有識者を指名することができる。

v. 院生は学位論文の第一稿完成の目途が立った段階で、研究指導教員の承認を得て、12 月初旬の決められた日までに学長に学位論文等の審査を願い出る。審査委員会は、

12月中旬までに提出された学位論文の第一稿の書面審査を行い、一次審査結果報告書を作成する。院生は、審査委員長から受け取った一次審査結果報告書に基づき、研究指導教員の指導の下、学位論文を洗練させていく。

- vi. 1月初旬に「中間発表会」を開催し、学内の教員から広く助言や指導を受け、それらを参考にさらに学位論文を洗練させ、1月の決められた日までに研究指導教員の承認を得て最終稿を提出する。
- vii. 2月初旬の決められた期間内に審査委員会は論文審査と最終試験を行い、修了後、予め公表されている評価基準に基づいて主査・副査全員の合議により審査結果等の報告を定められた形式で作成する。主査は審査結果等を期日までに研究科委員会に提出する。
- viii. 上記報告書は2月の研究科委員会で審議し、院生の合否判定及び修了判定を行う。
- ix. 修了判定で合格の通知を受けた院生は期日までに決められた様式で印刷製本した保存用の学位論文を提出し、学外者も参加できる「公開発表会」で報告を行う。

なお、「専門看護プロジェクト」の特定課題の研究成果の審査は p.30 の 7「特定の課題についての研究成果の審査」で後述するが上記に準じて実施される。

(4) 修了要件

本研究科の修了要件は①「共通科目」「専門支持科目」「専門科目」それぞれに定められた単位数を 30 単位以上修得する、②「修士論文」または「特定の課題についての研究成果」の審査に合格する、③最終試験に合格する、の 3 要件を満たしたと研究科委員会で認められたときに、学位が授与される。また、修了要件とは別に、専門看護師を目指す者は 44 単位以上を修得することが望ましい。

論文審査は上記 (3) の審査体制と手続きで審査され、審査基準〔資料 17〕に基づいて合否が決定される。また、最終試験は審査委員会が 8 項目からなる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて出された課題について口述試験を行い、その結果により合否が判断される。

特に「特別研究」と「実践課題研究」は 1～2 年次通年の演習科目 4 単位であり、1 年次に 1 単位、2 年次に 3 単位の研究指導と研究活動に取り組みねばならない。また、「特別研究」を選択する院生は研究課題を系統的文献検討から導くよう求められ、学術的な意義ある研究を求められているので、「専門支持科目」の「文献検討」2 単位と「研究方法論」2 単位を履修するよう推奨されており、これらの科目も一部学位論文の作成に係る活動となりうるので、「特別研究」の 4 単位は妥当であると考えられる。「実践課題研究」は現場の現実的な課題解決に取り組む研究であり、実践的な意義を求められるので、最新の良質な文献を参照し検討することは必要であるが、系統的文献検討は必ずしも要求されないので 4 単位は妥当と考えられる。

(5) 研究の倫理審査体制について

研究計画の倫理審査は、既設の人間科学研究科と本研究科合同の常磐大学大学院研究倫理委員会において実施される。審査は「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」〔資料 18〕が定める審査手続き及び基準に基づき審査が行われる。院生は承認の審査結果を得てから、研究を開始する。

(6) 研究活動の支援について

本学大学院では、院生の研究活動における経済的支援の一環として、「常磐大学大学院学生研究奨励金」制度を設けている。これは、院生が学会での発表または参加、ならびに修士論文等を作成するための資料収集に係る交通費や学会参加費等の費用を補助するものである。院生には本制度の利用を促し、研究活動の促進を図る。

7 特定の課題についての研究成果の審査

本研究科は当該課程の目的に応じ、精神看護専門看護師及び小児看護専門看護師をめざす者について、特定の課題における研究成果（専門看護プロジェクト報告）の審査をもって修士論文に代わる審査の対象とする。

専門看護プロジェクト報告とは、専門看護師の資格を得るために入学した学生が「専門看護プロジェクト 2 単位」の履修において、また、専門看護師の役割の一つ、研究役割（専門知識・技術向上や開発のために研究活動を行うまたは支援する役割）を実習する「専門看護実習」においても、同一の課題に研究的に取り組み、看護実践における課題解決の過程とその成果を報告するものである。具体的には、特定の看護支援ガイドライン作成、看護実践向上に利用可能なエビデンス集の作成、科学的根拠に基づいた実践の事例集、看護スタッフ教育プログラム作成、多職種連携のための工夫、看護用品の開発、看護実践記録、医療安全に関するデータ等の専門的処理、フィールドワークによる調査研究または事例研究等がこれに含まれる。いずれも現場スタッフ等と協力して取り組むことが推奨される。

研究指導体制は入学年次の 4 月に研究指導教員 1 人と副研究指導教員 1～2 人を研究科委員会で決定し、複数の教員による指導体制とする。科目の配当年次は 2 年次の 1 年間であるため、1 年次から専門支持科目と小児専門看護学関連科目を学修しながらプロジェクトの課題、関連する文献の収集、課題解決法の検討などを自主的に並行して行い、研究ノートを作成して各自準備するように指導する。当該学生の研究指導教員・副研究指導教員は実習指導にも密接にかかわるので、1 年次よりプロジェクト研究に関する質問や助言の求めに積極的に応じる。

2 年目 4 月には当該施設・地域と緊密な協力体制を築き、プロジェクト企画書を仕上げ、本学の「研究計画検討会」「研究倫理審査委員会」、プロジェクト実施施設等の「研究倫理審査委員会」の審査を経て、5、6 月よりプロジェクトを実施、その過程でプロジェクトの成果指標となる適切なデータを収集、分析し、報告書（50,000 字以内）を作成する。報告

書第一稿が完成したら、研究指導教員の承認を得て、特定の課題についての研究成果に関し学位審査申請書を学長に提出し、修士論文審査と同様の手続きで審査を受ける。但し、専門看護プロジェクトは実践課題解決重視の研究審査という観点から審査委員会のメンバーは主査には当該学生の研究プロセスを熟知している研究指導教員とし、副査は他領域の研究指導教員2人とする。また、審査の透明性・厳密性を担保するために、審査委員会は主査・副査の求めに応じ、実践現場の看護責任者や外部の専門家等から意見を聞くことができる。

審査の基準は実践的な意義、実効性、現場の政策や看護ケアなどの改善に資する成果を重視するという点では修士論文審査とは若干異なるが、科学的な研究プロセスを踏んでいるか、報告書の質等も含めた基準を別に定める【資料17】。

これにより、修士の学位にふさわしい教育研究水準は確保されていると考える。

8 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本研究科は、見和キャンパス及び桜の郷キャンパスを使用する。水戸市西部に位置する見和キャンパスには、大学院、大学、短期大学、そして幼稚園の主要な教育・研究施設が集約されている。本学は自然環境に恵まれ偕楽園や千波公園の近隣に位置しているため、地域との共生の観点からも自然の姿を残した小さな森を有する緑豊かなキャンパスとなっており、維持保存している雑木林など緑の中にベンチを配置するほか「G棟ラウンジ」、「O棟ラウンジ」、「N棟プラザ」、「R棟ホール」、「T棟学生ホール」、「U棟ホール」にはテーブルや椅子等を整備して、院生が休息する十分なスペースを確保している。桜の郷キャンパスは、看護学部を設置に合わせて平成30(2018)年4月に開設された。同キャンパスは、見和キャンパスの南方、道路距離で約8km、車輛の移動で約20分を要する距離にあり、水戸医療センターに隣接した閑静な住宅地に立地し、自然も多く院生が落ち着いて教育を受ける環境が整っている。

運動場敷地として、見和キャンパスから南西約5km、桜の郷キャンパスから北東約5kmに面積17,503㎡の小吹グラウンド(既存学部、常磐短期大学との共用)があり、主な利用は課外活動であるが、400m陸上トラック、サッカー場等の運動施設を整備している。また、見和キャンパス内には、平成29(2017)年3月に竣工した体育館(2,884㎡、トレーニング室・多目的室等含む)、桜の郷キャンパス内にも体育館(679㎡)を有している。

(2) 校舎等施設の整備計画

見和キャンパス情報メディアセンター(Q棟)5階に教室及び院生室等の主要な施設を集約させ、本研究科の専用フロアとする。情報メディアセンターは、地下1階から3階までが図書館になっており、研究科のフロアから近い点においても院生にとって利便性が高い。

また、看護職者が働きながら通えるようにするために、多くの授業は同時双方向式の遠隔授業によって展開する。遠隔授業システム、教室等の設備及び各種備品等は、開設前年度の令和3（2021）年度に整備を行う。その他、一部の科目については、桜の郷キャンパスで授業を行うことになるが、同キャンパスは既に看護学部で使用しているため教室等の整備は整っている。

長期履修学生が複数名在籍することを想定して、院生室は収容定員を超える座席数（20席）を確保し、院生一人に1台のパソコンの他、共用のコピー機や印刷機、シュレッター、電話などを用意するなど、学修環境を整える。

本研究科の専用フロアの利用時間については、看護職者の勤務形態の特性に対応して、朝6時から22時まで利用可能とする。なお、早朝や夜間などの職員が不在の時間帯は、セキュリティシステムにより入館できないようになっているが、院生には、入館に必要なセキュリティカードを貸与することにより、安全面にも配慮した形で学習環境を提供する。

〔資料19〕

（3）図書等の資料及び図書館の整備計画

本研究科の開設に際しては、開設前年度から完成年度までの間に、図書245冊（電子洋書108冊、電子和書66冊、冊子和書37冊、冊子洋書34冊）、海外データベース1種、視聴覚資料1点の受け入れを予定している。7,135冊の共用図書、508点の視聴覚資料と合算すると、図書等の資料において教育研究に支障がないと考える。

主な雑誌として、「看護技術」「小児看護」「看護実践の科学」「Worldviews on evidence-based nursing」「Nursing outlook」等を所蔵し、看護関連検索用データベースにはDIALOG、医中誌Web、JDreamIII、メディカルオンライン、ProQuest、PsycINFO、PsycARTICLESを契約している。

2018（平成30）年に看護学部の設置後は図書3,331冊（電子411冊）、視聴覚資料73点、国内雑誌30種、外国雑誌2種、国内データベース1種、海外データベース2種が追加された。追加したデータベース等により電子ジャーナルは（令和元（2019）年度末調査）MEDLINE2,235誌、CINAHL78誌、MedicalFinder21誌が利用可能となっている。開設前年度の令和3（2021）年度にはCINAHL with Full Textを新たに契約し、データベースを充実させる。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の全世界への拡大や遠隔授業を進める中で、本学が契約している多くのデータベース・電子ジャーナル・電子書籍は自宅からもリモートアクセスできるように対応している。

文献複写や現物貸借を他大学図書館等と連携して行うことにより、院生や教員がより幅広く資料収集を行えるようサービスを提供している。

図書館は、見和キャンパスの情報メディアセンター（図書館）及び桜の郷キャンパス図書室の2カ所を利用することができる。

見和キャンパス情報メディアセンター（図書館）の所蔵資料数は令和元（2019）年度末現在約 37 万冊である。図書館は大学と短期大学との共有部分となっており、例年約 6,000 冊の図書を受け入れている。雑誌は 5,393 種（所蔵）・1,064 種（年間受入）、電子ジャーナルは 9,221 種、データベースは 17 種、視聴覚資料は 21,056 点所蔵しており、図書と合わせて既に十分な蓄積があると言える。施設的には、地上 5 階地下 1 階の建物の地上 3 階から地下 1 階までを使用しており、閲覧スペースは、3,282 m²で閲覧席数は 472 席（OPAC 検调用席等 13 席含む）と、院生が利用するのに十分なスペースを有していると言える。蔵書の検索は、WebOPAC を用いて行うことができ、来館せずにパソコンやスマートフォンから利用可能なシステムを整備している。

桜の郷キャンパス図書室は、同キャンパスが稼働している日程に合わせて運営する。主に実習に関連する図書を設置するとともに、ネットワーク環境を整備し、見和キャンパス図書館と連携できるよう図書検索が可能なシステムを導入している。また、電子媒体を閲覧することなどに活用できるパソコンを 8 台設置、図書閲覧のスペースは、232 m²で閲覧席を 84 席設置している。

9 基礎となる学部との関係

本学の学士課程の教育課程においては看護の基礎教育を念頭に、学部共通科目、学科基礎科目、学科専門科目の 3 大科目群を編成し、さらに専門科目群は教育研究の柱である 6 つの看護専門領域（基盤看護、母性看護、小児看護、成人高齢者看護、精神看護、地域・在宅・公衆衛生看護）で成り立ち、これらの科目群で学修したことを統合科目で総合するという構造である。すなわち、学士課程から幅広い科目群で学修した知識・技術・態度を統合し、保健看護上の課題解決方法の学修への導入が計画され体系化されており、学生は 125 単位以上を修得して卒業する。

修士課程はこの基礎教育の上に展開され、その関係は〔資料 20/図 3〕（学士課程と修士課程との関係）に示した通りである。すなわち、学士課程においては幅広い看護領域全般の基本的な知識と技術を身に付けたジェネラリストとしての看護職者養成を目指しているが、本研究科では特定の領域の専門性を発揮しながら組織を先導するリーダーとしての高度専門職業人養成、ならびに研究者としての基礎能力の育成へと発展させたものとなっている。また、大学院研究科として各専門分野をより深く学修すると同時に他の健康関連領域及び他の学問分野の新しい知識を学び、学際的な学修を容易にし、広い学識を身に付ける課題発見と解決型学修の教育内容となっている。

10 入学者選抜の概要

（1）入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科の人材養成の目的や学位授与方針、教育課程の関連性を踏まえ、本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー、以下 AP と表す）を以下のように定める。（ ）内

に関連する学位授与方針（ディプロマ・ポリシー、以下、DP と表す）の番号を示している。

1. 看護現象を幅広い見地から探究するために必要な基礎的な知識や学力を有し、研鑽し続けられる人（DP-1）
2. 専門職間のコミュニケーションや協働の重要性を認識し、看護分野におけるリーダーとしての能力を磨きたい人（DP-6,7）
3. リサーチマインドを有し、情報探索能力、批判的・論理的思考力を向上させていく意欲を持っている人（DP-4）
4. 科学の進歩や医療・情報技術への関心があり、その変化に積極的に対応し、看護分野における質改善や向上に貢献したい人（DP-2,3）
5. 個人・家族・コミュニティの文化、権利、健康に関心が高く、看護実践や教育等において健康づくりの視点を有している人（DP-5,8）

（2）基本的な考え方

本研究科は、あらゆる実践の現場で活躍できるリーダーシップと指導力、コミュニケーション力を備えた実践者リーダー、学術基盤を有する看護管理者（認定看護管理者を含む）や専門性を生かして現場の課題解決に向けて活躍できる高度実践看護師（精神看護専門看護師、小児看護専門看護師）などの高度専門職業人の養成と、将来、博士課程に進学し教育研究者として活躍できる人材の養成を目指している。したがって、看護実践や看護教育など実務経験を有する看護職者を積極的に受け入れる。なお、看護系大学卒業見込み者にも道を拓き、学士課程の学びを継続・発展させ、修了後に高度実践力を身につけた看護職者や教育者として、さらには博士課程への進学を経て研究者としてキャリア発達を期待できる者も受け入れる。

（3）出願資格

次の①～⑨のいずれかに該当する者で、かつ看護師、保健師、助産師免許の取得者、あるいは当該年度までに取得見込みの者を出願資格者とする。

- ① 大学を卒業した者、または当該年度までに卒業見込みの者（学校教育法第 102 条）
- ② 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
- ③ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
- ④ 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより、当該国の 16 年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）

- ⑤ 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
- ⑥ 外国の大学等において、修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
- ⑦ 指定された専修学校の専門課程（修業年限が 4 年）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
- ⑧ 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号、昭和 30 年文部省告示第 39 号第 2 号）
- ⑨ その他の教育施設等の修了者で、本研究科において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達した者及び当該年度までに 22 歳に達する者（施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（4）出願資格認定

出願資格⑨による出願を希望する者に対しては、事前に個別の出願資格認定を行う。

認定資格要件は以下の①から③すべての要件を満たすものとする。

- ① 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等を卒業していること
- ② 看護師国家資格を有すること
- ③ 各国家資格取得後、医療・保健・福祉施設、教育研究機関、官公庁、企業等において、各国家資格者として常勤で通算 2 年（またはそれと同等）以上の実務経験を有すること、または令和 4 年 3 月末までに常勤で通算 2 年またはそれと同等以上の実務経験を有することが見込まれること

出願資格認定は、入学試験出願資格認定申請書、履歴書、卒業証明書、在職証明書、看護師免許証の写し等を提出して、書面審査を行い、審査結果は本人に通知する。

（5）入試区分

社会人経験の有無を問わない「一般選抜入学制」のほか、実務経験を有し就業しながら本学研究科で学修に取り組む者を想定した「実務者特別選抜入学制」を設定する。入試区分にかかわらず、在職中の場合は業務等の調整など所属機関の協力が必要となるため、所属機関の長（またはそれに準ずる者）の受験承諾書の提出を求める。

1) 一般選抜入学制

上記（3）の出願資格を満たす者を対象とする。

2) 実務者特別選抜入学制

上記 (3) の出願資格を有する者で、次の項目すべてに該当する者を対象とする。

- ① 出願時及び受験時、保健・医療・福祉・教育施設に勤務している者
- ② 3年以上（当該年度までに見込みを含む）の看護の実務経験がある者
- ③ 修了後も引き続き就業する意志のある者

(6) 入学者選抜の方法と募集人員

選抜方法は本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材を合理的かつ公正に判断するため、筆記試験（専門共通科目、英語、特定領域の看護に関する小論文）と面接試験を行う。

「**専門共通科目**」では、AP1の「看護現象を幅広い見地から探究するために必要な基礎的な知識や学力」、AP4の「科学の進歩や医療・情報技術への関心や看護分野における質改善に関する知識」、AP5の「個人・家族・コミュニティの文化、権利、健康や看護実践や教育等において健康づくりに関する知識」を問う。方法として、保健医療全般、科学の進歩や医療・情報技術の変化、看護の対象である個人・家族・コミュニティの文化や人権の尊重、健康増進や予防などに関する問いによって知識を測る。

「**英語**」では、AP1の基礎的な知識や学力のうち、「英語の読解力」を問う。方法として、保健医療看護を題材にした英語文章の読解により、英語の基礎的読解力を測る。

「**特定領域の看護に関する小論文**」では、AP3の「リサーチマインドの有無、情報探索能力、批判的・論理的思考力」を問う。方法として、これまでの看護実践・実習及び学修などの経験から特定領域の看護分野におけるさまざまな改善や向上につながるアイデアや試み、実績などの問いに対する記述から、知的好奇心や探究心などリサーチマインドの有無、批判的・論理的思考力、論理的な日本語文章作成能力を測る。

「**面接試験**」では、AP1の「看護現象を幅広い見地から探究するため研鑽し続ける意欲」、AP2の「専門職間のコミュニケーションや協働、看護分野におけるリーダーとしての能力を磨くことへの意欲」、AP4の「科学の進歩や医療・情報技術への関心やその変化に対応し、看護分野における質改善や向上に対する積極性や意欲」を問う。方法として、看護分野での学術的貢献、能動的学修の方法と習慣、専門職間協働に必要なコミュニケーション力や協調性、他者や組織への貢献、指導力・教育力、リーダーとしての資質、科学の進歩や医療・情報技術の変化など、これらに関する自己の経験をとおしての考えを問い、課題探究に向けた積極性、意欲、柔軟性、失敗することや損することを恐れないという気概や忍耐力、チャレンジ精神や革新への志向性、問題解決能力を測る。

試験科目と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との関連を表6に示す。

表 6 試験科目と入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との関連

入学者受入方針（AP）	資質と能力	専門共通科目	英語	特定看護領域の小論文	面接
1 看護現象を幅広い見地から探究するために必要な基礎的知識や学力を有し、研鑽し続けられる人(DP-1)	一般科学及び保健医療看護に関する基礎的知識と学力(グラフ・図表の読解力、日本語・英語文章の読解能力)、向上心(能動的学修の方法と習慣)、看護分野での学術的貢献への意欲と可能性	○	○		○
2 専門職間コミュニケーションや協働の重要性を認識し、看護分野におけるリーダーとしての能力を磨きたい人(DP-2,7)	リーダーの資質(コミュニケーション力、協調性、他者・組織への貢献意欲、指導力・教育力、失敗や損を恐れない気概、忍耐力)、リーダーシップを磨きたいという意欲				○
3 リサーチマインドを有し、情報探索能力、批判的・論理的思考力を向上させていく意欲を持っている人(DP-4)	探究心、知的好奇心、知識欲、創造力、情報探索能力、批判的・論理的思考力(推論能力を含む)、日本語の論理的文章の読解・作成能力			○	
4 科学の進歩や医療・情報技術への関心があり、その変化に積極的に対応し、看護分野における質改善や向上に貢献したい人(DP-3,5)	科学技術への関心、変化への対応力、柔軟性、想像力、積極性、向上心、チャレンジ精神、現状に満足しない革新への志向	○			○
5 個人・家族・コミュニティの文化・権利、健康に関心が高く、看護実践や教育等において健康づくりの視点を有している人(DP-6,8)	人権や文化の尊重(文化的感受性、人権意識)、予防・健康増進への関心、今日の保健医療の現状認識	○			

○は各試験科目に関連した AP を示す。

入試区分による入学者選抜方法の違いを説明すると、『一般選抜入学制』は「特別研究」を選択した上で修士論文を書く学生向けの試験である。つまり国内外の文献を検討できる能力を求めていることから、英語論文を読み解く基礎学力として「英語」の試験を重視する。

他方、『実務者特別選抜入学制』では、自らの実務等の経験から導き出した実践課題に取り組む「実践課題研究」または「専門看護プロジェクト」を選択した上で修士論文または特定課題についての研究成果（プロジェクト報告）に取り組むことから、「特定領域の看護に関する小論文」を重視する。

『一般選抜入学制』・『実務者特別選抜入学制』の試験科目等の配点は、表1の通りとする。入試区分による各試験科目の配点については、「専門共通科目」「面接試験」の配点は統一し、『実務者特別選抜入学制』の「英語」は得点を2分の1に換算した配点に、「特定領域に関する小論文」を1.5倍に換算した配点に調整し、各試験科目の合計点は統一する。

表7 入試区分による各試験科目の配点表

方法	専門共通科目	英語	特定領域に関する小論文	面接試験
一般選抜入学制	100点	100点	100点	100点
実践者特別選抜入学制	100点	50点	150点	100点

また、将来、卓越した看護職者・教育研究者として活躍することを志す看護系大学を卒業した者（見込みを含む）、また、社会人としての経験を有する者であっても、看護実践や看護学教育の改善や向上のプロセスならびに成果に関し、批判的・創造的・論理的に追求する教育研究者を志す者は、『一般選抜入学制』を選択することを推奨する。

一方、実践現場での課題を持って入学し、現場の課題を解決する戦略の探究や現場の質改善や向上に取り組み、実践者リーダー、看護管理者及び専門看護師等の高度専門職業人を志す者は、『実務者特別選抜入学制』を選択することを推奨する。

募集人員は6人とする。各選抜方法による学生募集の定員は分けず、研究科全体として学生募集を行う。入学生の募集にあたっては、受験資格や選抜試験の区分、試験の方法や日程、手続き等については、本学ホームページ、チラシや募集要項等の配布、説明会や学び直し研修の開催等の手段により多様な広報活動を行い、受験生に十分周知を図り、理解を促す。

(7) 出願前相談

入学の出願を行うにあたって、事前に、志願者は事前に希望する看護領域を踏まえ、本学の教育プログラム、受験資格、入試区分、出願手続き、研究計画、実務経験等について、本学研究科の教務アドバイザーや研究指導教員と相談を行う。

11 取得可能な資格

本専攻には認定看護管理者、小児看護専門看護師、精神看護専門看護師を養成するために必要な科目と教員を配置しており、それぞれに合致した履修モデル〔資料7/表2〕を明示している。資格の取得要件は、次の通りである。

1. 認定看護管理者

認定看護管理者の履修モデルに沿って単位を修得し研究科を修了した後に、日本看護協会による認定看護管理者認定審査に合格することで、認定看護管理者の資格が与えられる。

2. 小児看護専門看護師

小児看護専門看護師の履修モデルに沿って単位を修得し研究科を修了した後に、日本看護協会による専門看護師認定審査に合格することで、小児看護専門看護師の資格が与えられる。

3. 精神看護専門看護師

精神看護専門看護師の履修モデルに沿って単位を修得し研究科を修了した後に、日本看護協会による専門看護師認定審査に合格することで、精神看護専門看護師の資格が与えられる。

12 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

大学院設置基準第14条による教育方法については、常磐大学大学院学則第24条の2(教育方法の特例)に規定されている。

本研究科では、看護職社会人の受け入れに対応するために、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による教育を実施し、教育的配慮を行う。

ア. 修業年限

標準修業年限は2年とし、在籍できる最長年限は4年とする。ただし、職業を有し就業している等の理由から、履修や研究活動の時間が限られる院生については、長期履修学生制度〔資料21〕を活用し、計画的に教育課程を履修できるよう指導する。なお、長期履修学生制度を適用した場合の修業年限は4年以内とし、在籍できる最長年限は6年とする。

イ. 履修指導及び研究指導の方法

研究科教員は学部教員との兼任であるため、研究科の時間割では、講義や演習、研究科目は平日夜間と土曜日・日曜日の昼間に科目は配置されるが、実習科目は病院や施設、地域等で実施されるため平日昼間に計画される。実習に関してはその性質上、社会人学生は休暇を取ってその期間は学修に専念することになる。このような原則があるが、教員と院生が相談の上、双方の条件が整い教育上効果があると判断した場合には、研究科教務委員会の許可を得て、平日昼間に授業を設定することもできる。

履修指導及び研究指導の方法は p.26 の6の(2)と p.28 の6の(3)に既述した通りの方法で行う。

ウ. 授業の実施方法

社会人学生が学修しやすいように、夜間や土日を中心に授業を開講する。また、遠隔授業システムを導入し、多くの授業を来学することなく職場や自宅等の遠隔地から受講可能となるよう環境を整備する。遠隔授業の実施方法は、遠隔授業システムを介して、教員と院生が必要に応じて資料を共有しながら、質疑応答や意見交換等を同時双方向で行う。遠隔授業システムの詳細については、「14 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合」において説明する。

エ. 教員の負担の程度

本研究科の専任教員はすべて学部と兼務するため、既設の学部と授業担当時間数の調整を行い、教員の研究自体に支障を来すことがないように研修日を確保するなど、教員の過度の負担にならないよう配慮する。

オ. 図書館・情報処理施設等の利用方法や院生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館は、授業時間等を考慮して平日は 21 時まで、土曜日は 17 時まで開館する。院生室には、院生一人につき一台のパソコンを用意するとともに、プリンター、コピー機、シュレッダー等の機器を設置する。また、学外からも研究活動を行えるよう図書館が整備しているデータベースや電子書籍、電子ジャーナルなどの電子資料の一部は、24 時間リモートアクセスできる環境を整えている。

本研究科の院生は、他の研究科や学部生と同様に、学生食堂、コンビニエンスストア、書店（書籍・文具等）、保健室、体育施設などの施設を利用できる。

職員の配置については、授業の開講状況に応じて学生サービスに支障のないように管理運営する。

カ. 入学者選抜の概要

大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例の適用を受ける者であっても、入学者選抜に関しては、上記「10 入学者選抜の概要 (1) ~ (6)」(p.33~p.38) の項で示した原則を適用する。

13 2以上の校地において教育研究を行う場合

本研究科は、主に見和キャンパスで授業及び研究活動を行う。一方、桜の郷キャンパスは、主に医師、薬剤師等がシミュレータや模型、及び医療機器等を使用して担当する「フィジカルアセスメント」「病態生理学」「臨床薬理学」の授業に利用する計画である。見和キャンパスと桜の郷キャンパスの距離は約 8 km、2つのキャンパスの公共交通機関（路線バス）を利用した場合でも、桜の郷キャンパス前のバス停から、見和キャンパスの最寄りのバス停まで所要時間は 20 分である。また、最寄りの駅である水戸駅、赤塚駅からは、

双方のキャンパスに複数のルートで路線バスが運行しているため、それぞれのキャンパスへの通学には支障がない。

教員の配置については、前述の3科目を担当する専任教員3人を配置する。キャンパス間の移動については、車輛での移動を想定し、双方のキャンパスに教員専用の駐車場を完備しているため支障がない。

教育研究の支援体制については、キャンパス間の専用ネットワークの敷設により桜の郷キャンパスにおいても見和キャンパス同様の充実した情報環境の構築している。また、桜の郷キャンパスには、職員を配置し、教育研究の充実した支援体制を確保している。

14 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では Google が提供する Web 会議及びオンラインストレージなどの便利ツールがパッケージになった、法人向けの有料プランである「G Suite (ジー・スイート)」を利用している。遠隔授業は、この G Suite で使用できる Web 会議ツール「Google Meet (グーグルミート)」を利用して行う。また、「Zoom (ズーム)」の利用者が多いことを考慮して、Zoom の有料プランも導入する。

遠隔授業を実施するための設備として、本研究科の専用フロアである情報メディアセンター5階の教室に遠隔授業システムの機器を設置する〔資料13-1〕。授業は実習科目及び専門支持科目の一部の科目(「病態生理学」「臨床薬理」「フィジカルアセスメント」)を除き、同時双方向の遠隔授業形式による開講を基本とし、面接授業と同様に教員と院生が資料の提示や質疑応答を行うことができる。これにより、社会人の院生が働きながら大学院の授業を職場の会議室や自宅等から受講できるようになる。また、必要に応じて教室で受講することも可能である。

Web 会議ツールによる遠隔授業の他、「Google Class Room (グーグルクラスルーム)」及び本学の e ラーニングシステム「常磐大学 e ラーニングシステム (Moodle)」を利用することにより、授業前後の課題の提供や資料の提出に加えて授業で使用した資料のファイルをアップロードするなど、院生の予習・復習に活用することができる。

さらに、遠隔授業の実施に当たっては、遠隔授業システムに習熟した専任教員によるサポート体制をとるとともに、より円滑で効果的な授業運営となるよう、FD を通して教員間の理解を深めるようにする。

遠隔授業システムの仕様については、①カメラは1教室に2台設置し、授業の都度カメラを移動せずに天井に固定したまま使用できるようにする。②カメラ2台のうち1台は教員側に合わせておき、院生が発言や発表をする場合は、院生側に向いているもう1台のカメラにスイッチすることで、遠隔地にいる院生に、教室で発言する院生の顔が映るようにする。③教室にいる教員や院生の声を天井に設置したマイクで拾い、遠隔地にいる院生が明瞭に聞くことができるようにする。④教員が使用するパワーポイント等の授業資料をプロジェクターでスクリーンに投影し、その画面を遠隔地にいる院生に共有できるようにす

る。⑤遠隔地にいる院生が発言する映像をプロジェクターで投影し、音声を教室のスピーカーで聞こえるようにする。⑥教員のPCはデスクトップPC（23.8型ワイド液晶）を設置し、遠隔地にいる院生の映像とパワーポイント等の授業資料を映す。これらを実現させるために、当該システム機器の仕様ならびに調達スケジュールを〔資料13-2〕及び〔資料13-3〕に示した。

15 管理運営

（1）研究科委員会

本学大学院においては、「常磐大学大学院研究科委員会規程」〔資料22〕に基づき研究科委員会を設置し、必要事項について審議する。

研究科委員会の構成は、同規程第3条に基づき、研究科長及び研究科に所属し、研究指導教員として認められた専任教員をもって構成する。

審議事項は、同規程第2条に基づき、次の事項を審議する。

- 1) 研究科に関する諸規程の制定および改廃に関すること。
- 2) 研究科に所属する研究指導教員の資格審査に関すること。
- 3) 研究科の授業科目，単位および履修方法に関すること。
- 4) 授業担当教員に関すること。
- 5) 学位論文の審査および最終試験に関すること。
- 6) 退学，休学，復学，転研究科，転学および除籍に関すること。
- 7) 科目等履修生，委託生，研究生および外国人学生に関すること。
- 8) 学生の厚生補導に関すること。
- 9) 学生の表彰および懲戒に関すること。
- 10) その他研究科に関すること。

授業科目担当者（非常勤講師を含む。）、教員資格審査等の人事及びカリキュラム編成等の教育に関しては、上記の規程に基づき審議・決定するなど、大学院の研究科として独立性を確保している。

また、各種委員会を設置し、必要な事項を審議・決定している。委員会は、以下の通りである。

①研究科ごとに設置するもの

- ・ 自己点検・評価実施委員会
- ・ 入試実施委員会
- ・ 教務委員会
- ・ 修士学位論文審査委員会

②大学院全体で設置するもの

- ・ FD委員会
- ・ 学術論究編集委員会

- ・ 研究倫理委員会

なお、大学院、大学、短期大学に共通する重要な事項については、学長、副学長、研究科長、学部長等で構成する「教学会議」で審議することになっている。

16 自己点検・評価

(1) 実施体制

本学では、「常磐大学学則」及び「常磐大学大学院学則」第1条の2に基づき、教育研究水準の質向上と活性化を図り、社会的責任を果たすことを目的として、平成14(2002)年度に全学自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価を実施している。また、学校法人常磐大学管理運営規程(昭和53(1978)年3月6日制定)に定める会議組織のうち、常任理事会と教学会議との連携を密にしながら、自己点検・評価を適切に実施するために、全学自己点検・評価委員会の下に各学部、研究科等の自己点検・評価実施委員会を設置している。更に、全学自己点検・評価委員会と各学部、研究科等の自己点検・評価実施委員会との連携を図りながら「自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立」を推進するために「全学自己点検・評価規程(平成23(2011)年6月8日制定)」に基づき、平成23(2011)年度から内部質保証システム推進チームを設け、自己点検・評価、外部評価、認証評価への内部質保証システム推進に必要となる企画・立案、連絡調整、報告書等のチェックなどの機能を強化している。加えて、内部質保証システム(PDCAサイクル)を展開する上で「学校法人常磐大学内部監査規程」に基づく「内部監査(業務監査)」機能も付加し、学外者(特別監査人等)の意見を反映させ、内部質保証の実質化・恒常化に努めている。

(2) 実施方法

年度当初に、全学自己点検・評価委員会を開催し、長期的展望を踏まえ、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度の本法人の方向性を示す「TOKIWA VISION 2023」と前年度実施事業の改善と見直し事項に基づき各学部、研究科等の自己点検・評価実施委員会で検討された年度計画の確認を行う。常任理事会・教学会議等においても「TOKIWA VISION 2023」と年度計画を提示し周知徹底を図る。前年度からの改善が必要となる事項などについては、更に各学部、研究科等の自己点検・評価実施委員会が適宜開催され、改善方策の検討が行われ、各学部、研究科等の運営方針となる。年度計画については、構成員全体で実施し、進捗を管理しながら、運営報告書を作成し、組織的な活動を通じて改善に向けた取組が行われているか、評価を行っている。評価結果は、改善方策を中心に次年度の計画に反映される。また、内部質保証システム推進チームは適宜、各自己点検・評価実施委員会の進捗状況を把握し、全学自己点検・評価委員会との連絡調整等を行っている。

(3) 結果の活用

本学の建学の精神、教育理念、「TOKIWA VISION 2023」の実現のために、中期計画・年度計画と自己点検・評価とを連動させ、教育研究、管理運営、財務等の各分野における質保証の向上と組織的・継続的な改善へと繋げている。

(4) 公表方法など

自己点検・評価などの結果の公表については、学校法人常磐大学のホームページで行っている。「ホームページ」から「大学案内」「大学評価」と階層を辿っていくと、各年度に作成した常磐大学・常磐短期大学基礎データ（毎年5月1日現在で作成している）、自己点検・評価報告書、外部評価報告書、内部質保証に関する報告書などのデータが格納されており、確認することができる。なお、常磐大学は、平成20（2008）年度の自己点検・評価の成果をもとに、財団法人（現、公益財団法人）大学基準協会による平成21（2009）年度大学評価（認証評価）を受審し、同協会の大学基準に適合していると認定されている。同様に、平成29（2017）年3月には第2期として、令和6（2024）年3月31日まで大学基準に適合していると認定された。

17 情報の公表

平成23年度の学校教育法施行規則第172条の2第1項の改正に伴い、本学ではより分かりやすいホームページの構成を目指し、情報の公表に取り組んでいる。広く一般向けに法人全体の概要を掲載した「Annual Report」、受験生・高校生向けに大学・短期大学の学びや施設を掲載した「常磐大学・常磐短期大学ガイドブック」等の刊行物についても、冊子を配布しているほか、デジタル版としてWebサイトでも公開しており、閲覧が可能となっている。

常磐大学・常磐短期大学 情報公開のページ

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/index.html>

① 大学の教育研究上の目的に関すること

学部・学科及び研究科ごとの教育研究上の目的

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/purpose/index.html>

② 教育研究上の基本組織に関すること

学部・学科及び研究科等の名称

https://www.tokiwa.ac.jp/media/department_name2020.pdf

組織構成

<https://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/system/>

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

教員組織内の役割分担

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/role/index.html>

教員組織

https://www.tokiwa.ac.jp/media/teacher_organization2020.pdf

教員の年齢構成

https://www.tokiwa.ac.jp/media/teacher_age2020.pdf

教員数

https://www.tokiwa.ac.jp/media/tokiwa_teacher2020.pdf

教員が有する学位・業績

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/teacher/index.html>

- ④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

アドミッション・ポリシー

<https://navi.tokiwa.ac.jp/admissions/policy/>

収容定員、在学者数、入学定員、入学者数、編入学定員、編入学者数

https://www.tokiwa.ac.jp/media/admission_capacity2020.pdf

卒業者数、進学者数、就職者数

https://www.tokiwa.ac.jp/media/tokiwa_graduate2019.pdf

主な進学先・就職先

<https://navi.tokiwa.ac.jp/career-support/future/>

学生の状況（学位授与数）

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/degree2019.pdf>

学生の状況（退学・除籍者数、中退率）

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/leave2019.pdf>

学生の状況（留年者数）

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/repeat2020.pdf>

学生の状況（社会人学生数）

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/society2020.pdf>

学生の状況（留学生数及び海外派遣学生数）

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/abroad2019.pdf>

- ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
授業科目の名称、授業の方法・内容、授業の年間計画

<https://www.tokiwa.ac.jp/student/syllabus/>

カリキュラム・ポリシー

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/cp/index.html>

- ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
上記基準、必修単位修得数、取得可能な学位

常磐大学（学則・履修規程）

<https://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/acmp/>

ディプロマ・ポリシー

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/dp/index.html>

⑦校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

キャンパス概要、運動施設概要

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/facilities/index.html>

校地・校舎・講義室・演習室等の面積

<https://www.tokiwa.ac.jp/media/facilities2020.pdf>

主要施設の概況

https://www.tokiwa.ac.jp/media/facilities_overview2020.pdf

講義室、演習室等の面積・規模

https://www.tokiwa.ac.jp/media/lecturerroom_area_scale2020.pdf

学生用実験・実習室

https://www.tokiwa.ac.jp/media/experiments_lab2020.pdf

講義室・演習室使用状況

https://www.tokiwa.ac.jp/media/lecturerroom_usage2020.pdf

課外活動状況

<https://navi.tokiwa.ac.jp/camps-life/club/>

その他学生関連施設

<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/index.html>

情報教育に関すること等

<https://www.tokiwa.ac.jp/about/center/#tucmi>

交通手段

<http://www.tokiwa.ac.jp/access/index.html>

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

授業料、入学料、その他の費用

<https://navi.tokiwa.ac.jp/admissions/expenses/>

特待生制度

<https://navi.tokiwa.ac.jp/admissions/honor/>

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

修学に係る支援

<https://www.tokiwa.ac.jp/student/navi/>

進路選択に係る支援

<http://www.tokiwa.ac.jp/career/index.html>

心身の健康等に係る支援

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/health/index.html>

奨学金制度等

<https://navi.tokiwa.ac.jp/admissions/scholarship/>

⑩教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

研究科の目的と学びの流れ

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/curriculum/index.html>

主要科目の特長

<https://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/curriculum/>

科目ごとの目標等

<https://www.tokiwa.ac.jp/student/syllabus/>

⑪その他

自己点検・評価報告書

<http://www.tokiwa.ac.jp/about/report/index.html>

発行・出版物

<https://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/publication/>

<資料目次>

- 資料 1 地図（ニーズ調査訪問先医療機関等）
- 資料 2 「設置構想に係る入学意向アンケート調査」報告書（一部抜粋）
- 資料 3 「設置構想に係る採用意向アンケート調査」報告書（一部抜粋）
- 資料 4 茨城県内の病院管理者が考える常磐大学大学院看護研究科への期待
- 資料 5 図 1 常磐大学大学院看護学研究科（仮称、設置構想中）養成する人材像
- 資料 6 表 2 看護学研究科カリキュラムマップ
- 資料 7 図 2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係について
- 資料 8 表 3 看護学研究科履修モデル
- 資料 9 実習要項
 - 9-1 「高度実践実習（リーダーシップ）」
 - 9-2 「高度実践実習（教育）」
 - 9-3 「精神専門看護学実習Ⅰ」
 - 9-4 「精神専門看護学実習Ⅱ」
 - 9-5 「精神専門看護学実習Ⅲ」
 - 9-6 「精神専門看護学実習Ⅳ」
 - 9-7 「精神専門看護学実習Ⅴ」
 - 9-8 「小児専門看護学実習Ⅰ」
 - 9-9 「小児専門看護学実習Ⅱ」
 - 9-10 「小児専門看護学実習Ⅲ」
- 資料 10 実習施設
 - 10-1 実習施設一覧
 - 10-2 承諾書
- 資料 11 「学校法人常磐大学定年規則」
- 資料 12 時間割
- 資料 13 遠隔授業システム機器
 - 13-1 遠隔授業システム機器概要
 - 13-2 遠隔授業システム整備 要求仕様書
 - 13-3 遠隔授業用デスクトップ型 PC 要求仕様書
- 資料 14 表 5-1～5-7 めざす人材像（領域）別の DP と科目
- 資料 15 履修モデル別の履修科目の配置
 - 15-1-1 全領域（専門看護師をめざす者以外）
 - 15-1-2 全領域（教育研究者をめざす者）
 - 15-2 精神看護専門看護師をめざす者

15-3 小児看護専門看護師をめざす者

- 資料 16 表 6-1 「実践課題研究」および「特別研究」の指導プロセスとスケジュール
表 6-2 「専門看護プロジェクト」の指導プロセスとスケジュール
- 資料 17 常磐大学大学院看護学研究科（修士課程）学位論文および特定の課題についての研究成果（専門看護プロジェクト報告）の審査基準
- 資料 18 「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」
- 資料 19 情報メディアセンター（Q棟）5階平面図
- 資料 20 図 3 教育・研究の分野・領域における学士課程と修士課程との関係
- 資料 21 「常磐大学大学院長期履修学生規程」
- 資料 22 「常磐大学大学院研究科委員会規程」

ニーズ調査訪問先医療機関等



- ニーズ調査訪問先医療機関
- 県内の修士課程を有する看護系大学
- 隣接県の修士課程を有する看護系大学



常磐大学大学院

看護学研究科看護学専攻（修士課程）

（仮称・令和4年4月開設予定・設置構想中）

「設置構想に係る入学意向アンケート調査」報告書

一部抜粋

令和3年2月

株式会社高等教育総合研究所

1 調査の概要

- ◆ 調査目的 : 本調査は、常磐大学大学院が令和4年4月に設置を構想している「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）」の学生確保の見通しを、大学外の公正な第三者機関により、アンケートを用いて測ることを目的とする。
- ◆ 調査期間 : 令和2年12月～令和3年1月
- ◆ 調査対象 : 令和4年4月に設置を構想中の「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）」に進学する可能性が高い、常磐大学看護学部に在学する大学生および現看護職者（看護師・准看護師・保健師・助産師・看護教員）を対象とし、調査を依頼した。
- ◆ 調査方法 : 調査対象とした常磐大学および病院等の医療施設に「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）設置構想に係る入学意向アンケート調査」用紙を郵送し、調査対象である在学生および当該施設にて勤務する現看護職者への配布を依頼し、個別に回答の上、直接返送を求めた。
- ◆ 調査内容 : 質問項目は、学部生は全10問、現看護職者は全14問とした。主な質問内容は以下の通りである。
 - ・回答者の基本情報
 - ・常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）への評価について
 - ・常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）への入学意向について
- ◆ 回収件数 : 学部生：169件（配布件数176件／回収率96.0%）
現看護職者：2,106件（配布件数5,628件／回収率37.4%）
- ◆ 有効回答件数 : 学部生：169件
現看護職者：2,095件
※回収分から問1（居住地）の無回答者を無効回答とした。

2-1 全質問項目の集計結果（学部生）

※「構成比(%)」はいずれも、少数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも 100.0%と一致しない。

2～5 ページは、アンケートで回答を得た 169 人の回答結果に基づく、各質問項目の集計結果である。

問1 あなたの居住地を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	茨城県水戸市	55	32.5%
2	茨城県(県南地域)	14	8.3%
3	茨城県(県西地域)	17	10.1%
4	茨城県(水戸市以外の県央地域)	48	28.4%
5	茨城県(県北地域)	30	17.8%
6	茨城県(鹿行地域)	4	2.4%
7	茨城県以外	1	0.6%
合計		169	100.0%

問2 あなたの現在の学年を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	2年生	85	50.3%
2	3年生	84	49.7%
合計		169	100.0%

問3 あなたは他大学の大学院も含め大学院への進学についてどのように考えていますか。 (あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	学部卒業と同時に進学を希望する	5	3.0%
2	条件が合えば進学を希望する	3	1.8%
3	将来的に進学を希望する	5	3.0%
4	進学に興味がある	25	14.8%
5	進学を希望しない	98	58.0%
6	わからない	33	19.5%
合計		169	100.0%

問4は、問3で「1. 学部卒業と同時に進学を希望する」「2. 条件が合えば進学を希望する」「3. 将来的に進学を希望する」「4. 進学に興味がある」と回答した38人が回答対象である。

問4 あなたは本学の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を受験したいと思いますか。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	開設初年度(2022年4月入学)に受験したい	7	18.4%
2	将来、必要に応じて受験したい	23	60.5%
3	受験したいと思わない	8	21.1%
合計		38	100.0%

問5～問9は、問4で「1. 開設初年度(2022年4月入学)に受験したい」「2. 将来、必要に応じて受験したい」と回答した30人が回答対象である。

問5 あなたが本学の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を受験したいと思う理由を教えてください。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は、回答者30人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	学びたい領域があるから	6	20.0%
2	教育内容や特色に関心があるから	6	20.0%
3	働きながら学べるから	10	33.3%
4	茨城県内で進学したいから	3	10.0%
5	母校だから	6	20.0%
6	高度な専門知識を修得したいから	16	53.3%
7	研究力を高めたいから	1	3.3%
8	修士の学位を取得し、キャリアアップを図りたいから	14	46.7%
9	将来、現場の指導者、指導的役割を担いたいから	9	30.0%
10	看護教育者になりたいから	6	20.0%
11	看護研究者になりたいから	1	3.3%
12	その他	0	0%
	無回答	1	3.3%

問 6 あなたは、本学の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を受験し、合格した場合、入学を希望しますか。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	合格した場合、入学したい	20	66.7%
2	合格した場合、併願校の結果によっては入学したい	10	33.3%
合計		30	100.0%

問 7 本学の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)では、4つの領域を検討しています。あなたが興味をもつ領域を教えてください。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は、回答者 30 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	看護管理教育学領域	13	43.3%
2	母子看護学領域	15	50.0%
3	精神・地域在宅看護学領域	9	30.0%
4	成人高齢者看護学領域	14	46.7%
	無回答	0	0%

問 8 本学の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)は、「看護系高度専門職業人」および「将来の『教育研究者』」の養成を目指しています。あなたが大学院教育を通して目指す看護職者像について教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	精神看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指したい	2	6.7%
2	地域在宅看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指したい	1	3.3%
3	母性看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指したい	4	13.3%
4	小児看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指したい	0	0.0%
5	成人高齢者看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指したい	4	13.3%
6	認定看護管理者を目指したい	8	26.7%
7	精神看護専門看護師を目指したい	3	10.0%
8	小児看護専門看護師を目指したい	2	6.7%
9	将来、看護教員や研究者を目指したい	6	20.0%
10	その他	0	0.0%
合計		30	100.0%

2-2 全質問項目の集計結果（現看護職者）

※「構成比(%)」はいずれも、少数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも100.0%と一致しない。

6～11 ページは、アンケートで回答を得た2,095人の回答結果に基づく、全質問項目の集計結果である。

問1 あなたの居住地を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	茨城県水戸市	374	17.9%
2	茨城県(県南地域)	613	29.3%
3	茨城県(県西地域)	268	12.8%
4	茨城県(水戸市以外の県央地域)	314	15.0%
5	茨城県(県北地域)	321	15.3%
6	茨城県(鹿行地域)	129	6.2%
7	茨城県以外	76	3.6%
合計		2,095	100.0%

問2 あなたが保有している免許を教えてください。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は、回答者2,095人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	看護師	2,020	96.4%
2	保健師	426	20.3%
3	助産師	85	4.1%
4	准看護師	355	16.9%
5	その他	42	2.0%
	無回答	6	0.3%

問 3 あなたの現在の職業を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	看護師	1,636	78.1%
2	保健師	265	12.6%
3	助産師	55	2.6%
4	准看護師	59	2.8%
5	看護教員	62	3.0%
6	その他	4	0.2%
	無回答	14	0.7%
合計		2,095	100.0%

問 4 あなたの看護職(看護師・保健師・助産師・看護教員)としての総経験年数を教えてください。(2020年11月1日現在までの年数を下枠に記入)

※回答数は1,936人

※記入のあった人数を以下の区分で集計

番号	選択項目	回答数	構成比
1	0～1年未満	8	0.4%
2	1年以上3年未満	168	8.0%
3	3年以上10年未満	470	22.4%
4	10年以上20年未満	555	26.5%
5	20年以上	735	35.1%
	無回答	159	7.6%
合計		2,095	100.0%

問 5 あなたが現在勤務している職場を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	病院	1,675	80.0%
2	訪問看護ステーション	59	2.8%
3	地方自治体	252	12.0%
4	看護専門学校	72	3.4%
5	その他	27	1.3%
	無回答	10	0.5%
合計		2,095	100.0%

問 6 あなたの最終学歴を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	看護専門学校卒業	1,524	72.7%
2	看護系短期大学卒業	84	4.0%
3	大学卒業(看護系以外)	55	2.6%
4	看護系大学卒業	318	15.2%
5	看護系大学院修了	19	0.9%
6	大学院修了(修士課程看護系以外)	4	0.2%
7	その他	75	3.6%
	無回答	16	0.8%
合計		2,095	100.0%

問 7 あなたは他の大学院も含め一般的に大学院への進学についてどのように考えていますか。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	直ちに進学を希望する	5	0.2%
2	条件が合えば直ちに進学を希望する	64	3.1%
3	将来的に進学を希望する	50	2.4%
4	進学に興味がある	407	19.4%
5	わからない	387	18.5%
6	進学を希望しない	1,178	56.2%
	無回答	4	0.2%
合計		2,095	100.0%

問 8 は、問 3 で「1. 看護師」「2. 保健師」「3. 助産師」「5. 看護教員」「6. その他（准看護師のみを保有資格とする者を除く）」を選択し、かつ、問 7 で「1. 直ちに進学を希望する」「2. 条件が合えば直ちに進学を希望する」「3. 将来的に進学を希望する」「4. 進学に興味がある」を回答した 519 人が回答対象である。

問 8 あなたは常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を受験したいと思いますか。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	開設初年度(2022年4月入学)に受験したい	7	1.3%
2	将来、必要に応じて受験したい	312	60.1%
3	受験したいと思わない	193	37.2%
	無回答	7	1.3%
合計		520	100.0%

問 9～問 13 は、問 8 で「1. 開設初年度(2022年4月入学)に受験したい」「2. 将来、必要に応じて受験したい」と回答した 319 人が回答対象である。

問 9 あなたが常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)への受験を希望する理由を教えてください。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は回答者 319 人のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	臨床の現場で活かせる高度な専門知識を修得し、研究力を高めたいから	147	46.1%
2	修士の学位を取得し、キャリアアップを図りたいから	173	54.2%
3	将来、現場の指導者、指導的役割を担いたいから	69	21.6%
4	看護教育者になりたいから	33	10.3%
5	看護研究者になりたいから	15	4.7%
6	その他	8	2.5%
	無回答	12	3.8%

● 学部生 7 人、看護職者 6 人が、開設初年度に入学意欲を示す

大学院への進学意欲（2-1 問 3・2-2 問 7）を示した、本研究科への受験意欲（2-1 問 4・2-2 問 8）および入学意欲（2-1 問 6・2-2 問 10）のクロス集計の結果は、以下の通りである。

		合格した場合、 入学したい	合格した場合、併 願校の結果によ っては入学したい	無回答	合計
学部生	開設初年度(2022 年 4 月)に受験したい	7	0	0	7
	将来,必要に応じて 受験したい	13	10	0	23
現 看 護 職 者	開設初年度(2022 年 4 月)に受験したい	6	1	0	7
	将来,必要に応じて 受験したい	180	127	5	312
合計		206	138	5	349

上記のクロス集計より、「開設初年度（2022 年 4 月）に受験したい」且つ、「合格した場合、入学したい」と回答した者は、学部生 7 人、現看護職者 6 人の合計 13 人であり、本研究科の予定する入学定員の 6 名を上回る入学の意欲が示される回答であった。

また、「開設初年度（2022 年 4 月入学）に受験したい」と回答した学部生の学年別内訳は、次の（2-1 問 2）クロス集計の結果の通りである。7 人すべてが、本研究科が開設する 2022 年 4 月に入学可能な 3 年生であった。

選択項目		2 年生		3 年生	
		回答数	構成比	回答数	構成比
1	開設初年度（2022 年 4 月入学）に受験したい	0	0.0%	7	31.8%
2	将来、必要に応じて受験したい	8	100.0%	15	68.2%
合計		8	100.0%	22	100.0%

なお、「将来、必要に応じて受験したい」且つ、「合格した場合、入学したい」と回答し

常磐大学大学院
看護学研究科看護学専攻（修士課程）
（仮称・令和4年4月開設予定・設置構想中）

「設置構想に係る採用意向アンケート調査」報告書

一部抜粋

令和3年2月

株式会社高等教育総合研究所

1 調査の概要

- ◆ 調査目的 : 本調査は、常磐大学大学院が令和4年4月に設置を構想している「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)」の修了生の就職におけるニーズを、大学外の公正な第三者機関により、アンケートを用いて測ることを目的とする。

- ◆ 調査期間 : 令和2年12月～令和3年1月

- ◆ 調査対象 : 令和4年4月に設置を構想中の「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)」の修了生の採用が期待される茨城県を中心とした病院・医療施設・自治体・学校等の事業所の172件を対象とし、調査を依頼した。
依頼対象とした事業所は次の通りである。

1	病院	48件
2	訪問看護ステーション	51件
3	地方自治体	56件
4	看護専門学校	17件

- ◆ 調査方法 : 調査対象とした事業所の172件の採用担当者宛てに、「常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)設置構想に係る採用意向アンケート調査」用紙を送付し、回答・返信を求めた。

- ◆ 調査内容 : 質問項目は全12問とし、主な質問内容は以下の通りである。
 - ・事業所の基本情報
 - ・常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)の設置の社会的意義
 - ・常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称)の修了予定者の採用意向(人材需要)

- ◆ 回答件数 : 69件(配布件数172件/回収率40.1%)

- ◆ 有効回答件数 : 69件

2 全質問項目の集計結果

※「構成比(%)」はいずれも、少数第二位を四捨五入。よって、合計は必ずしも 100.0%と一致しない。

2～7 ページは、アンケートで回答を得た 69 件の回答結果に基づく、全質問項目の集計結果である。

問 1 貴施設・貴機関の業種を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	病院	34	49.3%
2	訪問看護ステーション	8	11.6%
3	地方自治体	24	34.8%
4	看護専門学校	3	4.3%
5	その他	0	0.0%
合計		69	100.0%

問 2 貴施設・貴機関の所在地を教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	茨城県水戸市	5	7.2%
2	茨城県(県南地域)	25	36.2%
3	茨城県(県西地域)	13	18.8%
4	茨城県(水戸市以外の県央地域)	9	13.0%
5	茨城県(県北地域)	13	18.8%
6	茨城県(鹿行地域)	4	5.8%
7	茨城県以外	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
合計		69	100.0%

問 3 貴施設・貴機関に従事する常勤の看護職員数の総計を教えてください。

(あてはまるものすべてにマークをしたあと、枠内に 2020 年 11 月 1 日現在の人数を記入)

※複数回答項目のため。回答数は延べ。

※構成比は、回答数 69 件のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	看護師	47	68.1%
2	保健師	34	49.3%
3	助産師	13	18.8%
	無回答	13	18.8%

【看護師】

※回答数は19件

※記入のあった人数を以下の区分で集計

番号	選択項目	回答数	構成比
1	0人	0	0.0%
2	1～10人	6	31.6%
3	11～50人	3	15.8%
4	51～100人	1	5.3%
5	101～300人	3	15.8%
6	301～500人	4	21.1%
7	501人以上	2	10.5%
合計		19	100.0%

【保健師】

※回答数は18件

※記入のあった人数を以下の区分で集計

番号	選択項目	回答数	構成比
1	0人	0	0.0%
2	1～5人	9	50.0%
3	6～10人	1	5.6%
4	11～15人	3	16.7%
5	16～20人	4	22.2%
6	21人以上	1	5.6%
合計		18	100.0%

【助産師】

※回答数は5件

※記入のあった人数を以下の区分で集計

番号	選択項目	回答数	構成比
1	0人	0	0.0%
2	1～19人	0	0.0%
3	20～30人	2	40.0%
4	31～50人	1	20.0%
5	50人以上	2	40.0%
合計		5	100.0%

問 4 貴機関・貴施設における、大学院修士課程修了の看護職者の勤務の有無について教えてください。（あてはまるもの1つにマーク）

番号	選択項目	回答数	構成比
1	大学院修士課程修了の看護職者が勤務している	15	21.7%
2	大学院修士課程修了の看護職者は勤務していない	45	65.2%
3	わからない	5	7.2%
	無回答	4	5.8%
合計		69	100.0%

問 5 常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)が養成する人材は、これからの地域社会において必要であると思われますか。（あてはまるもの1つにマーク）

番号	選択項目	回答数	構成比
1	とても必要だと思う	9	13.0%
2	必要だと思う	54	78.3%
3	あまり必要ではないと思う	3	4.3%
4	必要でないと思う	0	0.0%
	無回答	3	4.3%
合計		69	100.0%

問 6 貴施設・貴機関において、常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)の修了生を採用したいですか。（あてはまるもの1つにマーク）

番号	選択項目	回答数	構成比
1	採用したい	10	14.5%
2	採用を検討したい	27	39.1%
3	どちらともいえない	30	43.5%
4	採用しない	1	1.4%
	無回答	1	1.4%
合計		69	100.0%

問7・問8は、問6で「1. 採用したい」「2. 採用を検討したい」と回答した37件が回答対象である。

問7 貴施設・貴機関では、常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を修了した者のうち、どのような人材を採用したいですか。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は、回答数37件のうち、各項目を挙げた者の割合。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	精神看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指す者	16	43.2%
2	地域在宅看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指す者	25	67.6%
3	母性看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指す者	8	21.6%
4	小児看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指す者	13	35.1%
5	成人高齢者看護の現場で活躍する実践者リーダーを目指す者	28	75.7%
6	認定看護管理者を目指す者	16	43.2%
7	精神看護専門看護師を目指す者	12	32.4%
8	小児看護専門看護師を目指す者	3	8.1%
9	教育研究者を目指す者	10	27.0%
	無回答	0	0.0%

問8 貴施設・貴機関において、常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)を修了した者のうち、採用可能であると思われる人数をお答えください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	1人	5	13.5%
2	2人	1	2.7%
3	3人以上	2	5.4%
4	人数は未確定	29	78.4%
	無回答	0	0.0%
合計		37	100.0%

- 問 9 貴施設・貴機関で勤務される看護職者を常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)に進学させるご意向について教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	進学させたい	0	0.0%
2	進学を推奨するが、本人の意思に任せる	33	47.8%
3	進学を推奨する予定はない	15	21.7%
4	わからない	18	26.1%
5	その他	2	2.9%
	無回答	1	1.4%
合計		69	100.0%

問 10・問 11 は、問 9 で「1. 進学させたい」「2. 進学を推奨するが、本人の意思に任せる」と回答した 33 件が回答対象である。

- 問 10 貴施設・貴機関で勤務される看護職者についてお尋ねします。現在、常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)に入学を推奨したい方の有無について教えてください。(あてはまるもの1つにマーク)

番号	選択項目	回答数	構成比
1	現在、入学を推奨したい人がいる	9	27.3%
2	現在、入学を推奨したい人はいない	21	63.6%
	無回答	3	9.1%
合計		33	100.0%

- 問 11 貴施設・貴機関で勤務される看護職者を常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)に進学させる場合に取り得る支援体制について教えてください。(あてはまるものすべてにマーク)

※複数回答項目のため、回答数は延べ。

※構成比は、回答数 33 件のうち、各項目を挙げた者の数。

番号	選択項目	回答数	構成比
1	勤務の調整により入学させたい	21	63.6%
2	休職制度の利用により入学させたい	13	39.4%
3	研修制度の利用により入学させたい	8	24.2%
4	奨学金の支給により入学させたい	2	6.1%
5	特になし	2	6.1%
6	その他	2	6.1%
	無回答	1	3.0%

問 12 常磐大学大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(仮称、設置構想中)に対して、ご要望や期待される点がありましたらご自由にお書きください。

業種	記述内容
病院	勤務を続けながら学べる教育カリキュラムであると、施設にとっても助かります。
	看護の質の底上げには、絶対必要と感じています。しかし、経営に関する権限がなく、希望通りにいかない現状があり、そこが解決できれば、前向きに進められると思っています。
	問 1 については、授業実施時間によりどちらでも可能だと思う。 問 3 については、保健師としての採用ではなく看護師としての採用であるため、保健師を 0 にしてある。ただし、保健師資格保有者は 20 人程度いると思います。
	本人は大変だと思うが、休職をするのではなく、勤務を継続しながら修士がとれると良いと思う。 (マンパワーの問題もあるが、勉学と臨床を行き来しながら学ぶことはどちらにとってもプラスになると考える)
	組織において信頼関係の構築とコミットメントできる人材育成を期待している。当院の場合、どちらかという臨床よりも教員に転職する方が多く、実践者リーダーの育成を要望する。
	看護師特定行為研修との連携が可能となることを期待します。
	WEB 講義を活用して頂きたい
	修士課程進学時の、経済面を含むサポート体制が整備されていない現状です。貴学および社会資源として活用できる制度等があれば、紹介、案内していただくと検討したいと感じました。
	公的病院に長く勤務し、現在は民間病院に勤務しております。転職した際に教育の有無によって看護レベルにも大きな差が生じると感じました。看護職の質の向上のためにもしっかりした教育機関の設立は大切と思います。
	臨床現場で活躍できる人材を育成して頂きたいです。理論を実践に活かす事が臨床では一番大切だと思っています。変わりゆく環境に柔軟かつ根柢を持って看護できる実践者の育成を期待しています。
訪問看護 ステーション	当事業所の看護師は年齢層が高いため、進学については考えておりませんが、次の世代を考えると若い年代の人材が必要となります。常識が変化していく中で、対応力が必要と考えています。在宅は総合力も必要と思いますが、時に専門的な知識が必要な場面もあります。
	当事業所から通学には遠い。貴大学の様に学び修了した者の必要性は高いが隣県(市)で同じ様に大学で修士課程があるため職員の選択にゆだねる。
地方 自治体	市町村保健師として特化した専門領域分野が即戦力になるかは疑問があります。 生活の支援者として幅広い年代への対応、地域の環境整備など保健師の幅広い視点を持ち柔軟にそして戦略的に対応できる人材を求めます。
	小さな町では、どれだけ町民に寄り添えるかが求められる。 リーダー的存在や研究者としての活躍の場としては、ここではない気がします。
	職場内で、勤務しながら学べる体制や理解がととのっていないのが現状。直属の上司が学ばせたいと理解があっても難しい。
	現場の状況をよく把握して、実践に活かせる能力を期待します。
	茨城の将来を担う、高度な専門知識を持った、人材を養成していただきたいです。
	他大学で、修士課程をコースわけしているところがあるが、看護師コース、保健師コースとコースわけがあると、自治体では人材活用が図れる。

業種別（問1）の採用の意欲（問6）を示した、採用可能人数（問8）のクロス集計の結果は、以下の通りである。

	業種	病院		訪問看護 ステーション		地方自治体		看護専門学校		合計
		採用し たい	採用を 検討し たい	採用し たい	採用を 検討し たい	採用し たい	採用を 検討し たい	採用し たい	採用を 検討し たい	
採用意向	採用の意欲									
	事業所の合計	6	20	1	4	3	3	0	0	37
採用可能人数	1人	0	2	1	1	1	0	0	0	5
	2人	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	3人以上	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	人数は未確定	5	16	0	3	2	3	0	0	29
	採用可能人数	8	23	1	4	3	3	0	0	42

※「人数は未確定」は「1人」、「3人以上」は「3人」として集計

以上の結果より、常磐大学大学院が令和4年4月に設置構想する「看護学研究科看護学専攻（修士課程）（仮称）」の人材需要の見通しは、37事業所（53.6%）が採用の意欲を示し、採用可能人数を乗じた合計は42人であり、予定する入学定員の6名を大きく上回る採用の意欲・人数が示される回答を得た結果であるため、問題なしと判断できる。

令和2年度常磐大学大学院看護学研究科設置準備のための調査報告

茨城県内の病院管理者が考える常磐大学大学院看護研究科への期待

—訪問面接調査の結果—

常磐大学大学院看護学研究科設置準備委員会

令和3年4月

【はじめに】

本調査は令和4年4月に開設が予定されている「常磐大学大学院看護学研究科」の構想を練るための参考資料とするために、茨城県内の最大のステークホルダーである病院や保健所、市町村の看護管理者から意見を集約するためになされた。その結果、有用な資料が得られたのでここに報告する。

調査は現在の常磐大学大学院看護学研究科開設準備委員会メンバーの一部が同大学将来計画準備室と協力して、同会発足の前年度に実施したものである。

【調査の目的】

本調査の目的は、本研究科の存在意義はどこにあるのかを知るために、茨城県内の保健医療機関・施設等の管理者、特に看護管理者を対象に本研究科への期待や要望を把握することであった。

【方 法】

- 1) 調査対象は、看護職者が多く在籍している茨城県内の100床以上のすべての病院と本学看護学部の実習病院29施設と保健所・市町村であった。
- 2) 調査の手続き
 - ① 茨城県看護協会及び複数の系列病院の看護職者のキャリア発達を担当する部署に、調査の趣旨を説明し、調査協力の呼びかけを依頼した。
を所管する
 - ② 調査対象の各病院に、訪問の目的と質問項目を記述した説明書を郵送し調査協力の依頼を行った。その結果、協力するとの回答が21施設、不可が3施設、無回答が5施設であった。
 - ③ 協力すると回答があった病院に電話で訪問の日時を約束した。
 - ④ 本学からの訪問者は研究科設置準備担当の参与、研究科予定教員と準備室職員であり、1施設当たり4～7名で訪問した。主に面接者として質問を進めたのは、参与と研究科教授予定者のどちらか1名であった。その他の同席者は補足の質問や記録を担当した。
 - ⑤ 質問の内容は、1 求める人材像 2 取得が望ましい資格 3 求める教育環境等 4 継続教育・キャリア開発についての意見 5 求める教育内容 6 大学院進学時の施設側の支援体制 7 施設を取り巻く状況や課題 8 その他 であった。
 - ⑥ 調査時間は60～90分の間であった。

- ⑦ 調査期間は令和2年2月6日～3月6日の間であった。
- ⑧ 当初は21施設（病院）および保健所・市町村を対象に実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により、3病院から実施延期の申し出があり、結果的に実施中止とした。また、保健所・市町村は新型コロナウイルスの終息を待って実施する予定であったが、終息の見通しが立たず、実習の受入れ依頼時に聞き取りを行ったが、系統的な質問ができず、今回の報告には含めなかった。

【結果】

1 調査施設の概要

1)施設の所在地と施設の規模

調査した施設の所在地は、県北地域が4、県央が7、県西が2、県南が5、計18施設であった（表1）。また、施設の病床数は最小115床～最大800床であり、病床別の施設数は表2の通りさまざまであったが、300～400床台が最も多く9施設（50%）であった。看護職者の在籍者数は、74.3人～900.5人の間であり、表3の通りであった。200人台が最も多く5、次いで100人台と500人台が各3の順であった。900人台の大規模病院は1か所のみで、100未満の小規模病院も2か所あった。

表1. 地域別病院数

地域	病院数
県北	4
県央	7
県西	2
県南	5
総数	18

表2. 病床数別の病院数

病床数	病院数
100～	4
200～	1
300～	5
400～	4
500～	2
600～	1
900～	1
総数	18

表3. 看護師数別の病院数

看護師数	病院数
50～	2
100～	3
200～	5
300～	2
400～	2
500～	3
900～	1
総数	18

2)被面接者の職種と職位

被面接者は総数36人であり、1施設当たり1～3人であった。彼らの職種と職位は表4のとおりであり、いずれも役職者であり、病院を管理する立場の人たちであった。また、看護職者が33人（91.7%）と9割を占めており、副院長

1人、看護部長が18人、副看護部長10人、師長4人であった。看護職以外では、病院長2人、管理課長1人であった。

表 4. 被面接者の職種と職位

職 種	職 位	人 数	%
医 師	病院長	2	5.6
	副院長	1	2.8
看護職	副院長兼看護部長	3	8.3
	看護部長	15	41.7
	副看護部長	10	27.8
	師長	4	11.1
事務職	管理課長	1	2.8
	総 数	36	100

2 管理者が求める人材像

1) 期待する修了生像

管理者が求める修了生像として挙げたのは、主体的に働き人材育成や適切な助言・指導など実践的サポート能力をもち組織に貢献できる人、病院経営・医療安全などに明るく、組織横断的なマネジメント力を持ち組織に利益をもたらす管理者、看護の立場から地域に目を向け住民や地域の課題を発見でき、政策に結び付けられる、また「茨城県地域医療構想」に対応できるなど活動の場を地域にまで広げられる人、自らの判断で高度なケアができ臨床現場で活躍できる実力を持った実践者などであった（表5）。

表5. 病院管理者が期待する修了生像

☆主体的に働き、人材育成や適切な助言・指導など実践的サポート能力を持ち組織に貢献できる人	<ul style="list-style-type: none"> ○根拠に基づいて主体的に判断でき、リーダーシップを発揮できる看護師(CNS) ○主体的に働き、適切なアドバイスができる等、組織に貢献できる人 ○院内における看護研究などの研究的側面、および臨床現場における実践的側面においてサポートできる能力を備えた人 ○教育的視点で人材育成できる看護師 ○看護師の教育もできて現場でも指導できる人(看護学校教員)
☆病院経営、医療安全に明るく、組織横断的なマネジメント力を持ち、組織に利益をもたらす管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○一番重要なのは管理者の育成 ○病院経営に明るい看護師(診療報酬点数表が読み取れるスペシャリスト) ○医療安全・安全管理に明るい看護師 ○(学力レベルが高く優秀であるというだけでなく)他職種と協働し、組織横断的なマネジメント力のある人 ○組織に利益をもたらす職員
☆看護の立場から地域に目を向け、住民や地域の課題を発見でき、政策に結び付けられる、また「茨城県地域医療構想」に対応できる人	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に自ら出向いて高齢者の真のニーズを引き出す能力がある看護師 ○看護職の立場から地域が抱える課題を発見し、政策へと結びつけることができる人 ○医療・介護・福祉などの観点から「茨城県地域医療構想」に対応できる人
☆自らの判断で高度ケアができ、現場で活躍できる実践家	<ul style="list-style-type: none"> ○自ら判断し、高度なケアができる看護師 ○臨床の場で活躍できる人 ○様々な専門領域を修得した看護師
☆その他	<ul style="list-style-type: none"> ○学術的な学びを修めた人

2)病院に必要と思う有資格者

管理者が自施設に欲しいと思う資格の名称を挙げてもらったところ、表6の通りであった。すなわち、修士課程における特定の教育プログラムを修了した者が、修了後に受けた審査に合格した場合に取得できる資格である高度実践看護師が延べ33、日本看護協会が認定した半年の教育プログラム研修により得られる認定看護師が19、その他、特定行為研修などその他が4であった。附属病院等の充実した実習設備がない本学では認定看護師教育プログラム(研修)を提供することは難しいため、大学院教育に特化して取得できる高度実践看護師資格に焦点をあてて分析することとした。

表6. 病院に必要と思う有資格者

	高度実践看護師の分野	病院数
専 門 看 護 師 等	○老年看護	7
	○がん看護	6
	○認定看護管理者	5
	○精神看護	4
	○小児看護CNS/家族支援	3
	○慢性看護	3
	○急性・重症患者看護	2
	○在宅看護	2
	○感染症看護	1
	計	33
認 定 看 護 師 等	△がん科学療法/緩和ケア/がん放射線療法	4
	△救急救命、重症・集中ケア・手術看護	3
	△認知症看護	3
	△在宅看護	2
	△感染管理/呼吸器疾患看護	2
	△皮膚・排泄ケア	2
	△老年看護	1
	△慢性心不全	1
	△小児プライマリ	1
	計	19
そ の 他	△特定行為	3
	△ナースプラクティショナー	1
	計	4

高度実践看護師の種類には日本看護協会が個人の資格認定を行う専門看護師13種類と日本看護系大学協議会が資格認定を行う、プライマリ看護分野の「日本看護系大学協議会ナースプラクティショナー（略称、JANPU-NP）」の1種類がある。

今回の調査で、挙げた高度実践看護師の名称は専門看護師10種類と認定看護管理者の計11種類であった。希望が多かった順に、老年看護7、がん看護6、認定看護管理者5、精神看護4、小児看護/家族看護3、慢性看護3、急性・重症患者看護2、感染看護2、感染看護1であった。

3) 大学に求める教育環境づくり

学生が本研究科で円滑に学修をしていくために大学は教育環境をどのように整えるべきかを尋ねたところ、18施設中12(66.7%)が働きながら学修できる仕組みづくりと回答した。具体的には、表7に示した通り、第1位が遠隔授業システムとe-learningの活用、第2位が授業の開講日時の配慮で9施設、平

日の夜間に開講して欲しい 8 施設、週末に開講して欲しい 8 施設であった。両方とも必要とした施設は 7 施設であったが、その内 3 件は共に勤務体制の違いから管理者は土日の開講、一般スタッフは平日午後が都合がよいと同じ見解であった。第 3 位は科目等履修生制度、第 4 位は長期履修制度で、それぞれ 3 施設と 2 施設からの要望であった。なお、栃木、埼玉、茨城、3 県の県境に位置する県西地域の病院からつくば周辺にサテライトキャンパスをつくって欲しいとの要望もあった。この病院と本学との距離は約 80Km で高速道を利用しても通学時間は約 1 時間 40 分～2 時間弱を要するという交通事情が理由であった。

また、このほかに、学費の軽減など経済的支援の仕組みづくりが 1 件あった。

表7. 病院管理者が大学に求める教育環境

病院からの要望	病院数	備考
☆働きながら学習できる仕組みづくり	12	
1. 遠隔授業システムとe-learningの活用	11	
2. 授業の開講日時の配慮	a.夜間開講 8	どちらも
	b.土日開講 8	9
3. 科目等履修制度	3	
4. 長期履修制度	2	
5. サテライトキャンパスの設置	1	つくば周辺に
☆学費の軽減など経済的支援の仕組み	1	

【考察】

本調査は訪問面接法という形をとって実施した。そのねらいは、茨城県の保健医療看護の向上に本当に役立つ高度実践看護職師を養成するために、常磐大学大学院看護学研究科をどのような作るべきかについて、素晴らしいアイデアを生み出す刺激を私たちが得たいからであった。その刺激を与えてくれる人々とは日々最前線で現実の看護問題に取り組んでいる、あるいは多数の部下や仲間、そして看護組織を支え、指揮監督をしている看護管理者に他ならない。私たち看護教育に従事している者たちは日ごろ主に学生を相手に、あるいは書物を相手に看護を考えていることが多い。また、どうしても看護教育界の構成員との議論に時間を費やすことが多い。それでは、なかなかリアルタイムで看護の現実を知ることは難しい。教育は現場と離れてなされてはいけない。この言葉は言い古された言葉であるが、実現はなかなか難しい。でも、あきらめてはいけな

い。あきらめの犠牲者は学生であり、看護の対象者であり、市民であり、コミュニティである。

研究科を準備する仕事は、私たちに現場の看護管理者をはじめとした保健医療従事者と数多くのパイプを作る機会を与えてくれた。教育は大学だけではできない。学部生は明日の看護専門職業人であり、現場の若手、中堅、ベテラン看護職者は明日の、あるいは今の大学院生でもあるからである。一人が学生であり、看護職者であるとき、教員も実践看護職者の上司も時間帯は異なっていたとしても、同一人物の職業的成長発達を支え、あるいは助けているはずである。したがって、看護の職業の発展を考えると私たちは疎遠になってはいけない。教育と実践の現場が密接に関係を作り、互いに教え合い、支え合わなければならない。

そういう関係を作るために、私たちは今回訪問調査の機会を最大限利用とした。しかし、新型コロナの感染拡大のために志半ばで今足踏みをしている状況である。話し合いの機会が延長されてしまった病院や、保健所・市町村には当初の目的で訪問面接がまったくできていないために、茨城県の看護管理者から本研究科構想に対する期待や要望をすべて聞くことができたとは言い難い結果である。

このような限界のある中での調査結果であったが、特に、養成する人材像や教育環境への要望について、特に働きながら大学院で学び、修了後は職場に貢献するという考え方は私たちの考えと一致しており、遠隔授業への備えや授業の開講日時の配慮等はほぼ満足していただけたと思う。さらに調査結果を活かして質改善と医療安全、連携・協働、リーダーシップ、教育力、EBP、地域への志向性や健康づくり、政策策定など学位授与方針の作成に大いに役立った。

有資格者の種類については、特に期待が高かったがん看護や老年看護専門看護師の養成には、必要な教員確保ができず断念せざるを得なかったのが、今後の課題としたい。あるいは県内及び近隣県の他大学との大学院教育連携の道も探っていきたい。次に要望の高かった認定看護管理者、精神看護専門看護師、小児専門看護師の養成については、教育課程、実習施設や医師の非常勤講師の確保など地域病院の協力も得て、令和5年4月の入学者受入をめざして準備がほぼ整

つつある。学識基盤のある看護管理者や認定看護管理者の養成については看護管理者として優れた実務が豊富な実務家教員と看護管理学の博士後期課程教育経験が豊富な教員を確保できており、準備は順調である。昨年度診療報酬の引き上げもあって、認知症ケアの専門家あるいはリエゾン看護師としての精神看護は現場の要望が高かった。そのため、担当教員の確保並びに教育課程、10単位の実習施設の確保に困難を極めたが、かなりの努力を重ねて何とか実現の見通しが整いつつあるところである。

入学者の確保については、入学試験科目の英語試験に対する不安の声が大きかったが、得点比率の配慮や学びなおし研修による英語読解力の向上などきめ細かな支援を提供し続けていきたい。

【おわりに】

本調査は新型コロナ感染拡大の影響で、計画通りにデータ集出来なかったのが、不十分な点もあったが、有用な意見もたくさん集めることができた。これらを活かして、令和3年度を研究科開設準備期間として、学内外の関係者と連携して念入りな準備を続けていきたい。

令和3年4月

発行者 常磐大学大学院看護学研究科設置準備委員会
報告書執筆者 前田和子

訪問調査者

常磐大学参与

常磐大学大学院看護学研究科教員予定者

常磐大学将来計画準備室室長
室員

小松美穂子

柳橋礼子

前田和子

橋本真由美

市村久美子

海老澤秀揮

大友由梨香



図1 常磐大学大学院看護学研究科（仮称、設置構想中） 養成する人材像

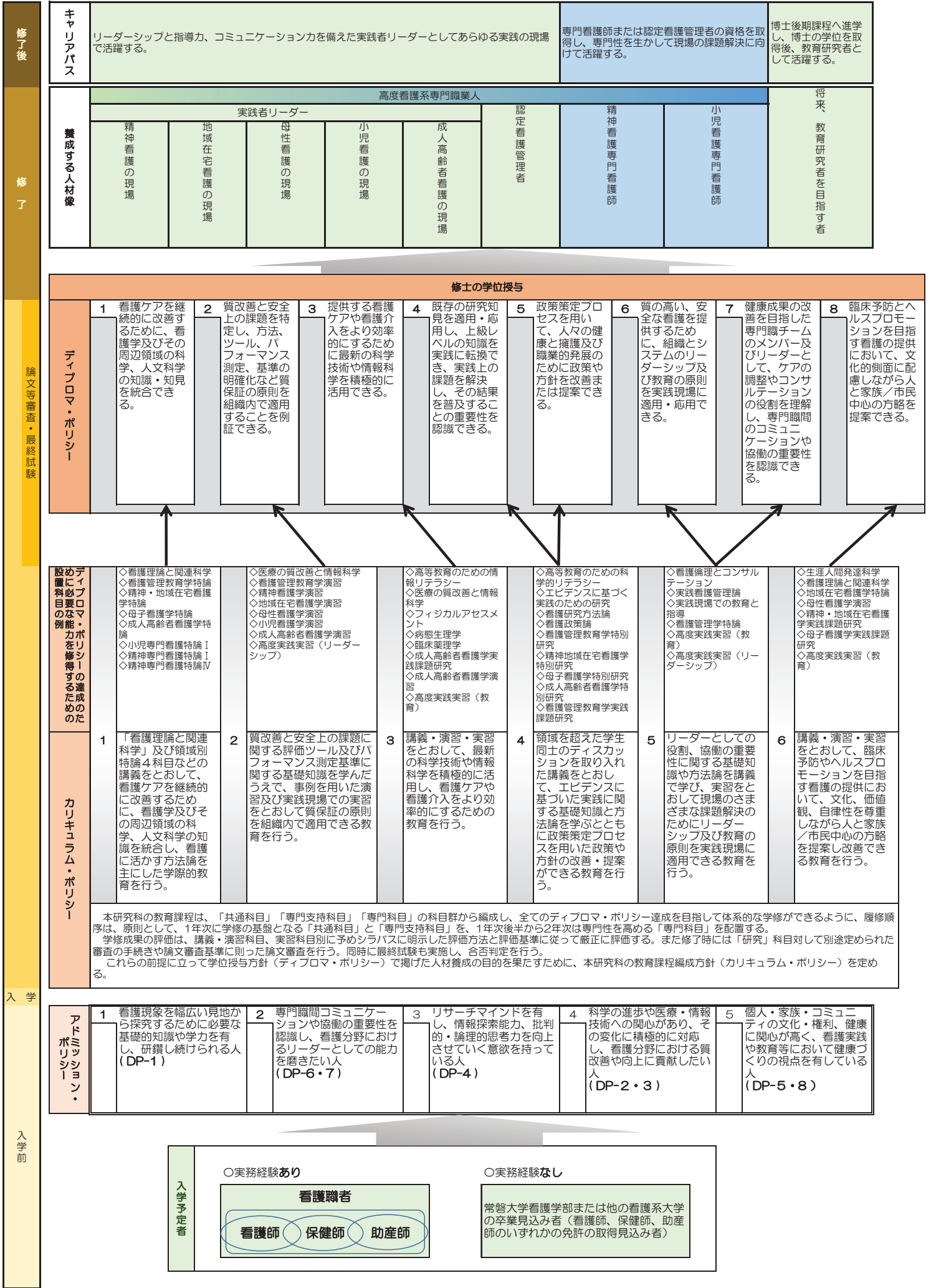


図2 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと授業科目の対応関係について

実習施設一覧

No	施設名	所在地		依頼科目	受入れ可能な 延べ人数
1	医療法人圭愛会 日立梅ヶ丘病院	316-0012	茨城県日立市大久保町2409-3	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
2	独立行政法人 国立病院機構 霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津2-7-14	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	3
3	水戸済生会総合病院	311-4198	茨城県水戸市双葉台3丁目3番10号	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
4	茨城県厚生連 県北医療センター 高萩協同病院	318-0004	茨城県高萩市上手綱上ヶ穂町1006-9	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
5	茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター	309-1793	茨城県笠間市鯉淵6528	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
6	独立行政法人 国立病院機構 水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280番地	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
7	独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼825	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育） 小児専門看護学実習Ⅰ 小児専門看護学実習Ⅱ 小児専門看護学実習Ⅲ	3
8	公益財団法人筑波メディカルセンター	305-8558	茨城県つくば市天久保1丁目3番地1	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育） 精神専門看護学実習Ⅰ 精神専門看護学実習Ⅲ 精神専門看護学実習Ⅴ	6
9	総合病院 土浦協同病院	300-0028	土浦市おおつ野四丁目1番1号	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育） 小児専門看護学実習Ⅰ 小児専門看護学実習Ⅱ 小児専門看護学実習Ⅲ	4
10	茨城県立こども病院	311-4145	茨城県水戸市双葉台3丁目3番地の1	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育） 小児専門看護学実習Ⅰ 小児専門看護学実習Ⅱ 小児専門看護学実習Ⅲ	2
11	訪問看護ステーション Collabo	319-1541	茨城県北茨城市磯原町磯原1-33シーワン101	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1
12	つくば市 保健福祉部健康増進課 保健センター	305-8555	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1
13	下妻市 保健福祉部 保健センター	304-8501	下妻市本城町3-36-1	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1
14	筑波大学附属病院	305-8576	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	精神専門看護学実習Ⅱ 精神専門看護学実習Ⅳ	2
15	医療法人博仁会 志村大宮病院	319-2261	茨城県常陸大宮市上町313	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1
16	聖路加国際病院	104-8560	東京都中央区明石町9-1	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	3
17	北茨城市民病院	319-1711	茨城県北茨城市関南町関本下1050番地	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
18	北茨城市民病院 訪問看護ステーション	319-1711	茨城県北茨城市関南町関本下1050番地	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1
19	日立総合病院	317-0077	茨城県日立市城南町二丁目1番1号	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	4
20	水戸市保健所	310-0852	茨城県水戸市笠原町993-13	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	1

No	施設名	所在地		依頼科目	受入れ可能な 延べ人数
21	茨城県厚生連総合病院 水戸協同病院	310-0015	茨城県水戸市宮町3丁目2-7	高度実践実習（リーダーシップ） 高度実践実習（教育）	2
22	常磐大学看護学部看護学科	310-8585	水戸市見和1-430-1	高度実践実習（教育）	6

○学校法人常磐大学定年規則

1983年4月1日

理事会

改正 2008年3月26日

2012年3月22日

(趣旨)

第1条 学校法人常磐大学(以下「本学」という。)に勤める任期付き職員以外の常勤職員(以下「職員」という。)の定年については、この規則の定めるところによる。

(定年)

第2条 学長、常任理事、校長および園長を除く職員の定年年齢は、次のとおりとする。

- 1 大学院教授 70歳
- 2 その他の教授 65歳
- 3 教授以外の大学教員、高等学校教員、中等教育学校教員および幼稚園教員 62歳
- 4 教育補助職員、研究補助職員、事務職員、専門職員および労務職員 62歳

(定年退職日)

第3条 職員の定年退職日は、定年年齢に達した年度の末日とする。

(継続雇用制度)

第4条 第2条第3号ないし第4号の定年に達した者であって、継続勤務を希望する者は、退職した日の翌日から再雇用する。

② 継続雇用者の再雇用手続、期間、勤務条件、服務等については別に定める。

附 則

- 1 この規則は、1983年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、2012年4月1日をもって、「学校法人常磐大学定年規程」から「学校法人常磐大学定年規則」に改める。
- 3 この規則の改正条項は、2012年4月1日より施行する。

〔春 semester〕

※長期履修学生は、履修モデルを参照のうえ履修する。

	対象 年次		月	火	水	木	金	土	日	
1 (9:00-10:30)	1	前						大学院教育導入論		
		後						看護理論と関連科学		
	2	前	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ		
		後	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ		
2 (10:40-12:10)	1	前						大学院教育導入論		
		後						看護理論と関連科学		
	2	前	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ		
		後	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ		
3 (13:00-14:30)	1	前						フィジカルアセスメント (夏季セッション)		
		後						実践現場の教育と指導		
	2	前	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ		
		後	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ		
4 (14:40-16:10)	1	前						フィジカルアセスメント (夏季セッション)		
		後						実践現場の教育と指導7/30まで		
	2	前	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ	高度実践実習リーダーシップ 精神専門看護学実習Ⅲ 小児専門看護学実習Ⅰ		
		後	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ	高度実践実習教育 精神専門看護学実習Ⅳ・Ⅴ 小児専門看護学実習Ⅱ		
5 (16:20-17:50)	1	前						英論文クリティーク		
	後									
	2	前								
		後								

	対象 年次		月	火	水	木	金	土	日
6 (18:00-19:30)	1	前	精神専門看護学特論	実践看護管理論	精神専門看護学特論Ⅱ	エビデンスに基づく実践のための研究	高等教育のための情報リテラシー		
		後	看護管理教育学特論	成人高齢者看護学特論	母子看護学特論	地域・精神看護学特論	病態生理学		
		前							
		後	精神専門看護学特論Ⅲ	小児専門看護学特論Ⅰ	精神専門看護学演習Ⅰ	小児専門看護学演習Ⅰ			
	2	前					小児専門看護学特論Ⅴ		
		後					小児専門看護学演習Ⅲ		
7 (19:40-21:10)	1	前	精神専門看護学特論	実践看護管理論	精神専門看護学特論Ⅱ	エビデンスに基づく実践のための研究	高等教育のための情報リテラシー		
		後	看護管理教育学特論	成人高齢者看護学特論	母子看護学特論	地域・精神看護学特論	病態生理学		
		前							
		後	精神専門看護学特論Ⅲ	小児専門看護学特論	精神専門看護学演習	小児専門看護学演習Ⅰ			
	2	前					小児専門看護学特論Ⅴ		
		後					小児専門看護学演習Ⅲ		

次の科目は、研究指導教員と学生の相談により時間割を設定する。

- 特別研究（1～2年（通年））
- 実践課題研究（1～2年（通年））
- 専門看護プロジェクト（2年（通年））

次の科目は夏季セッション期間に設定する。

期間：2022年8月下旬～9月上旬

- フィジカルアセスメント 1年次〔桜の郷〕
- 看護政策論 2年次

〔秋セメスター〕

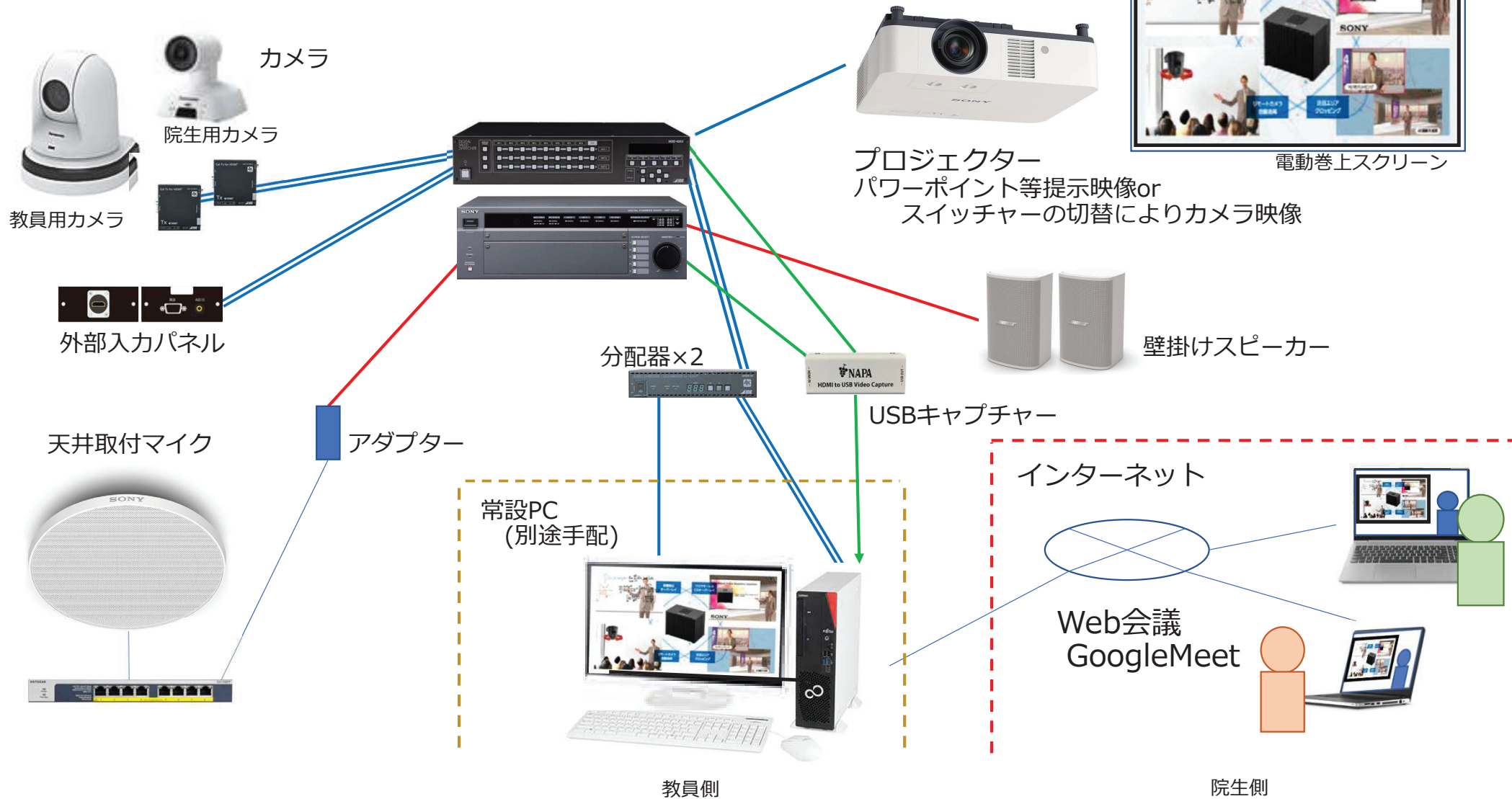
※長期履修学生は、履修モデルを参照のうえ履修する。

	対象 年次		月	火	水	木	金	土	日
1 (9:00-10:30)	1	前						臨床薬理学	生涯人間発達科学 (夏季セッション)
		後	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	高等教育のための科学的リテラシー 看護政策論 (夏季セッション)
	2	前	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
		後	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
2 (10:40-12:10)	1	前						臨床薬理学	生涯人間発達科学 (夏季セッション)
		後	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	高等教育のための科学的リテラシー 看護政策論 (夏季セッション)
	2	前	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
		後	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
3 (13:00-14:30)	1	前						看護倫理とコンサルテーション論	文献検索
		後	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	医療の質改善と情報科学 看護研究方法論
	2	前	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
		後	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
4 (14:40-16:10)	1	前						看護倫理とコンサルテーション論	文献検索
		後	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	精神看護専門看護学実習Ⅰ 精神看護専門看護学実習Ⅱ	医療の質改善と情報科学 看護研究方法論
	2	前	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
		後	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ	小児専門看護学実習Ⅲ		
5 (16:20-17:50)	1	前						精神専門看護学特論Ⅴ	
		後							
	2	前							
		後							
6 (18:00-19:30)	1	前	看護管理教育学演習	母性看護学演習	地域看護学演習	小児専門看護学特論Ⅱ	小児専門看護学特論Ⅲ	精神専門看護学特論Ⅵ	
		後	看護管理教育学演習	母性看護学演習	地域看護学演習	小児専門看護学特論Ⅳ	小児専門看護学演習Ⅱ		
		前	成人高齢者看護学演習	精神看護学演習	小児看護学演習	精神専門看護学特論Ⅳ	精神専門看護学演習Ⅱ		
		後	成人高齢者看護学演習	精神看護学演習	小児看護学演習				
	2	前							
		後							
7 (19:40-21:10)	1	前	看護管理教育学演習	地域看護学演習	母性看護学演習	小児専門看護学特論Ⅱ	小児専門看護学特論Ⅲ		
		後	看護管理教育学演習	地域看護学演習	母性看護学演習	小児専門看護学特論Ⅳ	小児専門看護学演習Ⅱ		
		前	成人高齢者看護学演習	精神看護学演習	小児看護学演習	精神専門看護学特論Ⅳ	精神専門看護学演習Ⅱ		
		後	成人高齢者看護学演習	精神看護学演習	小児看護学演習				
	2	前							
		後							

次の科目は、研究指導教員と学生の相談により時間割を設定する。
 ●特別研究 (1~2年 (通年))
 ●実践課題研究 (1~2年 (通年))
 ●専門看護プロジェクト (2年 (通年))

次の科目は夏季セッション期間に設定する。
 期間：2022年8月下旬~9月上旬
 ●フィジカルアセスメント 1年次〔桜の郷〕
 ●看護政策論 2年次

遠隔授業システム機器概要



常磐大学大学院看護学研究科 遠隔授業システム整備 要求仕様書

1 調達背景及び目的

この要求仕様書（以下、仕様書という。）は、常磐大学大学院看護学研究科（以下、本研究科）を令和4（2022）年の開設にあたり、職場や自宅からでも授業を受けられるように遠隔授業システムを使った同時双方向型授業を実現させるために必要な遠隔授業システムの仕様を定めたものである。

2 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に列挙する。

- (1) 本調達には、物品のみならず、それらの機器が本学指定の状態ですべて動作するための、設置・設定に際し必要となる全ての作業が含まれる。
- (2) 本調達にはカメラ、プロジェクター、マイク、スクリーン等を含むが、これら機器等の設置場所については本学の指示に従うこと。

3 総則

3.1 一般的事項

本研究科の専用施設である見和キャンパスにある情報メディアセンター5階の501教室と504教室に遠隔授業システムの機器を設置し、Web会議ツール「Google Class Room（グーグルクラスルーム）」「常磐大学 eラーニングシステム（Moodle）」「Zoom（ズーム）」が利用できるようにするものである。

3.1 設置場所

見和キャンパス 情報メディアセンター（Q棟）5階 501教室・504教室

情報メディアセンター(Q棟)5階平面図



4 機器の仕様および数量

4.1 遠隔授業システム機器

(1) 数量

遠隔授業システム機器：2 式

(2) 機器の仕様（項目内数量は 1 式分とする）

○教員用カメラ：1 台

- 1)パン／チルト／ズーム(PTZ)機能を有すること。
- 2)Full HD 以上の画質に対応していること。
- 3)天井への吊り下げ設置に対応していること。
- 4)パン角度は、±170 度以上の性能を備えていること。
- 5)チルト角度は、-20 度～+90 度以上の性能を備えていること。
- 6)ズーム機能は、光学 12 倍以上の性能を備えていること。
- 7)HDMI 出力端子を備えていること。接続距離が 10 m を越える場合は、
HDMI over Cat 6"(HDBbaseT 等)等など伝送信号の劣化を防ぐ措置を取ること。

○学生用カメラ：1 台

- 1)Full HD 以上の画質に対応していること。
- 2)天井への吊り下げ設置に対応していること。
- 3)画角範囲は、水平画角 110 度程度の性能を備えていること。
- 4)ズーム機能は、デジタル 4 倍以上の性能を備えていること。
- 5)HDMI 出力端子を備えていること。接続距離が 10 m を越える場合は、
HDMI over Cat 6"(HDBbaseT 等)等など伝送信号の劣化を防ぐ措置を取ること。

○プロジェクター：1 台

- 1)光源はレーザー方式であること。
- 2)光出力が 5,000lm 以上であること。
- 3)出力画像は 1920×1200 (WUXGA) 以上であること。
- 4)入力端子は、「スイッチャー」の出力と適合する端子を備えること。
- 5)AC100V 電源、周波数 50Hz に対応していること。
- 6)光源の耐久時間は 20,000 時間以上あること。
- 7)天井への設置とすること。また、天井面に合わせた取付金具も用意すること。

○投影用スクリーン：1 台

- 1)スクリーンサイズは 100 型とすること。
- 2)アスペクトフリー16:10 対応であること。
- 3)電動昇降機能を有すること。
- 4)正確かつ鮮明な映像を投影する白色であること。
(例：ホワイトマットやファインホワイト等と同等のもの)

○スイッチャー：1台

- 1)入力端子は、Full HD以上の画質および HDCPに対応しているデジタル端子を8系統以上有すること。
- 2)出力端子は、入力端子の対応する画質以上および HDCPに対応しているデジタル端子を3系統以上有すること。
- 3)入力端子と出力端子の接続割当（アサイン）が自由にできること。
- 4)HDMI入出力端子毎のケーブル補償機能を有すること。

○外部入力設備：1台

- 1)持ち込まれるパソコンなどの接続が容易となるよう HDMI・RGB(D-sub15pin)・ステレオミニジャック各1系統を有する外部入力を用意すること。
- 2)形状(ボックスやパネル等)については大学の担当者と打合せの上設計すること。

○機器収納ラック：1台

- 1)EIA規格であること。
- 2)今回の調達機器を容易に収納できるサイズを有すること。
- 3)通気性が良く熱がこもらないこと。
- 4)盗難防止用の施錠ができること。

○マイクロホン：1台

- 1)マイクロホンは話者が意識すること無く、自然な音声補強を行なえ、また遠隔先受講者にも聞きやすい明瞭な拡声ができること。
- 2)ノイズリダクション機能を有し、定常ノイズなどの除去が可能なこと。
- 3)音声レベルの変化を自動的に調整できる、オートゲインコントロール機能を有すること。

○音声ミキシング装置：1台

- 1)音声入力の本システム上必要な入力系統を持つこと。
- 2)モノラル入力は、マイクレベル（平衡）の入力を2系統以上、ラインレベル入力を2系統以上（平衡または不平衡）を含めること。
- 3)マイクレベルの入力系統には、48Vファンタム給電機能を有していること。
また、そのON/OFFを入力別に設定できること。
- 4)音声出力の信号レベルを確認できるレベルメータを有すること。
LED式の場合は3段階以上であること。
- 5)EIAラックへの収納に対応していること。
- 6)運用時の音響設定においてハウリングの抑制・エコー除去装置など、システム上必要な機器がある場合は、合わせて導入すること。

○スピーカ用増幅器：1台

- 1)本システムに導入予定のスピーカを2個以上駆動できる十分な能力を有し、

それぞれのスピーカ毎に音量を調節できること。

- 2)増幅器出力は設置するスピーカの能力に適応させること。
- 3)音声ミキシング装置の代わりに同等の音声ミキシング機能を兼ね備えた増幅器でもよい。

○スピーカ：1式

- 1)インピーダンスが4~8Ω，許容入力連続30W以上、最大入力許容入力の2倍以上であること。周波数帯域が100Hz~15KHzまたはそれより広いこと。
- 2)スピーカの個数・配置は、設置教室全体で聞こえ方がほぼ同じになるように設定すること。

○その他

- 1)本システムに必要なカメラ設置時の延長機器、Web会議接続用パソコンへの入力に際する分配器・信号変換器、アダプターなどは本調達に含むものとし、必要な数量を準備・導入すること。
- 2)設置・調整完了後、運用開始前に使用説明会を実施すること。

5 調達スケジュール（発注・納品・工事等）

	2021/12月	2022/01月	2022/02月	2022/03月	2022/04月
ご発注	上旬				
導入お打ち合わせ					
機器調達					
施工					
機器設置・通配線作業					
調整					
試験					
お引渡し					
運用ご説明等					
運用開始					

常磐大学大学院看護学研究科 遠隔授業用デスクトップ型 PC 要求仕様書

1 調達背景及び目的

この要求仕様書（以下、仕様書という。）は、常磐大学大学院看護学研究科（以下、本研究科）を令和4（2022）年の開設にあたり導入する遠隔授業システムを利用するデスクトップ型 PC の機器仕様を定めたものである。

2 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に記載する。

1. 本調達には、物品のみならず、それらの機器が本学指定の状態ですべて動作するための、設置・設定に際し必要となる全ての作業を含むこと。
2. 本調達には、輸送費用、設置費用及び一切のセットアップ作業費を含むこと。
3. 納入の際、事前に設定項目についてヒヤリングしパソコンのセットアップ後には動作・設定の確認を得ること。
4. 本学が指定するフリーソフトをインストールすること。ただし、Web 会議ツール(有償版)のライセンスは本調達には含まないものとする。
5. 作業については平日(9:00～17:30)とすること。

3 総則

3.1 一般的事項

本研究科の専用施設である見和キャンパスにある情報メディアセンター5階の501教室と504教室にデスクトップ型 PC を設置し、インターネット閲覧、Office(Excel, Word, Powerpoint), Web 会議ツール「Google Classroom(グーグルクラスルーム), Zoom(ズーム)」ができるようにするものである。

3.2 設置場所

見和キャンパス 情報メディアセンター（Q棟）5階 501教室・504教室

情報メディアセンター(Q棟)5階平面図



4 機器の仕様および数量

(1) デスクトップ型PC

1. 国内メーカーのビジネス向け製品であること。
2. 形状：デスクトップ型であること。
3. OS：Windows 10 Pro 64bit（日本語版）
4. CPU：インテル® Core™ i5-10500 プロセッサー(3.10GHz)以上
5. メインメモリ：8GB以上
6. ストレージ：HDD500GB以上
7. キーボード：USB日本語キーボード(109Aキー)
8. 光学ドライブ：内臓DVD-ROM以上
9. LAN：1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 準拠、Wake on LAN 対応
10. ディスプレイ：23.8インチ以上かつTFTカラー液晶フルHD(1920×1080)以上
11. インターフェース：USB4ポート以上(4ポートのうち、USB3.0準拠ポートを2つ以上有すること)
12. 付属品：USBマウス(光学式) 純正品
13. その他：リカバリーディスク/ドライバズディスク添付×1
14. 環境対策等：下記の全てに適合すること。
省エネ法(目標年度 2022 年度),グリーン購入法,グリーン購入ガイドライン,PCグリーンラベル,エコマーク,J-Moss グリーンマーク,RoHS 指令
15. Office：Office Home&Business 2019 相当以上
16. 数量：2台

5 保守

以下の保守要件を満たすこと

1. 保守対応時間は、平日月曜から金曜の9:00～17:30とする
2. 新規に納入する機器について、ハードウェア修理はメーカーが提供する5年間ハードウェア保守とすること。ただし、マウス,液晶画面破損,既存機器類,ソフトウェアのバージョンアップは含まないものとする。

6 調達スケジュール（発注・設置作業等）

	2022年1月	2022年2月	2022年3月	2022年4月
ご発注	★			
お打合せ	● →			
機器調達	● →			
機器セットアップ		● →		
機器設置			●	
動作確認			●	
運用開始				● →

表5-6 めぐず人材像(領域)別のDPと科目

科目区分	科目名	配当年次	単位数	必修別	授業形態	成人高齢者看護学 実践者リーダー								成人高齢者看護学 将来教育研究者							
						DP①	DP②	DP③	DP④	DP⑤	DP⑥	DP⑦	DP⑧	DP①	DP②	DP③	DP④	DP⑤	DP⑥	DP⑦	DP⑧
						4	4	5	6	3	4	3	3	5	4	5	8	3	4	3	3
共通科目	大学院教育導入論	1前	1	自	講	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	高等教育のための科学的リテラシー	1-2後	2	選	講・演																
	高等教育のための情報リテラシー	1-2前	2	選	講・演			◎													
	生涯人間発達科学	1後	1	選	講	◎							◎						◎		
	看護英語論文クリティーク	1前	1	選	演								◎								
専門支持科目	看護理論と関連科学	1前	2	選	講	◎						◎							◎		
	看護倫理とコンサルテーション論	1後	2	選	講							◎							◎		
	医療の質改善と情報科学	1後	2	選	講		◎	◎						◎	◎						
	看護政策論	1後	2	選	講					◎							◎				
	実践看護管理論	1前	2	選	講						◎	○					◎	○			
	実践現場での教育と指導	1前	2	必	講						◎	○					◎	○			
	エビデンスに基づく実践のための研究	1前	2	必	講			◎							◎						
	文献検討	1後	2	選	演・講			◎									◎				
	看護研究方法論	1後	2	選	講					◎							◎				
	フュニカルアセスメント	1前	2	選	演・講			◎										◎			
	病態生理学	1前	2	選	講・演			◎										◎			
	臨床薬理学	1後	2	選	講・演			◎										◎			
	専門科目	基礎看護分野	看護管理教育	看護管理教育学特論	1前	2	選	講	◎				◎	◎							
看護管理教育学演習				1後	2	選	演										◎	◎			
看護管理教育学特別研究				1-2通年	4	選	演														
看護管理教育学実践課題研究				1-2通年	4	選	演														
広域看護分野		精神・地域在宅看護学領域	精神・地域在宅看護学特論	1前	2	選	講	◎						◎	◎					◎	
			精神看護学演習	1後	2	選	演														
			地域在宅看護学演習	1後	2	選	演														
			精神専門看護学特論 I	1前	2	選	講														
			精神専門看護学特論 II	1前	2	選	講														
			精神専門看護学特論 III	1前	2	選	講														
			精神専門看護学特論 IV	1後	2	選	講														
			精神専門看護学特論 V	1後	2	選	講														
			精神専門看護学特論 VI	1後	2	選	演														
			精神専門看護学演習 I	1前	2	選	演														
			精神専門看護学演習 II	1前	2	選	演														
			精神・地域在宅看護学特別研究	1-2通年	4	選	演														
			精神・地域在宅看護学実践課題研究	1-2通年	4	選	演														
			精神看護専門看護プロジェクト	2通年	2	選	演														
生涯発達看護分野	母子看護学領域	母子看護学特論	1前	2	選	講	◎		◎					◎				◎			
		母性看護学演習	1後	2	選	演															
		小児看護学演習	1後	2	選	演															
		小児専門看護学特論 I	1前	2	選	講															
		小児専門看護学特論 II	1後	2	選	講															
		小児専門看護学特論 III	1後	2	選	講															
		小児専門看護学特論 IV	1後	2	選	講															
		小児専門看護学特論 V	2前	2	選	講															
		小児専門看護学演習 I	1前	2	選	演															
		小児専門看護学演習 II	1後	1	選	演															
		小児専門看護学演習 III	2前	1	選	演															
		母子看護学特別研究	1-2通年	4	選	演															
		母子看護学実践課題研究	1-2通年	4	選	演															
		小児看護専門看護プロジェクト	2通年	2	選	演															
実習科目	成人高齢者看護学領域	成人高齢者看護学特論	1前	2	選	講	◎		◎					◎					◎		
		成人高齢者看護学演習	1後	2	選	演	○	◎	◎	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎	○	○	
		成人高齢者看護学特別研究	1-2通年	4	選	演														○	
		成人高齢者看護学実践課題研究	1-2通年	4	選	演			◎	◎				◎						○	
		高度実践実習(リーダーシップ)	2前	2	選	実			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎		
		高度実践実習(教育)	2前	2	選	実			◎				◎	◎				◎	◎	◎	
		精神専門看護学実習 I	1後	2	選	実											◎			◎	
		精神専門看護学実習 II	1後	2	選	実															
		精神専門看護学実習 III	2前	4	選	実															
		精神専門看護学実習 IV	2前	2	選	実															
		精神専門看護学実習 V	2前	2	選	実															
小児専門看護学実習 I	1後	2	選	実																	
小児専門看護学実習 II	2前	4	選	実																	
小児専門看護学実習 III	2前	4	選	実																	

注1) ◎:授業科目が各ポリシーに強く関連している ○:授業科目が各ポリシーに関連している
 注2) DP行の下に示した数字は、該当する科目(◎)数である。
 注3) 赤字◎は、選択可能な科目であり、DPIに関連する科目数として数えていない。

【ディプロマ・ポリシー】

- ① サイエンスと人文科学を基盤とした実践
- ② ケアの質の向上と安全
- ③ 情報科学と医療技術
- ④ 学識の実践への転換と統合
- ⑤ 医療政策と擁護
- ⑥ 組織的体系的リーダーシップと教育
- ⑦ 患者と集団の健康のアウトカムを改善するための専門職間協働
- ⑧ 臨床的予防と集団の健康に基づいた健康増進

履修科目の配置表

全領域(専門看護師以外)

年次	1年次					2年次					単位数 合計	修了要件			
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	必 修	選 択	
	前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半		前 半					後 半
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-			-			-	-	-	
			-		高等教育のための科学的リテラシー	(2)			-		高等教育のための科学的リテラシー	(2)	-	-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-		高等教育のための情報リテラシー	(2)			-	-	2	
			-	生涯人間発達科学		(1)			-			-	-	-	
		看護英語論文クリティック	(1)			-			-			-	-	-	
専門支持科目		実践現場での教育と指導	2			-			-			-	2	-	
		エビデンスに基づく実践のための研究	2			-			-			-	2	-	
		看護理論と関連科学	2			-			-			-	-	-	
			-	看護倫理とコンサルテーション論		2			-			-	-	-	
			-		医療の質改善と情報科学	2			-			-	-	-	
			-		看護政策論	2			-			-	-	-	
		実践看護管理論	2			-			-			-	-	-	
			-	文献検討		-			-			-	-	-	
			-		看護研究方法論	-			-			-	-	-	
		フィジカルアセスメント	-			-			-			-	-	-	
		-	病態生理学		-			-			-	-	-		
		-	臨床薬理学		-			-			-	-	-		
専門科目		所属領域の特論	2			-			-			-	-	2	
		他領域の特論	2			-			-			-	-	2	
			-	所属領域の演習		2			-			-	-	2	
			-		高度実践実習(リーダーシップ)		2			-		-	-	2	
			-		高度実践実習(教育)		2			-		-	-	2	
		所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	-	4
		所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	-	-
		14			9			5			1	31	4	26	
注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目,または履修を推奨する科目である。											合計 30				
注2) 点線で囲まれた科目は,自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。															
注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。															
注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。															
注5) 「高等教育のための科学的リテラシー」「高等教育のための情報リテラシー」を選択する場合は、1年または2年のいずれかで履修する。															
注6) 特別研究または課題研究のいずれかの単位を修得する。															

履修モデル

長期履修学生

全領域（専門看護師以外）

年次	1年次					2年次					2年次（3年目）					単位数 合計	修了要件																		
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数		秋		単 位 数	必 修	選 択														
	前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半			前 半	後 半				前 半	後 半												
共通科目	大学院教育導入論		(1)		-														3	-	2														
			-	高等教育のための科学的リテラシー		(2)														-															
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-														-															
		生涯人間発達科学		(1)		-														-															
専門支持科目	看護英語論文クリティク		(1)		-															-															
	実践現場での教育と指導		2		-															2	-														
			-		-	エビデンスに基づく実践のための研究		2												2	-														
	看護理論と関連科学		2		-															-															
		看護倫理とコンサルテーション論		2		-														-															
			-		-	医療の質改善と情報科学		2												-															
			-		-					看護政策論		2								-															
			-		-	実践看護管理論		2												-															
		文献検討		(2)		-														-															
			-		-	看護研究方法論		(2)												-															
専門科目			-		-	フィジカルアセスメント		(2)												-															
			-		-	病態生理学		(2)												-															
			-		-				臨床薬理学		(2)									-															
			-		-	所属領域の特論		2												-	2														
			-		-	他領域の特論		2												-	2														
			-		-				所属領域の演習		2									-	2														
			-		-								高度実践実習（リーダーシップ）		2					-	2														
			-		-									高度実践実習（教育）		2				-	2														
	所属領域の特別研究																4																		
	所属領域の課題研究																4																		
		4		4			8			4			4			4	31	4	26																

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

合計 30

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注5) 特別研究または課題研究のいずれかの単位を修得する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

履修モデル

長期履修学生

全領域（専門看護師以外）

年次	1年次					2年次					2年次（3年目）					2年次（4年目）					単位数 合計	修了要件																			
	春		単位 数	秋		単位 数	春		単位 数	秋		単位 数	春		単位 数	秋		単位 数	必修	選択																					
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半					前半	後半																		
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-					-										3	-	2																		
			-		高等教育のための 科学的リテラシー	(2)					-											-	-																		
			(2)																			-	-																		
			-		生涯人間発達科学	(1)																-	-																		
専門支持科目			-			-					-											2	-																		
			-			-					-											2	-																		
			2																			-	-																		
			-		看護倫理とコンサル テーション論	2																-	-																		
			-			-																-	-																		
			-			-																-	-																		
			-			-																-	-																		
			-		実践看護管理論	2																	-	-																	
			-		文献検討	(2)																	-	-																	
			-		看護研究方法論	(2)																	-	-																	
専門科目			-			-																-	2																		
			-			-																-	2																		
			-			-																-	2																		
			-			-																-	2																		
			-			-																-	2																		
			-			-																-	2																		
			-			-																4	-	4																	
所属領域の特別研究																																									
所属領域の課題研究																																									
		2			2			4			2			6			4			4		4	4	31	4	26															

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

注5) 特別研究または課題研究のいずれかの単位を修得する。

合計 30

履修モデル

教育研究者をめざす者

年次	1年次					2年次					単位数 合計	修了要件			
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	必 修	選 択	
	前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半		前 半					後 半
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-			-			-	-	-	
			-	高等教育のための科学的リテラシー	(2)				-	高等教育のための科学的リテラシー	(2)	-	-	-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-		高等教育のための情報リテラシー	(2)			-	-	2	
			-	生涯人間発達科学	(1)				-			-	-	-	
専門支持科目		実践現場での教育と指導	2			-			-			-	2	-	
		エビデンスに基づく実践のための研究	2			-			-			-	2	-	
		看護理論と関連科学	2			-			-			-	-	-	
			-	看護倫理とコンサルテーション論	-				-			-	-	-	
			-		医療の質改善と情報科学	2			-			-	-	-	
			-		看護政策論	-			-			-	-	-	
		実践看護管理論	2			-			-			-	-	-	
			-	文献検討	2				-			-	-	-	
			-		看護研究方法論	2			-			-	-	-	
		フィジカルアセスメント	-			-			-			-	-	-	
専門科目			-		臨床薬理学	-			-			-	-	-	
		所属領域の特論	2			-			-			-	-	2	
		他領域の特論	2			-			-			-	-	2	
			-	所属領域の演習	2				-			-	-	2	
			-		高度実践実習(リーダーシップ)	2			2			-	-	2	
			-		高度実践実習(教育)	2			2			-	-	2	
		所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	所属領域の特別研究	(1)	-	-	4	
	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	所属領域の課題研究	(1)	-	-	4		
			15				9				5	1	32	4	26

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

注5) 「高等教育のための科学的リテラシー」「高等教育のための情報リテラシー」を選択する場合は、1年または2年のいずれかで履修する。

注6) 特別研究または課題研究のいずれかの単位を修得する。

合計 30

履修モデル

長期履修学生
教育研究者をめざす者

年次	1年次					2年次					2年次（3年目）					単位数 合計	修了要件				
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数		秋		単 位 数	必修	選択
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半			前半	後半			
共通科目	大学院教育導入論		(1)		-														4	-	2
			-	高等教育のための科学的リテラシー		(2)														-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)																	-	
			-	生涯人間発達科学		(1)														-	
専門支持科目	看護英語論文クリティク		1		-															-	
	実践現場での教育と指導		2		-															2	
			-			-	エビデンスに基づく実践のための研究		2											2	
	看護理論と関連科学		2		-															-	
			-			-	看護倫理とコンサルテーション論		(2)											-	
			-	医療の質改善と情報科学		2														-	
			-			-														-	
			-			-	看護政策論		(2)											-	
			-			-	実践看護管理論		2											-	
			-	文献検討		2														-	
専門科目			-			-	フィジカルアセスメント		(2)											-	
			-			-	病態生理学		(2)											-	
			-			-	臨床薬理学		(2)											-	
			-			-	所属領域の特論		2											-	2
			-			-	他領域の特論		2											-	2
			-			-	所属領域の演習		2											-	2
			-			-														-	2
			-			-														-	2
	所属領域の特別研究															4			-	4	
	所属領域の課題研究															4			-	4	
5			6			8			2			4			4			32	4	26	

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注5) 特別研究または課題研究のいずれかの単位を修得する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

合計 30

履修モデル〔精神看護専門看護師をめざす者〕

精神・地域在宅看護領域

年次	1年次						2年次						単位数 合計	修了要件 (資格必修 含む)	
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数		必 修	選 択
	前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半		前 半	後 半				
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-			-			-	-	-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)		高等教育のための科学的リテラシー	(2)			-		高等教育のための科学的リテラシー	(2)	-	-	
	看護英語論文クリティーク		(1)		生涯人間発達科学	(1)			-			-	-	2	
	看護理論と関連科学		2		看護倫理とコンサルテーション論	2			-			-	-	-	
専門支持科目	実践看護管理論		2			-			-			-	-	6	
			-		看護政策論	-			-			-	-	-	
			2		医療の質改善と情報科学	-			-			-	-	-	
		実践現場での教育と指導	2			-			-			-	2	-	
		エビデンスに基づく実践のための研究	2			-			-			-	2	-	
			-		文献検討	-			-			-	-	-	
			-		看護研究方法論	-			-			-	-	-	
		フィジカルアセスメント	2			-			-			-	2	-	
専門科目			-		臨床薬理学	2			-			-	2	-	
	精神専門看護学特論Ⅰ		2			-			-			-	2	-	
	精神専門看護学特論Ⅱ		2			-			-			-	2	-	
		精神専門看護学特論Ⅲ	2			-			-			-	2	-	
		精神専門看護学演習Ⅰ	2			-			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学特論Ⅳ	2			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学演習Ⅱ	2			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学特論Ⅴ	2			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学特論Ⅵ	2			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学実習Ⅰ	2			-			-	2	-	
			-		精神専門看護学実習Ⅱ	2			-			-	2	-	
			-			-		精神専門看護学実習Ⅲ	4			-	4	-	
			-			-		精神専門看護学実習Ⅳ	2			-	2	-	
			-			-		精神専門看護学実習Ⅴ				-	2	-	
		-			-		精神専門看護プロジェクト		2			-	2	-	
		23			14			6			2	45	36	8	
注1) <input type="checkbox"/> 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。											合計		44		
注2) <input type="checkbox"/> 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。															
注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。															
注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。															
注5) 「高等教育のための科学的リテラシー」「高等教育のための情報リテラシー」を選択する場合は、1年または2年のいずれかで履修する。															

履修モデル〔精神看護専門看護師をめざす者〕

長期履修学生
精神・地域在宅看護領域

開港時期	1年次					2年次					2年次(3年目)					単位数の合計	修了要件(資格必修含む)	
	春		単位数	秋		単位数	春		単位数	秋		単位数	単位数	必修	選択			
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半						前半	後半
共通科目	大学院教育導入論		(1)		-													
			-	高等教育のための科学的リテラシー	(2)													
	高等教育のための情報リテラシー		(2)		-													
専門支持科目			-	生涯人間発達科学	(1)													
		看護実習論文	(1)		-													
		看護理論と学	2		-													
			-	看護倫理とコンサルテーション	2													
			-	医療の質改善と情報科学	(2)													
			-		-				看護政策論	(2)								
			-		-			実践看護管理論	2									
			-		-			実践現場での教育と指導	2									
			-		-			エビデンスに基づく実践のための研究	2									
			-	文献検討	(2)													
専門科目			-	看護研究方法論	(2)													
			-	フィジカルアセスメント	2													
			-		-			病態生理学	2									
			-		-			臨床薬理学	2									
	精神専門看護学I特論		2		-													
	精神専門看護学II特論		2		-													
		精神専門看護学III特論	2		-													
		精神専門看護学演習I	2		-													
			-	精神専門看護学IV特論	2													
			-	精神専門看護学演習II	2													
			-		-			精神専門看護学V特論	2									
			-		-			精神専門看護学VI特論	2									
			-		-			精神専門看護学実習I	2									
		-		-			精神専門看護学実習II	2										
		-		-			精神専門看護学実習III		4									
		-		-			精神専門看護学実習IV		2									
		-		-			精神専門看護学実習V											
		-		-			精神専門看護プロジェクト					2						
		11		6				10			8			6			2	45
																		36
																		8

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

合計 44

履修モデル〔精神看護専門看護師をめざす者〕

長期履修学生
精神・地域在宅看護領域

年次	1年次					2年次					2年次（3年目）					2年次（4年目）					単位数 合計	修了要件 (資格必修含む)					
	開講時期	前半	後半	単位数		前半	後半	単位数		前半	後半	単位数		前半	後半	単位数		前半	後半	単位数		必修	選択				
共通科目	大学院教育導入講座			(1)			-	-				-	-			-	-			-	-	-	3	-	2		
	高等教育のための情報リテラシー			(2)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	生涯人間発達科学			(1)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
専門支援科目	看護英語論文の看護理論と看護実践			(1)			-	-				-	-			-	-			-	-	-	16	-	6		
	看護倫理とコンサルテーション論			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	医療の質改善と情報科学			(2)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	看護政策論			(2)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	実践看護管理論			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	実践現場での教育と指導			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	エビデンスに基づく実践のための研究			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	文献検討			(2)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	看護研究方法論			(2)			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	フィジカルアセスメント			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
病態生理学			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-	-	-				
臨床薬理学			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-	-	-				
専門科目	精神専門看護学特論 I			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-	26	2	-		
	精神専門看護学特論 II			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学特論 III			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学演習 I			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学特論 IV			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学演習 II			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学特論 V			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学特論 VI			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学実習 I			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学実習 II			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学実習 III			4			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学実習 IV			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
	精神専門看護学実習 V			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-				-	-
精神専門看護プロジェクト			2			-	-				-	-			-	-			-	-	-	-	-				
	7		4			8		6			6		4		6				2	45	36	8					

合計 44

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考慮し、指導教員と相談の上履修する。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

履修科目の配置表〔小児看護専門看護師をめざす者〕

母子看護領域

年次 開港 時期	1年次					2年次					単位数 合計	修了要件 (資格必修 含む)			
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	必 修	選 択	
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半					後半
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-			-			-	-	-	
			-		高等教育のための科学的リテラシー	(2)			-		高等教育のための科学的リテラシー	(2)	-	-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-		高等教育のための情報リテラシー	(2)			-	-	2	
			-		生涯人間発達科学	(1)			-			-	-	-	
専門支持科目		看護英語論文クリティーク	(1)			-			-			-	-	-	
		看護理論と関連科学	2			-			-			-	-	-	
			-		看護倫理とコンサルテーション論	2			-			-	-	6	
			-		看護政策論	-			-			-	-	-	
	実践看護管理論		2			-			-			-	-	-	
			-		医療の質改善と情報科学	-			-			-	-	-	
		実践現場での教育と指導	2			-			-			-	2	-	
		エビデンスに基づく実践のための研究	2			-			-			-	2	-	
			-		文献検討	-			-			-	-	-	
			-		看護研究方法論	-			-			-	-	-	
専門科目		小児看護学特論Ⅰ	2			-			-			-	2	-	
			-		小児看護学特論Ⅱ	2			-			-	2	-	
			-		小児看護学特論Ⅲ	2			-			-	2	-	
			-		小児看護学特論Ⅳ	2			-			-	2	-	
			-			-		小児看護学特論Ⅴ	2			-	2	-	
		小児専門看護学演習Ⅰ	2			-			-			-	2	-	
			-		小児専門看護学演習Ⅱ	1			-			-	1	-	
			-			-		小児専門看護学演習Ⅲ	1			-	1	-	
			-			-		小児専門看護学実習Ⅰ	2			-	2	-	
			-			-		小児専門看護学実習Ⅱ	4			-	4	-	
		-			-			-		小児専門看護学実習Ⅲ	4	4	-		
		-			-		小児専門看護プロジェクト		2			2	-		
		17			11		9		6		45	36	8		
注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。											合計 44				
注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。															
注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。															
注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。															
注5) 「高等教育のための科学的リテラシー」「高等教育のための情報リテラシー」を選択する場合は、1年または2年のいずれかで履修する。															

履修モデル [小児看護専門看護師をめざす者]

長期履修学
母子看護領域

年次	1年次						2年次						2年次(3年目)						単位数の合計	修了要件 (資格必修含む)	
	春		単位数	秋		単位数	春		単位数	秋		単位数	春		単位数	秋		単位数			
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半				
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-						-							-	-	
			-			-						-							-	-	
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-							-	2	
			-	生涯人間発達科学		(1)				-			-						-	-	
専門支持科目	看護英語論文フリエィー		(1)			-			-			-							-	-	
	看護理論と関連科学		2			-			-			-							-	-	
			-			-			-		看護倫理とコンサルテーション論		2						-	6	
			-			-			-		看護政策論		(2)						-	-	
			-			-		実践看護管理論		2			-						-	-	
			-			-			-		医療の質改善と情報科学		(2)						-	-	
			-			-		実践現場での教育と指導		2			-						-	2	
	エビデンスに基づく実践のための研究		2			-			-			-							-	2	
			-			-			-		文献検討		(2)						-	-	
	フィジカルアセスメント		2			-			-		看護研究方法論		(2)						-	-	
	病態生理学		2			-			-				-						-	2	
専門科目			-			-			-			-							-	2	
	小児看護学特論Ⅰ		2			-			-			-							-	2	
			-			-			-			-							-	2	
			-			-			-		小児看護学特論Ⅲ		2						-	-	
			-			-			-		小児看護学特論Ⅳ		2						-	-	
			-			-			-		小児看護学特論Ⅴ		2						-	-	
			-			-			-		小児専門看護学演習Ⅰ		2						-	2	
			-			-			-		小児専門看護学演習Ⅱ		2						-	2	
			-			-			-		小児専門看護学演習Ⅲ		1						-	1	
			-			-			-		小児専門看護学実習Ⅰ		2						-	2	
			-			-			-		小児専門看護学実習Ⅱ		4						-	4	
			-			-			-		小児専門看護学実習Ⅲ		1						-	1	
			-			-			-		小児専門看護学実習Ⅲ		4						-	4	
		-			-			-		小児専門看護プロジェクト		2						-	2		
		-			-			-				4						-	4		
		-			-			-				2						-	2		
		-			-			-				16						-	16		
		-			-			-				4						-	4		
		-			-			-				2						-	2		
		-			-			-				46						-	46		
		-			-			-				37						-	37		
		-			-			-				8						-	8		

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。

注2) 点線で囲まれた科目は、自己のレディネス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。

注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

合計 44

履修モデル〔小児看護専門看護師をめざす者〕

長期履修学生
母子看護領域

年次 開港 時期	1年次					2年次					2年次(3年目)					2年次(4年目)					単 位 数 の 合 計	修了要件 (資格必修含む)	
	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	春		単 位 数	秋		単 位 数	必 修	選 択			
	前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半		前半	後半					前半	後半
共通科目	大学院教育導入論		(1)			-			-			-			-			-			3	-	-
	高等教育のための情報リテラシー		(2)			-			-			-			-			-			-	-	2
	生涯人間発達科学			(1)		-			-			-			-			-			-	-	
専門 支持 科目	看護英語のフロンティア		(1)			-			-			-			-			-			-	-	
	看護理論と看護実践		2			-			-			-			-			-			-	-	6
	看護倫理とコンサルテーション			2		-			-			-			-			-			-	-	
	看護政策論			(2)		-			-			-			-			-			-	-	
	実践看護管理論				2		-			-			-			-			-		-	-	
	医療の質改善と情報科学			(2)		-			-			-			-			-			-	-	
	実践現場での教育と指導				2		-			-			-			-			-		-	2	-
	エビデンスに基づく実践のための研究		2			-			-			-			-			-			-	2	-
	文献検討					-			-			(2)			-			-			-	-	
	看護研究方法論					-			-			(2)			-			-			-	-	
フィジカルアセスメント		2			-			-			-			-			-			-	2	-	
病態生理学				2		-			-			-			-			-			-	2	-
臨床薬理学			2			-			-			-			-			-			-	2	-
専門 科目	小児看護学I		2			-			-			-			-			-			-	2	-
	小児看護学II				2		-			-			-			-			-		-	2	-
	小児看護学III					-	2			-			-			-			-		-	2	-
	小児看護学IV					-		2		-			-			-			-		-	2	-
	小児専門看護学特論V					-			2		-			-			-		-		-	2	-
	小児専門看護学演習I			2		-			-			-			-			-			-	2	-
	小児専門看護学演習II					-			1		-			-			-		-		-	1	-
	小児専門看護学演習III					-				1		-			-			-			-	1	-
	小児専門看護学実習I					-				2		-			-			-			-	2	-
	小児専門看護学実習II					-					4		-			-			-			4	-
小児専門看護学実習III					-						4		-			-		-		-	4	-	
小児専門看護プロジェクト					-								2			-		-		-	2	-	
		9		6			8		5			4		5			4		2	45	36	6	

注1) 実線で囲まれた科目は履修すべき科目、または履修を推奨する科目である。
注2) 点線で囲まれた科目は自己のレディナス・学修進度を考え、指導教員と相談の上履修する。

注3) 共通科目は、点線で囲まれた科目から2単位以上を選択して履修する。
注4) 「大学院教育導入論」は自由科目のため修了要件の単位数には含まれない。

表6-1 「実践課題研究」および「特別研究」の指導プロセスとスケジュール

段階	年次	時期	学生	指導プロセス	指導体制
研究計画の検討	1年次	4月	関心がある領域の教員との面談 研究指導教員の申請	学生の研究関心領域を明らかにする 学生の研究関心に応じて研究指導教員を決定する	学生の申請に基づき、研究分野の特性を考慮して研究指導教員1名と副研究指導教員1-2人を研究科委員会にて協議し、決定する
		4月 9月	研究計画書草案作成 ・関心ある研究トピック関連文献の検索とSR (注 SR: 系統的文献検討) ・研究課題の明確化 ・方法論に関する文献検討	先行研究のレビュー 研究課題・研究目的を明らかにする 研究目的に適した研究方法を選択する	研究指導教員・副研究指導教員による指導 専門支持科目「エビデンスに基づく実践のための研究」(「文献検討」「看護研究方法論」)を通じた指導
研究計画書作成・審査	1年次	10月	研究計画検討会開催申請	申請可の判断は研究指導教員が判断する	研究計画検討会は研究科教務委員会が主催する
		2月	研究計画検討会の実施 研究計画検討会での指摘事項を受け、必要な修正を行う 研究計画書作成合格	研究計画検討会を通して、領域に関わらず多方面から研究計画書を検討する 研究計画書の加筆修正 研究計画書審査基準を満たすまで研究計画書を修正する	研究計画検討会は、教員委員長が責任者となり、研究科の全ての研究指導教員で構成される 研究指導教員・副研究指導教員による指導 研究計画書の審査に合格するまで毎月研究計画検討会を開催し、指導を行う
研究倫理審査	1年次	2月	研究倫理審査委員会へ申請 倫理委員会での指摘事項を受け、必要な修正を行う	研究計画書審査基準に基づく審査 倫理委員会指摘事項に基づく再検討と研究計画書の修正への助言	研究科倫理委員会による倫理審査 研究指導教員・副研究指導教員による指導 研究科倫理委員会による研究計画書承認
研究実施	2年次	3月	倫理審査承認後研究開始	研究プロトコルに従った研究実施	研究指導教員・副研究指導教員による指導
		9月	データ収集 データ収集・分析完了	(予期せぬ事態への対応)	
学位論文作成と修正	2年次	9月	修士論文の執筆		研究科委員会は学位審査申請書等に基づき、論文審査主査1人*と副査2-3人**を決定し、学位論文審査委員会を設置する
		11月	学位審査申請書及び仮タイトルの提出(10月)	審査の透明性・厳密性の担保	
		12月	学位論文(第1稿)提出		主査・副査による第一次書面審査と結果報告
論文審査・最終試験	2年次	1月	中間発表会(学内公開発表会) 学位論文最終稿提出	学位論文としての洗練	学内教員からの助言や指導
		2月	学位論文審査 最終試験	予め公表されている評価基準に基づいて判定を行う	学位論文審査委員会を開催し委員全員による審査 審査は研究科委員会にて審議し、修了判定を行う
報告	2年次	3月	公開発表会 修士論文 保存版の提出		学外からも参加可とする
		3月	修了		

主査 : 研究指導教員以外の他領域の研究指導教員が担当し、該当する論文の研究指導は副査となる

副査 : 学内の他学部または学外の適切な教員を指名できる

表6-2 「専門看護プロジェクト」の指導プロセスとスケジュール

段階	年次	時期	学生	指導プロセス	指導体制
「プロジェクト」の性質と進め方を正しく理解 専門支持科目と専門科目の履修とアイデアを書き留める作業ノートの作成と企画書草案	1年次	4月	・関心がある領域の教員との面談 ・研究指導教員の申請	・学生の希望する人材養成像と関心領域を明らかにする 学生の入学の目的（取得したい資格）に応じて研究指導教員を決定する	・入学後に迷ってる学生への対応は教務アドバイザーが行う ・学生の申請に基づき、研究分野の特性を考慮して研究指導教員1名と副研究指導教員1-2人を研究科委員会にて協議し、決定する
		4月	・「専門看護プロジェクト」の性質と特徴を「特別研究」「実践課題研究」との比較から正しく理解する。	・入学オリエンテーションや「大学院教育導入論」の中で研究科目の種類と特徴を説明	・左記に関する指導は主として教務アドバイザー、科目責任者、研究指導教員が協力してあたる。
		5月	・関連科目の履修及びプロジェクトの進め方とそれに必要な基本的知識・スキルの修得 ・高度実践看護師の認定に必要な専門支持科目及び専門科目を履修	・「高等教育のための情報リテラシー」「エビデンスに基づく実践のための研究」の開講	・共通科目「高等教育のための情報リテラシー」専門支持科目「エビデンスに基づく実践のための研究」に関連したプロジェクトの質問は科目担当教員 ・科目に関連したプロジェクトのアイデアに関しては科目担当教員が行う。
			・プロジェクトに関し浮かんだアイデアを記録する作業ノートの作成と指導教員との面接	・高度実践看護師の認定を得るために必要な専門支持科目及び専門科目を開講 ・研究のアイデアに関し、教員から時間割外の指導を行う	・研究指導教員は時間割外で学生と定期的な面接を行い、プロジェクトのアイデアに対し必要な助言を行う。
		9月	・高度実践看護師の認定を得るために必要な秋学期の専門支持科目及び専門科目を履修 ・学生は月に1回程度領域横断的な研究に関する共同カンファレンスや領域別ゼミを自主的に運営 ・2年次学位審査申請書提出まで積極的に出席	・高度実践看護師の認定を得るために必要な専門支持科目及び専門科目を開講 ・左記に関し、必要な助言や指導を他の学生や教員から得て、プロジェクト計画の構想に役立てる。	・科目に関連したプロジェクトのアイデアに関しては科目担当教員が行う。 ・共同カンファレンスや研究室ゼミナールに出席している学生の指導教員・副指導教員も同席し、学生の自主性を尊重しながら、必要な助言や指導を行う。
		10月	・専門科目の特論、演習、実習を履修、実習中にプロジェクトの企画書原案の構想、施設や職員との協力体制構築の打診	・3月末日までに実現可能なプロジェクト企画書原案を完成させる ・必要時施設における倫理審査委員会での審査	・実習担当教員及び研究指導教員が実習施設の実習指導者や責任者の協力を得て、実現可能なプロジェクトの企画書作成を指導する。
計画検討会・研究倫理審査	2年次	4月	・専門看護実習とプロジェクトの始動 ・プロジェクト企画書の完成	・専門看護実習とプロジェクトの本格的開始	・研究指導教員と実習科目責任者は兼任体制
		5月	・研究計画検討会へ申請 ・研究倫理審査委員会へ申請 ・倫理委員会での指摘事項を受け、必要な修正を行う	・プロジェクト企画書基準に基づく審査(毎月) ・研究倫理審査委員会(毎月開催) ・倫理委員会指摘事項に基づく再検討と研究計画書の修正への助言	・教務委員会主催の研究検討委員会による企画書の審査 ・研究科倫理委員会による倫理審査 ・研究指導教員・副研究指導教員による指導 ・研究科倫理委員会による研究計画書承認
研究実施	4月	・倫理審査承認後研究開始	・プロジェクトプロトコルに従った活動の実施	・研究指導教員・副研究指導教員及び実習担当教員、並びに実習指導者(専門看護師)及び施設の研究指導担当者または有識者による指導 ・指導体制構築の責任は研究指導者がとる。	
		11月	・データ収集・分析完了	・専門看護実習中又は実習時間外におけるプロジェクトチームとの共同作業(予期せぬ事態への対応)	
プロジェクト報告作成と修正	9月	・専門看護プロジェクト報告の執筆 学位審査申請書及び仮タイトルの提出(10月)	・審査の透明性・厳密性の担保	・研究科委員会は学位審査申請書等に基づき、主査1人*と副査2人**を決定し、学位論文審査委員会を設置する	
		12月	・プロジェクト報告(第1稿)提出	・第1稿を修正し報告書の質を上げるプロセス ・主査・副査による第一次書面審査と結果報告	
		1月	・中間発表会(学内公開発表会) ・プロジェクト報告最終稿提出	・プロジェクト報告として洗練させるプロセス	・学内教員からの助言や指導
論文審査・最終試験	2月	・特定の課題についての研究成果審査	・予め公表されている評価基準に基づいて判定を行う	・審査委員会を開催し主査・副査全員による審査 ・審査結果は研究科委員会にて審議し、修了判定を行う	
		・最終試験			
報告	3月	・公開発表会		・学外からも参加可とする	
		・プロジェクト報告保存版の提出 修了			

注) 「専門看護プロジェクト」をここでは「プロジェクト」と称する

主査 : 研究指導教員以外の他領域の研究指導教員が担当し、該当する論文の研究指導は副査となる

副査 : 学内の他学部または学外の適切な教員を指名できる

常磐大学大学院看護学研究科（修士課程）学位論文および特定の課題についての研究成果（専門看護プロジェクト報告）の審査基準

看護学研究科委員会
令和〇年〇月〇日制定

1. 学位論文（修士論文）

学位論文（修士論文）は、看護の実践やその基礎にかかる研究の成果を学術論文としてまとめたものである。修士論文には修士論文（特別研究）と修士論文（実践課題研究）の2種類がある。

1) 修士論文（特別研究）の審査基準

- (1) 研究課題（research problem）は十分な文献検討から導き出され、学術的な意義があるか
- (2) 研究の目的は明示され、目的に合致した仮説や研究設問（research questions）が記述されているか
- (3) 研究の方法は研究目的・仮説・研究設問に照らして妥当なものか
- (4) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされ、必要十分な結果が示されているか
- (5) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的水準に達しているか
- (6) 学術論文として表現や形式が適切であるか
- (7) 研究の計画・遂行・発表、データ保管は本学研究倫理規程に則ったものであるか
- (8) 自分の論文を十分理解し、説明できているか

2) 修士論文（実践課題研究）の審査基準

- (1) 研究課題（research problem）は自らの看護実践の経験から導き出され、実践的な意義があるか
- (2) 研究の目的は明示され、目的に合致した仮説や研究設問（research questions）が記述されているか
- (3) 研究の方法は研究目的・仮説・研究設問に照らして妥当なものか
- (4) 研究資料やデータの収集と分析が適切になされ、必要十分な結果が示されているか
- (5) 研究の考察と結論が妥当であり、学術的水準に達しているか
- (6) 学術論文として表現や形式が適切であるか
- (7) 研究の計画・遂行・発表、データ保管は本学研究倫理規程に則ったものであるか
- (8) 自分の論文を十分理解し、説明できているか

2. 特定の課題についての研究成果（専門看護プロジェクト報告）

専門看護プロジェクト報告とは、専門看護師の資格を得るために入学した学生が「専門看護プロジェクト2単位」の履修において、また、専門看護師の役割の一つ、研究役割（専門知識・技術向上や開発のために研究活動を行う又は支援する役割）を実習する「専門看護実習」においても、同一の課題に研究的に取り組み、看護実践における課題解決の過程とその成果を報告するものである。具体的には、特定の看護

支援ガイドライン作成、看護実践向上に利用可能なエビデンス集の作成、科学的根拠に基づいた実践の事例集、看護スタッフ教育プログラム作成、多職種連携のための工夫、看護用品の開発、看護実践記録、医療安全に関するデータ等の専門的処理、フィールドワークによる調査研究または事例研究等がこれに含まれる。いずれも現場スタッフ等と協力して取り組むことが推奨される

専門看護プロジェクト報告審査基準

- (1) 取り組む課題は教育実践との関りにおいて意義深いものであるか
- (2) 取り組む課題について背景と現状の理解が適切であるか
- (3) 問題解決・達成の方法は看護学分野・領域において妥当なものか
- (4) 問題解決・達成の成果が看護実践や看護教育の向上や改善に有効なものであるか
- (5) 成果の有効性を他者評価も含めて適切に評価しているか
- (6) 報告書として表現や形式が適切であるか
- (7) 研究の計画・遂行・発表、データ保管は本学研究倫理規程に則ったものであるか
- (8) 自分の論文を十分理解し、説明できているか

○常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準

2009年4月1日

教学会議

1 目的

本基準は、常磐大学大学院研究倫理委員会規程（2009年4月1日）に定める常磐大学（以下「本学」という。）の大学院学生（以下「院生」という。）の研究が、研究の対象となる人や動物に対する十分な倫理的配慮の下に、適切に計画および実施されるために定められる。

2 適用範囲

本基準は、本学の大学院教育におけるすべての研究に適用する。

3 院生の責務

研究を実施する院生は、研究について研究計画書を作成し、研究を実施する際には研究対象者（以下「対象者」という。）に対して十分な倫理的配慮をしなければならない。

4 院生に対する教育訓練の実施

研究を行う院生は、常磐大学大学院研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）が主催する講習会に出席しなければならない。なお、教育上の視点から、当該院生の研究指導教員、副研究指導教員も講習会への参加が望ましい。

5 研究内容の審査手続

- (1) 研究を実施する院生は、研究計画書を作成して、所属する研究科委員会に提出し、倫理委員会の審査を受けなければならない。
- (2) 倫理委員会は、提出された研究計画書を審査し、研究内容等が妥当であると判断したときにはこれを承認する。また、必要があれば、計画の内容変更を含めた指導を行い、再提出を求めることがある。なお、研究計画の審査に当たっては、当該院生の研究指導教員の出席を要請する。

6 研究における倫理的配慮の基準

- (1) 動物を対象にした研究については、常磐大学・常磐短期大学動物実験に関する基準（2009年4月1日）に基づき、動物に対する倫理的配慮が求められる。
- (2) 人を対象とした研究では、対象者に対して十分な倫理的配慮が必要であり、研究計画書を作成する際にはその点に充分留意する必要がある。

配慮すべき主な点は以下のとおりである。

① 対象者に対する研究内容の説明

対象者に対し研究について十分な説明を口頭ならびに必要であれば文書にて行い、対象者の同意を取り、また同意の撤回を保証する。同意の取扱いは口頭だけでなく、必要に応じて文書にて扱う。ただし、研究内容を詳細に説明することで研究結果が

正しく得られない可能性がある場合、必要があれば結果に影響しない範囲で説明をし、研究が終了した時点で十分な説明をする。

- a ある疾患の患者などが対象者になる場合は、対象者に対して口頭だけではなく文書で研究の内容について説明し、同じく文書にて同意を取ることが必要である。
- b 対象者に同意能力のない場合は、保護者に対して同様の方法で同意をとる。
- c 研究によって対象者に不利な状態が生じることが予想される場合は、その点に関して特に説明と同意が必要である。

② 個人情報の保護

- a 個人情報の重要性を認識して、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを理解する。さらに、その適正な取扱いについて必要な措置を講じる。
- b 当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らしてはならない。
- c 個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

③ 個人情報の取扱い

- a 質問紙調査や面接調査等を行うときには、個人情報の取扱いに注意し、研究計画書と対象者への説明文の中に、それを明記する。
- b 個人情報の取扱いについては、匿名化が望まれる。匿名化には以下の2種類がある。

ア 連結不可能匿名化

対象者の個人的情報は一切保持しないで、番号だけで処理する。

イ 連結可能匿名化

一人または複数の対象者の経過などを観察・調査する場合、匿名化はするが追跡に必要な情報は保持する。例えば、性別・年齢・疾患名・臨床症状などの情報である。なお、照合表（番号と実際の氏名など個人情報を照合した表）を作成し、その管理に当たっては十分な注意が必要である。

④ 資料、データ等の収集および管理

- a 科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法や手段によって、当該研究に関わる資料・データ等の収集を行う。
- b 資料は破棄するか、保管するかのいずれかになる。いずれもその方法を研究計画書に明記する必要がある。保管する場合、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録を適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存する。

⑤ 研究成果の発信

関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。

- a 研究の成果を、学会発表、論文、報告書等で報告する場合、どのような方法で報告するのか、その方法を研究計画書に明記する。
- b 研究成果の発表に当たって、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。
- c 研究の遂行および成果の発表においては、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用）等の不正な行為は厳禁する。
- d 研究成果の発表に当たっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

7 審査証明書の交付

- (1) 研究の成果を公表する際に、当該研究が倫理委員会の承認を得ていることを明示する場合には、倫理委員会より承認証明書の交付を受けなければならない。
- (2) 証明書の申請は、承認証明書交付願（様式1）にすでに審査を受けた研究計画書の写しと、研究報告書をつけて倫理委員会に提出するものとする。倫理委員会は審査の上、研究計画承認証明書（様式2）を交付する。

様式1

研究計画承認証明書交付願

常磐大学 学長 殿

1 研究計画承認番号

2 研究者氏名

所属 _____ 研究科 _____ 学籍番号 _____ 氏名 _____

3 使用目的

4 研究計画の変更の有無

無し 有り(継続申請で承認済) 有り(申請していない)
(変更の内容と理由^{※1})

5 証明書の宛名(証明書を添付する書類のタイトル、証明書の送付者所属氏名等)^{※2}

上記のとおり相違ありませんので、研究計画承認証明書を交付願います。

請求者氏名 _____ 印

.....
※1 計画変更が有るが申請していない場合に記載する。ただし、大幅な変更の場合は改めて計画書の再申請を行うこと。

※2 記載された宛名をそのまま証明書に使用するため、正確に記載すること。

※3 当該研究計画の論文原稿をこの交付願に添付すること。

様式2

年 月 日

殿

常磐大学
学長

印

研究計画承認証明書

下記の研究計画に関して、 年度常磐大学大学院研究倫理委員会において慎重に審査の結果、当該計画を承認しましたので、ここに証明します。

記

研究計画名

研究者名

研究実施期間

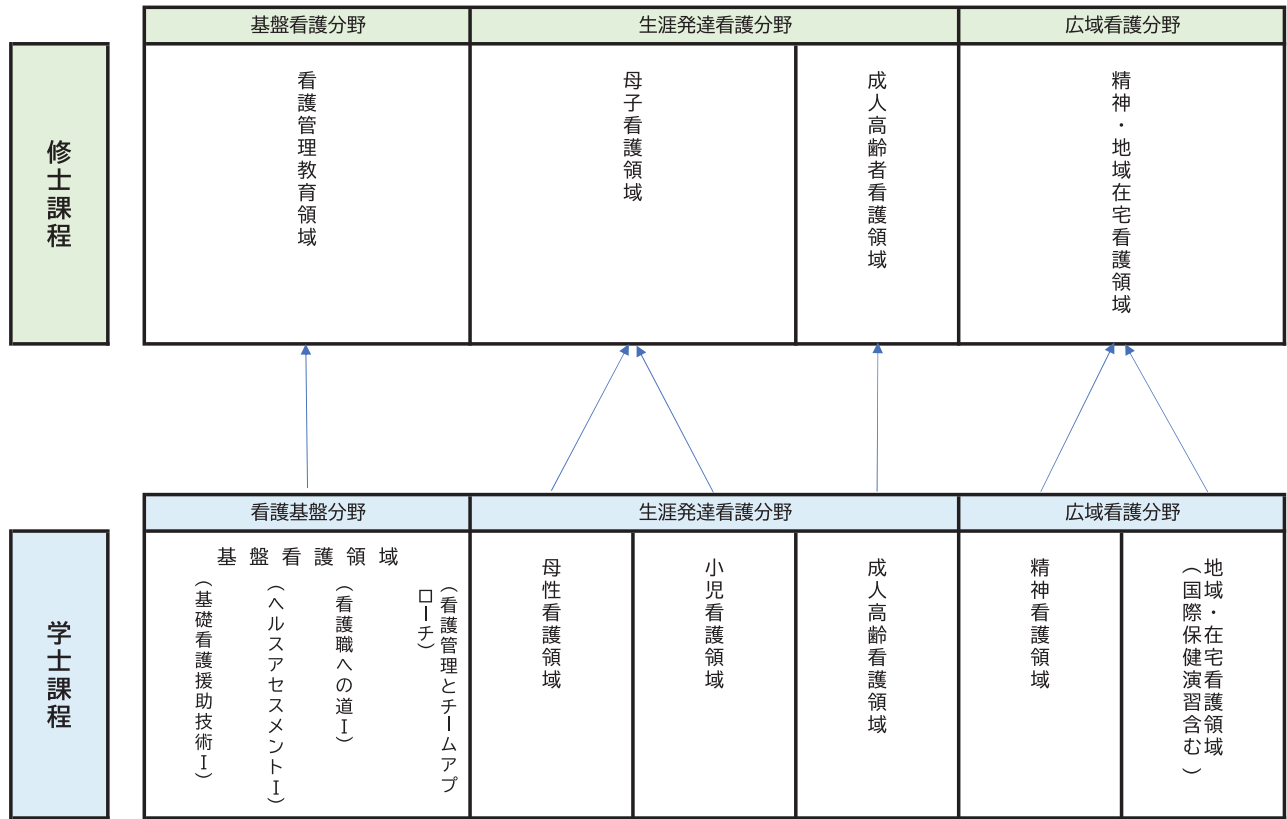
年 月 日 ～ 年 月 日

承認番号

承認日

年 月 日





注)()内は代表的科目名

図 3 教育・研究の分野・領域における学士課程と修士課程との関係

○常磐大学大学院長期履修学生規程

2013年12月1日

教学会議

(趣旨)

第1条 常磐大学大学院（以下「本学」という。）に在籍する学生（以下「在学生」という。）で、常磐大学大学院学則（1989年3月17日。以下「学則」という。）第4条の2の規定により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）する学生に関しては、この規程の定めるところによる。

(資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）および在学生とし、修士課程在学生においては、入学後1年未満のもの、博士課程（後期）在学生においては、入学後2年未満のもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 職業を有し就業している者または自ら事業を行っている者
- 2 出産、育児、介護等を行う必要がある者
- 3 その他学長が前2号に準ずると認めた者

(長期履修期間)

第3条 長期履修を認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、原則として1年単位で申請するものとし、次のとおりとする。

- 1 入学予定者のうち長期履修学生として認められた者については、修士課程にあっては4年以内とし、博士課程（後期）にあっては6年以内とする。
- 2 在学途中からの長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数以内とする。

(長期在籍年限)

第4条 長期履修学生の在籍年限は修士課程にあっては6年、博士課程（後期）にあっては9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、前条に規定する長期履修期間に修士課程にあっては既在籍期間に2年を加えた年数を、博士課程（後期）にあっては既在籍期間に3年を加えた年数を超えることができないものとする。

(申請手続)

第5条 長期履修を希望する者は、次に掲げる書類を添えて、学長に申請しなければならない。

- 1 長期履修申請書（様式第1号）
- 2 在職証明書または就業していることが確認できる書類（職業を有する者に限る。）
- 3 研究計画書

4 研究指導教員の意見書（在學生に限る。）

5 その他必要と認められる書類

② 前項に規定する申請書類の提出期限は、次のとおりとする。

1 入学予定者は、入学手続期間最終日まで。

2 在學生のうち、春semester入学者は、長期履修開始前年度の2月末日まで、秋semester入学者は、長期履修開始年度の6月末日まで。

（許可）

第6条 前条の規定による申請があった場合には、申請者が在籍する研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（長期履修期間の短縮または延長）

第7条 長期履修期間の短縮（長期履修の取りやめを含む。）または延長については、第3条に規定する範囲内において1回を限度にこれを行うことができる。ただし、長期履修期間最終年次での変更は認めないものとする。

② 前項の規定により、長期履修期間の短縮または延長を希望する場合は、春semester入学者は、適用を希望する前年度の2月末日まで、秋semester入学者は、適用を希望する年度の6月末日までに長期履修変更申請書（様式第2号）に研究指導教員の意見を添えて、学長に提出しなければならない。

③ 前2項の規定に基づく申請があったときには、申請者の在籍する研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（資格の喪失）

第8条 長期履修学生としての資格を喪失した場合は、速やかにその旨を学長に届け出なければならない。

（事務）

第9条 この規程に関する事務は、学事センターおよび学生支援センターが所管する。

附 則

1 この規程の改廃には、研究科委員会の議を経て、教学会議の承認を得るものとする。

2 この規程は、2013年12月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

長期履修申請書

(西暦) 年 月 日

常磐大学学長 殿

下記のとおり、常磐大学大学院学則第4条の2に規定する長期履修の適用を申請いたします。

学籍番号		氏 名			
所属研究科	研究科		入学年度	20 年度	セメスター
適用開始日	20 年 月 日	修了予定日	20 年 月 日		
申請理由：					
履修計画：					

研究科長	研究指導教員	学生支援センター

様式第2号（第7条関係）

長期履修変更申請書

（西暦） 年 月 日

常磐大学学長 殿

下記のとおり、常磐大学大学院学則第4条の2に規定する長期履修の適用の変更を申請いたします。

学籍番号		氏 名	
所属研究科		研究科	入学年度 20 年度 セメスター
変更前	適用開始日	20 年 月 日	修了予定日 20 年 月 日
変更後	適用開始日	20 年 月 日	修了予定日 20 年 月 日
変更理由：			
履修計画：			

研究科長	研究指導教員	学生支援センター

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

○常磐大学大学院研究科委員会規程

1989年3月17日

研究科委員会

改正 2008年11月18日

2008年12月10日

2008年12月10日

2012年7月12日

2013年7月19日

2013年11月8日

2015年6月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、常磐大学大学院学則（1989年3月17日。以下「学則」という。）第6条第2項に基づき、常磐大学の各研究科に置く研究科委員会の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 研究科委員会は、学則第6条第3項に掲げる事項のほか、当該研究科における教育研究に関する次の事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- 1 研究科に関する諸規程の制定および改廃に関すること。
- 2 研究科に所属する研究指導教員の資格審査に関すること。
- 3 研究科の授業科目、単位および履修方法に関すること。
- 4 授業担当教員に関すること。
- 5 学位論文の審査および最終試験に関すること。
- 6 退学、休学、復学、転研究科、転学および除籍に関すること。
- 7 科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生に関すること。
- 8 学生の厚生補導に関すること。
- 9 学生の表彰および懲戒に関すること。
- 10 その他研究科に関すること。

(構成)

第3条 研究科委員会は、研究科長ならびに研究科に所属し、研究指導教員として認められた専任教員および学則第25条に定める兼任講師のうち、学長の指名する者をもって構成する。

(陪席)

第4条 法人および教学の各所掌責任者は、研究科委員会の求めに応じ、所管事項に関する説明を行うものとする。

- ② その他議長が必要と認めた者に対し、その都度研究科委員会への陪席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(招集および議長)

第5条 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

- ② 研究科長に事故があるときは、あらかじめ研究科長の指名する者が、その職務を代行する。この場合において、代行者は議決権を有するものとする。
- ③ 研究科委員会は、原則として夏季休暇中を除き毎月1回招集するものとし、研究科長が必要があると認める場合は、臨時に開くことができる。
- ④ 研究科長は、構成員の3分の2以上の要求があった場合、研究科委員会を招集しなければならない。

(成立要件および議決)

第6条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、該当議事につき書面をもってあらかじめ意思を明らかにした者は、出席者とみなす。

- ② 研究科委員会における議決には、特に定めのあるもののほか、出席委員の過半数の賛成を必要とする。
- ③ 次の各号に掲げる者は、前各項に掲げる構成員に含めないものとする。

- 1 常磐大学・常磐短期大学就業規則（1982年8月24日。以下「就業規則」という。）

第15条の規定に基づく休職期間中の者

- 2 就業規則第37条第8号に規定する特別休暇を受けている者
- 3 就業規則第38条に規定する病気休暇期間中の者
- 4 就業規則第39条に規定する育児休業期間中の者
- 5 就業規則第40条に規定する介護休業期間中の者
- 6 就業規則第70条第3号および第4号に規定する懲戒を受けている者
- 7 海外渡航中の者
- 8 常磐大学・常磐短期大学サバティカル規程に基づくサバティカル適用者

(議事録)

第7条 議長は、研究科委員会開催の日時、場所および議決事項ならびにその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- ② 議事録は、原則として直近の研究科委員会において確認し、学事センターが保管する。

(議案の提出)

第8条 議長は、各関連機関に対し、案件提出を求めることができる。

- ② 案件提出を求められた機関は、緊急の場合を除いて開催の日の1週間前までに、学事センターに提出するものとする。

(事務)

第9条 研究科委員会の事務は、学事センターが担当する。

附 則

- 1 この規程の改廃には、教学会議構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、文部大臣の認可の日から施行する。
- 3 この規程の規程名の改正は、コミュニティ振興学研究科設置に係る文部科学大臣の認可の日（2003年11月27日）から適用し、第4条第1項第7号の改正条項は、2004年4月1日から適用する。
- 4 この規程の第2条の改正条項は2005年4月1日から適用する。
- 5 この規程の第1条、第2条第1項、第3条第2、3項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条および第8条の改正条項は、2006年10月18日から適用する。
- 6 この規程の第3条第3項および第7条の改正条項は、2008年12月10日から適用する。
- 7 この規程の第3条の改正条項は2012年7月12日から適用する。
- 8 この規程の改正条項は、2013年11月8日から施行し、2013年9月5日に遡及して適用する。
- 9 この規程の第1条、第2条、第4条、第6条および第8条の改正条項ならびに第3条第2項の削除は、2015年4月1日に遡及して適用し、第3条の改正条項は、2016年4月1日から適用する。